

# 震災対策編



## 目 次

### 第1章 災害予防計画

|     |                         |      |
|-----|-------------------------|------|
| 第1節 | 災害に強い都市づくり.....         | 震-1  |
| 第1  | 市街地の整備.....             | 震-1  |
| 第2  | 防災空間の確保.....            | 震-2  |
| 第3  | 防災拠点の整備.....            | 震-2  |
| 第4  | 道路・橋りょうの整備.....         | 震-3  |
| 第5  | 街角危険物の除去.....           | 震-4  |
| 第6  | 上下水道施設等の整備.....         | 震-4  |
| 第2節 | 災害防止対策の推進.....          | 震-5  |
| 第1  | 土砂災害対策の推進.....          | 震-5  |
| 第2  | ため池の防災対策の推進.....        | 震-6  |
| 第3  | 液状化対策の推進.....           | 震-6  |
| 第4  | 地籍調査の推進.....            | 震-6  |
| 第3節 | 災害に強い組織・人の形成.....       | 震-8  |
| 第1  | 防災体制の整備.....            | 震-8  |
| 第2  | 自主防災活動の推進.....          | 震-9  |
| 第3  | 防災訓練の実施.....            | 震-10 |
| 第4  | 防災知識の普及.....            | 震-11 |
| 第4節 | 消防力の向上.....             | 震-13 |
| 第1  | 消防体制の整備.....            | 震-13 |
| 第2  | 救急救助体制の整備.....          | 震-14 |
| 第3  | 火災の予防.....              | 震-14 |
| 第5節 | 避難環境の整備.....            | 震-16 |
| 第1  | 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備..... | 震-16 |
| 第2  | 避難体制の整備.....            | 震-17 |
| 第6節 | 応急対策のための環境整備.....       | 震-19 |
| 第1  | 情報収集・伝達手段の整備.....       | 震-19 |
| 第2  | 応急医療体制の整備.....          | 震-20 |
| 第3  | 緊急輸送体制の整備.....          | 震-20 |
| 第4  | 給水体制の整備.....            | 震-21 |
| 第5  | 物資供給体制の整備.....          | 震-21 |
| 第6  | 備蓄体制の整備.....            | 震-22 |
| 第7  | 応援（受援）体制の整備.....        | 震-22 |
| 第8  | 建物対策の整備.....            | 震-23 |
| 第9  | 宅地対策の整備.....            | 震-23 |
| 第10 | 災害ボランティア活動の環境整備.....    | 震-24 |
| 第11 | 文教対策の整備.....            | 震-24 |
| 第7節 | 要配慮者対策のための環境整備.....     | 震-25 |
| 第1  | 要配慮者への街づくり対策.....       | 震-25 |
| 第2  | 在宅の避難行動要支援者への対策.....    | 震-26 |

|                     |                    |      |
|---------------------|--------------------|------|
| 第3                  | 要配慮者利用施設の対策.....   | 震-28 |
| 第4                  | 外国人への対策.....       | 震-29 |
| 第5                  | 観光客への対策.....       | 震-30 |
| <b>第2章 災害応急対策計画</b> |                    |      |
| 第1節                 | 災害応急体制の確立.....     | 震-31 |
| 第1                  | 災害応急体制の確立.....     | 震-31 |
| 第2                  | 災害警戒配備体制.....      | 震-32 |
| 第3                  | 災害対策本部体制.....      | 震-33 |
| 第4                  | 参集・配備.....         | 震-35 |
| 第5                  | 事務分掌.....          | 震-36 |
| 第2節                 | 情報の収集・伝達.....      | 震-44 |
| 第1                  | 地震関連情報の収集・伝達.....  | 震-45 |
| 第2                  | 被害情報の収集・調査・報告..... | 震-47 |
| 第3                  | 災害時通信伝達体制.....     | 震-49 |
| 第3節                 | 災害広報・広聴活動.....     | 震-51 |
| 第1                  | 災害広報活動.....        | 震-51 |
| 第2                  | 報道機関への対応.....      | 震-52 |
| 第3                  | 広聴活動.....          | 震-53 |
| 第4節                 | 応援派遣.....          | 震-54 |
| 第1                  | 自衛隊の災害派遣.....      | 震-54 |
| 第2                  | 国・道・市町村等への要請.....  | 震-56 |
| 第3                  | 応援隊の受入れ.....       | 震-59 |
| 第5節                 | 救助・救急・消火.....      | 震-62 |
| 第1                  | 救助・救急活動.....       | 震-62 |
| 第2                  | 消火活動.....          | 震-64 |
| 第3                  | 消防への要請.....        | 震-65 |
| 第4                  | 職員のケア.....         | 震-66 |
| 第6節                 | 医療救護.....          | 震-67 |
| 第1                  | 応急医療活動.....        | 震-67 |
| 第2                  | 被災者等への医療.....      | 震-69 |
| 第7節                 | 避難.....            | 震-71 |
| 第1                  | 避難活動.....          | 震-72 |
| 第2                  | 避難所の開設・廃止.....     | 震-75 |
| 第3                  | 避難所の運営.....        | 震-76 |
| 第4                  | 広域避難.....          | 震-79 |
| 第8節                 | 生活救援.....          | 震-81 |
| 第1                  | 給水活動.....          | 震-82 |
| 第2                  | 食料の供給.....         | 震-83 |
| 第3                  | 生活必需品の供給.....      | 震-84 |
| 第4                  | 救援物資の受入れ.....      | 震-85 |
| 第5                  | 燃料の供給.....         | 震-86 |
| 第9節                 | 交通対策・緊急輸送.....     | 震-88 |

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 第1 交通対策.....                     | 震-88  |
| 第2 緊急輸送.....                     | 震-91  |
| 第10節 災害警備.....                   | 震-93  |
| 第1 警察の災害警備.....                  | 震-93  |
| 第2 被災地の警備.....                   | 震-94  |
| 第11節 建物対策.....                   | 震-95  |
| 第1 被災建築物の応急危険度判定.....            | 震-95  |
| 第2 被災宅地の危険度判定.....               | 震-96  |
| 第3 住家の被災調査.....                  | 震-98  |
| 第4 応急仮設住宅.....                   | 震-99  |
| 第5 市営住宅の供給.....                  | 震-100 |
| 第6 住宅の応急修理.....                  | 震-100 |
| 第12節 防疫・清掃.....                  | 震-102 |
| 第1 防疫活動.....                     | 震-103 |
| 第2 し尿の処理（旭川市災害廃棄物処理計画参照）.....    | 震-103 |
| 第3 災害廃棄物の処理（旭川市災害廃棄物処理計画参照）..... | 震-104 |
| 第4 一般廃棄物の処理.....                 | 震-105 |
| 第5 障害物の除去.....                   | 震-105 |
| 第6 動物対策.....                     | 震-106 |
| 第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理.....         | 震-108 |
| 第1 行方不明者の捜索.....                 | 震-108 |
| 第2 遺体の処理.....                    | 震-109 |
| 第3 遺体の火・埋葬.....                  | 震-109 |
| 第14節 公共施設等の応急復旧対策.....           | 震-110 |
| 第1 ライフライン施設.....                 | 震-110 |
| 第2 交通施設.....                     | 震-113 |
| 第3 公共施設.....                     | 震-115 |
| 第15節 農業対策.....                   | 震-116 |
| 第1 農林業対策.....                    | 震-116 |
| 第2 畜産業対策.....                    | 震-117 |
| 第16節 文教・保育対策.....                | 震-118 |
| 第1 応急保育.....                     | 震-118 |
| 第2 応急教育.....                     | 震-119 |
| 第3 社会教育施設等の対策.....               | 震-120 |
| 第17節 災害ボランティア対策.....             | 震-121 |
| 第1 災害ボランティア活動.....               | 震-121 |
| 第2 一般ボランティアへの対応.....             | 震-122 |
| 第3 専門ボランティアへの対応.....             | 震-123 |
| 第18節 要配慮者対策.....                 | 震-124 |
| 第1 要配慮者への対応.....                 | 震-125 |
| 第2 要配慮者利用施設入居者への対策.....          | 震-126 |
| 第3 外国人への対応.....                  | 震-126 |

|            |                    |       |
|------------|--------------------|-------|
| 第4         | 観光客への対応.....       | 震-126 |
| 第19節       | 災害救助法の適用.....      | 震-128 |
| 第1         | 災害救助法の適用基準.....    | 震-128 |
| 第2         | 滅失世帯の算定基準.....     | 震-129 |
| 第3         | 災害救助法の適用手続き.....   | 震-130 |
| 第4         | 救助の実施者，救助の内容等..... | 震-131 |
| <b>第3章</b> | <b>災害復旧計画</b>      |       |
| 第1節        | 市民生活復旧への支援.....    | 震-133 |
| 第1         | 被災者への支援.....       | 震-133 |
| 第2         | 地域経済の復旧支援.....     | 震-136 |
| 第3         | 義援金の受付・配分.....     | 震-137 |
| 第2節        | 災害復旧事業の推進.....     | 震-138 |
| 第1         | 災害復旧事業の推進.....     | 震-138 |
| 第2         | 激甚法による災害復旧事業.....  | 震-138 |
| 第3節        | 災害復興計画の推進.....     | 震-140 |
| 第1         | 災害復興体制の確立.....     | 震-140 |
| 第2         | 災害復興の推進.....       | 震-140 |

# 第 1 章 災害予防計画



# 第1節 災害に強い都市づくり

## ■対策の体系

| 項 目           | 担 当                        |
|---------------|----------------------------|
| 第1 市街地の整備     | 都市計画課, 建築指導課               |
| 第2 防災空間の確保    | 都市計画課, 公園みどり課              |
| 第3 防災拠点の整備    | 消防総務課, 公園みどり課, 防災課         |
| 第4 道路・橋りょうの整備 | 土木総務課, 土木管理課, 土木建設課, 建築指導課 |
| 第5 街角危険物の除去   | 建築指導課, 土木建設課, 都市計画課, 土木管理課 |
| 第6 上下水道施設等の整備 | 上下水道部                      |

## ■自助・共助の役割

|         |                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 住民      | ○ 住家の耐震化, 家具固定と安全な空間確保に関すること。                              |
| 自主防災組織等 | —                                                          |
| 事業所     | ○ 事業所建物の耐震化, 什器等の固定と安全な空間確保に関すること。<br>○ 窓ガラス等の落下物対策に関すること。 |

## 第1 市街地の整備

### ◇現状と方針

本市は、自然災害を回避する都市づくりが行われており、現在も快適な生活環境の整備のため、道路、公園、公共施設など総合的な市街地整備を目指して各種都市計画事業を推進している。

しかし、既成市街地には建物の密集など、災害に対し様々な課題が生じている。地震による建物倒壊や火災による延焼を防ぐためには、建物の安全性の向上や火災に強い都市の形成が重要であることから、今後も安全で快適な住環境の創出に向け市街地整備を推進する。

### ■土地区画整理事業の促進

市街地の無秩序な開発を未然に防ぎ、避難路となる道路や延焼遮断効果のある都市公園を整備するなど、防災に配慮した土地区画整理事業を推進する。

### ■市街地再開発事業の促進

既成市街地の安全性を高めるため、既成市街地において市街地再開発事業等により、建築物の不燃化・耐震化、防災空間の確保を図り、市街地の延焼防止オープンスペースの確保などを促進する。

### ■防火・準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集し、火災の発生や延焼危険性のある地区は、防火地域・準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。

### ■建築物の耐震化

旧耐震基準で設計された既存建築物に対し「旭川市耐震改修促進計画」に定めた施策を推進する。

## 第2 防災空間の確保

### ◇現状と方針

都市公園、緑地等は、災害時に延焼遮断帯や避難場所などの防災上重要な機能を果たすものである。

今後も市街地や市街地周辺に公園、緑地等のオープンスペースを確保し、防災空間としても利用できるよう整備を推進する。

- 防災拠点公園等の整備 「旭川市緑の基本計画」に基づき、東光スポーツ公園を中心として防災拠点公園を位置づけ、整備を推進する。
- 緑地の整備、保全 「旭川市緑の基本計画」に基づき、急傾斜地の樹林、防災帯の役割を担う並木等の整備、保全を推進する。  
また、石狩川河川敷などの河川緑地を整備し、河川空間と一体となった緑の回廊づくりを推進するとともに、旭川開発建設部が進める緊急用河川敷道路等の整備と連携を図る。

## 第3 防災拠点の整備

### ◇現状と方針

災害時の防災活動の拠点施設となる庁舎等について、耐震対策等により、安全性を確保するように努めるとともに、平常時には防災に関する研修、訓練等の地域住民の活動拠点施設として、総合防災センターを中心に、災害対応力の向上を図っている。

今後、総合的な防災体制を充実させるため、訓練施設や支援物資集配機能を整備する。

- 庁舎の耐震化等 災害時の防災活動の拠点施設となる庁舎等について、耐震対策等による安全性の確保や、非常用電源の確保に努める。
- 広域防災拠点の整備 大規模災害時における支援物資等の集配送、集団負傷者の救護活動などの拠点として支援物資集配機能の整備を図り、また消防職団員のほか地域等の防災力の向上のため、訓練施設を整備し、総合的な防災体制の充実を図る。さらに、広域的な避難や救援活動の場として、総合防災センターと連携した防災拠点公園の整備を促進する。
  - 訓練施設、支援物資集配機能の整備
  - 東光スポーツ公園の整備

## 第4 道路・橋りょうの整備

### ◇現状と方針

道路は災害時の避難路や緊急車両の通行，更に災害対策活動の交通輸送路としての役割を果たすなど防災上重要な施設である。

本市では，今後も都市計画道路や地区の幹線的な道路・橋りょうの整備により市内の道路網の充実を図り，快適な生活道路の整備を推進する。

災害時における橋りょうの被害は，災害対策活動はもとより，市民生活に多大な影響を与える。そのため，河川の多い本市では，災害対策活動時の重要な交通輸送路を確保するため，橋りょうの耐震化を推進する。

- 幹線道路網の整備促進

「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」により指定された幹線道路，橋りょう等の整備及び耐震化を，国土交通省及び北海道に対して要請する。
- 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化

地震時に通行を確保すべき道路沿道建築物の耐震化を促進するため，建築物の所有者に対し，耐震化について指導・助言を行う。
- 都市計画道路の整備

都市計画道路として計画された道路の整備を推進する。
- 橋りょうの整備

「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」により指定された橋りょう，2次被害の発生するこ道橋，こ線橋，4大河川に架かる橋りょうなどの耐震化を推進する。

また，「旭川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき，点検・修繕を促進し，道路網の安全性・信頼性を確保する。
- 生活道路の整備

生活道路は，市民が日常利用するとともに，災害時には避難路となる。そこで，段差の解消や幅の広い歩道を整備するなど要配慮者に配慮し，安全に利用できるような道路づくりを推進する。

※要配慮者については，第7節「要配慮者対策のための環境整備」を参照。
- 雪に強い道路構造の確立

冬季に有効な道路を確保するために，堆積スペースなどを考慮した道路整備など雪に強い道路構造の確立に努める。
- 安全通行の確保

災害時に道路の安全通行を確保するために，パトロールを行う。

また，がけ崩れなどの危険箇所は，防災点検等を実施し危険性の調査を行う。

## 第5 街角危険物の除去

### ◇現状と方針

地震発生時には転倒したブロック塀、自動販売機、折損した電柱、落下した窓ガラス、看板等によって、人が負傷したり車両通行の障害となったりする。

これらを防ぐために、実態調査や点検に基づいて、対策を指導するなど街角危険物の安全対策を推進する。

- 電線類地中化の推進 ライフライン機関と協調して共同溝等を整備し、電線類の地中化により除雪や災害に強いライフライン施設、道路環境をつくる。
- 落下物対策の推進 防火地域を中心とした地域における地上3階以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等を把握し、所有者又は管理者に対して改善指導等必要な措置を図る。
- ブロック塀等の倒壊防止 地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の推進に努め、安全性を確保する。

## 第6 上下水道施設等の整備

### ◇現状と方針

災害時にライフライン施設が被災すると、復旧までにかかなりの時間を要し、市民生活に多大な影響を与える。本市及び各ライフライン機関では、耐震性の高い地下埋設管の布設、二重三重のネットワーク化などライフライン施設の防災対策を推進している。

今後も本市の管理する上水道施設及び下水道施設の耐震化やバックアップ化、復旧体制の強化など防災対策を推進する。

- 水道管の耐震化推進 水道管は、布設替え等に併せて、順次耐震性の高い管に更新する。
- 水道施設の整備 浄水場及び配水施設の耐震点検並びに改修を行う。また、災害時に備え、自家発電装置の整備、電気設備、バルブ等の点検、補修を行う。
- 資機材の整備 施設が被災したときに備え、応急復旧資機材の備蓄、資機材の調達ができるような体制を整備する。
- 給水水源の確保 災害時の給水水源として利用できるよう、緊急遮断弁の設置を進める。
- 下水道施設の耐震化推進 管渠、処理場及びポンプ場の耐震点検並びに改修を行う。
- 下水道施設のバックアップ化 災害時においても機能を確保するため、河川横断管のバイパス化を検討するなど、バックアップ機能を充実する。
- 上下水道管理図面のバックアップ化 災害等から上下水道業務に必要な図面データを守るため、水道局庁舎外にバックアップシステムを構築する。

## 第2節 災害防止対策の推進

### ■対策の体系

| 項 目            | 担 当                                      |
|----------------|------------------------------------------|
| 第1 土砂災害対策の推進   | 土木総務課，土木管理課，土木事業所，公園みどり課，都市計画課，建築指導課，防災課 |
| 第2 ため池の防災対策の推進 | 農林整備課                                    |
| 第3 液状化対策の推進    | 建築指導課，土木部，上下水道部                          |
| 第4 地籍調査の推進     | 土木管理課                                    |

### ■自助・共助の役割

|         |                  |
|---------|------------------|
| 住民      | ○ 危険箇所の把握に関すること。 |
| 自主防災組織等 |                  |
| 事業所     |                  |

## 第1 土砂災害対策の推進

### ◇現状と方針

市内には，法指定の急傾斜地崩壊危険区域，土砂災害警戒区域等が多数指定されているため，住民の避難体制を整備する。

### ■警戒避難体制の整備

危険区域の住民に対して，土砂災害の危険性を周知し，地震の揺れによる崩壊に対し，警戒避難体制を確立する。

また，土砂災害警戒区域等の指定区域は，警戒区域ごとの警戒避難体制を整備し，道と連携して次の対策を推進する。

- バンフレット，土砂災害ハザードマップ等による危険区域等の周知
- 土砂災害ハザードマップによる警戒と避難に関する周知
- 危険箇所等への標識等の設置
- 危険箇所等の点検パトロール
- 要配慮者が利用する施設及び住民への情報伝達，避難体制の整備及び確立支援
- 土砂災害特別警戒区域内の住宅等の新規立地の制限，既存住宅の移転促進等の対策の推進

### ■災害防止工事の促進

災害の危険性のある箇所は，地震の揺れによる崩壊を防止するため，旭川開発建設部，道に対して次の対策を要請する。

- 急傾斜地崩壊防止工事，砂防工事等の促進

なお，地震後の降雨による二次災害の防止対策については，「風水害・雪害・火山災害対策編」に準拠する。

## 第2 ため池の防災対策の推進

### ◇現状と方針

市内及び隣接する町にあるため池のうち4箇所について、北海道により一定規模以上又は決壊時に甚大な影響を与えるおそれがある「防災重点ため池」として指定された。  
このため、ため池の決壊などによる二次災害を防止する対策を推進する。

- 非常時における緊急体制の整備
- 防災重点ため池について、大規模な地震の発生による、住民に対する二次災害の危険性の周知をはじめ、関係機関と連携し、次の対策を推進する。
- ため池ハザードマップによる浸水想定区域の周知
  - ため池ハザードマップによる警戒と避難に関する周知
  - 防災重点ため池の点検パトロール
  - 関係機関との連絡体制の整備

## 第3 液状化対策の推進

### ◇現状と方針

平成25年度の防災アセスメント基礎調査によると、地震で大きな揺れを受けた場合、市の中心部などで液状化発生の可能性が大きいと予測された。  
そのため、市民に液状化の危険性や対策を周知するとともに、対策の調査等を推進する。

- 知識の普及啓発
- 液状化の危険性や対策について市民に周知するため、次の対策を行う。
- パンフレット等による普及啓発
  - 旭川市地震防災マップの公表
- 液状化対策の調査等
- 液状化による被害を最小限に食い止めるため、国や各種研究機関による、液状化現象に関する研究成果を基に、危険度分布や建築物・構造物等への影響を考慮して、液状化対策について調査等を行う。

## 第4 地籍調査の推進

### ◇現状と方針

地震が発生し、早急に復旧復興が必要な場合に備え、あらかじめ、地籍調査を行い、土地の境界を明確にしておくことが必要である。  
今後も引き続き、「国土調査事業十箇年計画」に基づき、地籍調査を推進する。

- 地籍調査の推進
- 地震により、土地形状の変化が起こった際に円滑な復旧復興を行うため、「国土調査事業十箇年計画」に基づき、国及び道の支援を受けて地籍調査を推進する。

---

【参考】

災害危険箇所一覧

災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等

避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧

## 第3節 災害に強い組織・人の形成

### ■対策の体系

| 項 目          | 担 当                 |
|--------------|---------------------|
| 第1 防災体制の整備   | 防災課，各施設，保育所等，幼稚園，学校 |
| 第2 自主防災活動の推進 | 防災課，予防指導課，市民安心課     |
| 第3 防災訓練の実施   | 各部                  |
| 第4 防災知識の普及   | 各部                  |

### ■自助・共助の役割

|         |                                                                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災意識の向上に関すること。</li> <li>○ 地域の自主防災活動への参加に関すること。</li> </ul>                                                                                                      |
| 自主防災組織等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の自主防災活動の実施に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 事業所等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災組織の編成，防災訓練等の実施に関すること。</li> <li>○ 職員，従業員等への防災知識の普及に関すること。</li> <li>○ 事業継続計画（BCP）の策定及びマニュアルの作成に関すること。</li> <li>○ 保育所等，幼稚園及び学校と保護者を含めた防災体制の整備に関すること。</li> </ul> |

## 第1 防災体制の整備

### ◇現状と方針

災害発生時に迅速な対策を実施するためには，市や学校等の防災体制づくりが必要である。

特に地震発生時には職員の参集・配備や初動時の危機管理が重要となる。今後も，都市環境の変化に応じて，市や学校等の防災体制を見直し，引き続き防災関係機関との連携を図る。

### ■市及び市施設の 防災体制の整備

災害発生時に市及び市施設は，迅速かつ適切な防災活動ができるように，次の対策を推進する。

- 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し
- 災害時優先業務の絞り込み，役割の分担等，防災体制の構築
- 各職員の役割，行動等の周知徹底
- 業務継続計画，災害時受援計画の見直し
- 各応急対策マニュアルの作成
- 災害予防対策の推進

### ■保育所等，幼稚園 及び学校の防 災体制の整備

災害発生時に保育所等（認可外保育施設を含む。以下同じ。）や幼稚園及び学校は，園児，児童及び生徒の安全を確保し，迅速かつ適切な行動がとれるよう災害時の行動をあらかじめ定め，教職員，園児，児童，生徒，保護者等への周知徹底を行う。

- 職員の任務分担，参集方法，保護者との連絡方法，緊急通学路の設定など防災に関する計画の作成
- 教職員，園児，児童，生徒，保護者等に対する計画の周知徹底

■防災関係機関との連携

本市に係る防災に関する方針や各機関との連携を図るため，次の対策を推進する。

- 防災会議の定期的開催
- 市と他機関との連携についての協議
- 防災講習会等における協力（水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の派遣等）

## 第2 自主防災活動の推進

### ◇現状と方針

地域における防災は，市民の一人ひとりが，自分の住む地域は自分が守るとの観点から，共助としての地域住民，自主防災組織，事業所等の役割を明確にし，それぞれ自主防災活動を行うことが必要である。本市では，町内会等による自主防災組織の結成を推進し各種支援を行っている。また，各事業所では，自衛消防隊を組織するなどして，消防関係法令に基づく防火管理体制を確立している。

今後も，自主防災組織の結成及び活動を推進し，地域住民が一致団結して，消防団と連携を行い，初期消火活動や救出・救護活動をはじめ，高齢者や障害者等の要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図り，自衛消防隊の設置を要する事業所等において，消防関係法令の周知徹底，防災要員等の資質の向上，その他の事業所において，自主的な防災組織の設置・育成など，防災体制の整備・強化に努める。

■自主防災組織結成の促進

自主防災組織が結成できるよう次の対策を推進する。

- 町内会等への自主防災組織結成の働きかけ
- 自主防災活動への女性参加の推進

■自主防災組織の育成

自主防災組織の活動が効果的に行われるように，次の対策を推進する。

- 防災指導員講習等の開催による自主防災組織のリーダーの養成
- 防災訓練，防災研修会等の実施の促進及び指導
- 各地区の危険情報等の提供
- 防災モデル地区の指定

■自主防災組織への支援

災害時及び訓練で使用するため，次のような資機材等に関する支援を推進する。

- 防災井戸及び防災資機材の保守並びに点検
- 防災指導員の育成

■事業所の防災組織の確立

各事業所は，消防法（昭和23年法律第186号）等の規定に基づいて従業員や利用者などの安全を図るとともに，災害の未然防止のため次の対策を推進する。

- 防火・防災管理者の選任
- 消防計画の作成
- 防災訓練の実施
- 消防設備等の維持管理
- 事業継続計画（BCP）等の策定
 

各事業所は、災害による被害を軽減するため、事業継続計画（BCP）を策定する。

また、災害発生時に職員が迅速かつ適切に行動できるよう、行動マニュアルを作成する。

旭川商工会議所及びあさひかわ商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、本市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### 第3 防災訓練の実施

#### ◇現状と方針

災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが必要である。

本市では、防災訓練を通じて技能の向上を図ってきたが、今後も大規模地震の発生等、様々な条件を想定して、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した地域特性、災害リスクに応じた効果的な防災訓練を実施する。

- 総合防災訓練の実施
 

市、自衛隊、警察、各ライフライン機関、市民等が参加する総合防災訓練を実施する。

  - 大規模災害を想定した防災訓練
- 個別防災訓練の実施
 

総合防災訓練を補完するため、次の個別訓練を実施する。

  - 消防訓練
  - 救助訓練
  - 情報通信訓練
  - 職員非常参集訓練
  - 防災図上訓練
  - 各部局別の訓練
  - 避難訓練（市立旭川病院等の市有施設、要配慮者利用施設等）
- 保育所等、幼稚園及び学校の防災訓練
 

保育所等や幼稚園及び学校は、災害発生時に適切な行動がとれるよう実践的な防災訓練を実施する。特に、水害・土砂災害のリスクがある保育所等や幼稚園及び学校においては、避難確保計画に基づき避難訓練・防災教育を実施する。

市は、保育所等や幼稚園及び学校において地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 防災訓練の主な内容
 

防災訓練の内容は、次のとおりである。

  - 情報収集・伝達訓練
  - 広報訓練

- 災害対策本部運営訓練
- 緊急輸送訓練
- ガス漏えい事故処理訓練
- 救出・救護訓練
- 炊き出し・給水訓練
- 火災防御訓練
- ライフライン復旧訓練
- 避難訓練
- 避難所運営訓練
- 交通規制訓練

## 第4 防災知識の普及

### ◇現状と方針

災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要である。本市では、これまでに市の広報紙等を通じて防災知識の普及を図ってきた。今後も、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及を図る。

また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。

※避難行動要支援者については、第7節「要配慮者対策のための環境整備」を参照。

### ■防災広報の推進

市民、事業所等に防災知識を普及するために、防災広報を推進する。広報の内容は次のとおりである。

- 地震・津波に対する心得、一般知識
- 3日分以上の備蓄、医薬品、ペット用品等の準備
- 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- 災害情報の正確な入手方法
- 出火の防止及び初期消火の心得
- 救出・救護に関する事項
- 避難情報の意味と内容の周知
- 避難場所、避難路、避難方法等避難対策に関する事項
- 液状化被害の危険性を示したハザードマップの公表
- 避難行動要支援者への配慮事項等
- 大規模盛土造成地マップの公表

また、広報手段は次のとおりである。

- テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等の利用
- 広報紙及び広報車両の利用
- 映画、ビデオ等による普及
- パンフレット等の作成及び配布
- 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

### ■職員研修の推進

危機管理体制の理解と行動力を高めるため、職員に対し、次のような研修を実施する。

- 職員研修の実施等による、防災知識の普及啓発
- 各職場における業務マニュアル等の習熟

### ■防災気象情報及び地震防災の知

旭川地方气象台と協力し、防災気象情報の内容や利用心得について普及啓発に努める。

**識の普及啓発**

- 予報，特別警報・警報・注意報，その他の気象情報の内容
- 緊急地震速報の利用心得（様々な条件下で地震発生時にとるべき行動）

**■避難行動要支援者の避難支援の普及啓発**

地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう，避難行動要支援者の避難支援について普及啓発する。

また，防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により，高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の普及啓発

**■普及啓発の時期と手段**

防災の日，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，火災予防運動期間，防災とボランティアの日，防災とボランティア週間等に普及内容により最も効果のある時期を選び，次のような手段で防災知識の普及を図る。

- 防災用品等の展示
- 写真パネル展
- 防災研修会

**■過去の災害教訓の伝承**

市民の防災意識の向上を図るため，災害に関する資料の収集及び公開，講演会等の実施等により，過去の大規模災害の教訓を後世に伝承する。

---

**【参考】**

（旭川市締結協定）

災害時における地図製品等の供給に関する協定

## 第4節 消防力の向上

### ■対策の体系

| 項 目          | 担 当            |
|--------------|----------------|
| 第1 消防体制の整備   | 消防本部，土木部，上下水道部 |
| 第2 救急救助体制の整備 | 消防本部           |
| 第3 火災の予防     | 消防本部           |

### ■自助・共助の役割

|         |                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急手当・救護の講習に関すること。</li> <li>○ 家庭の出火防止に関すること。</li> <li>○ 防火クラブへの参加に関すること。</li> </ul>   |
| 自主防災組織等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の初期消火訓練，応急手当・救護の講習に関すること。</li> </ul>                                               |
| 事業所     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所の出火防止に関すること。</li> <li>○ 事業所の初期消火訓練に関すること。</li> <li>○ 応急手当・救護の講習に関すること。</li> </ul> |

## 第1 消防体制の整備

### ◇現状と方針

災害発生時には、同時に多くの被災地で救助・消火活動が必要となる。本市では、市街地の拡大にあわせて、消防署の新設や消防車両等の充実を図ってきた。

今後も、地域の実情に応じて、消防資機材及び水利の整備や消防団の活性化等、消防力の強化を推進する。

### ■消防施設の適正配置の検討

火災などの災害に迅速に対応するために、土地開発や住宅団地の形成など市街地の拡大にあわせて消防署，出張所等の適正配置を検討する。

### ■消防水利の整備

消火活動が円滑にできるように地域の状況に応じて消防水利を充実させる。特に、地震発生時は水道施設の破損による消火栓の使用不能に対応できるような設備を考慮する。

- 消火栓の整備拡充
- 防火用水路の整備
- 耐震性防火水槽の整備
- 自然水利の活用検討

### ■消防資機材の整備

大規模火災や事故，地震時の同時多発火災等に対応できるように消防車両や消防情報システム等の整備を推進する。

- 消防車両の増強
- 消防緊急情報システムの整備

- 消防団の活性化推進 災害時に迅速な対応を強化するため、地域防災の担い手である消防団を活性化する。
  - 消防団緊急伝達システム及び消防無線の整備
  - 消防団の車両及び資機材の整備
- 広域消防体制の整備 道北の拠点都市として緊急消防援助隊における能力向上を図るとともに実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の体制の整備を推進する。

また、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、平常時から災害対策上必要な情報の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。

## 第2 救急救助体制の整備

### ◇現状と方針

救急体制の充実は、災害時だけでなく日常の事故や病気等に対しても重要なことである。本市では、救急需要にあわせて資機材の整備など救急体制の整備を図ってきた。今後は、救急救助業務の高度化、あるいは大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

- 救急救助体制の高度化 救急救助需要の増加及び高度化に対応できるように、次の対策を推進する。
  - 高規格救急車の整備充実
  - 救急救命士の養成
  - 高度救助資機材の整備
- 自主救護能力の向上・啓発 事故や災害発生時に、負傷者等の救命率を上げるために、市民の救護能力の向上等の対策を推進する。
  - 救命講習会の実施
  - 応急手当に関する知識の普及

## 第3 火災の予防

### ◇現状と方針

災害による出火防止や被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりが防火に対する知識を持つとともに、特に事業所においては、消防用設備等の維持管理、防火・防災管理体制を強化することが重要である。

本市では、消防法等に基づきこれらの対策を推進してきた。今後も、市民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所における防火管理体制の充実強化を図る。

- 予防査察等の推進 消防法に基づいて、消防対象物に対する出火防止措置等を強化するため、引き続き次の対策を推進する。
  - 立入検査の実施

- 防火・防災管理者への指導及び講習の実施
- 事業所防災訓練への参加及び指導
- 危険物施設の安全対策の指導

■ 防火クラブ活動  
の推進

防火・防災意識の高揚を図り、出火防止や被害を軽減するために、地域の住民等で組織されている各クラブの育成及び活動の支援を推進する。

- 幼年消防クラブ
- 少年消防クラブ
- 女性（婦人）防火クラブ
- スーパーエイジ防火クラブ

■ 防火・防災意識  
の向上

市民に対し、火災予防の知識を普及し、防災意識の向上を図るため、防火クラブ等と連携し、次の対策を推進する。

- 防火研修会及び防火イベントの実施
- ポスター及びチラシの配布
- 消火訓練等の促進
- 火災予防運動の実施

## 第5節 避難環境の整備

### ■対策の体系

| 項 目                   | 担 当                           |
|-----------------------|-------------------------------|
| 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備 | 防災課                           |
| 第2 避難体制の整備            | 防災課，予防指導課，市民安心課，消防署，保健所，他関係各課 |

### ■自助・共助の役割

|         |                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所，避難所及び避難経路の把握に関すること。</li> <li>○ 避難訓練への参加に関すること。</li> </ul>                       |
| 自主防災組織等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所，避難所及び避難経路の把握に関すること。</li> <li>○ 避難計画の作成に関すること。</li> <li>○ 避難訓練に関すること。</li> </ul> |
| 事業所     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所，避難所及び避難経路の把握に関すること。</li> <li>○ 避難計画の作成に関すること。</li> <li>○ 避難訓練に関すること。</li> </ul> |

## 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

### ◇現状と方針

本市では，災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）として，大規模な公園，小中学校，高等学校等を避難場所等に指定している。災害時には，一時に多数の避難者が集中するため，また，長期にわたる避難生活が必要になるおそれがあるため，災害の状況や地域の実情にあわせた対応が必要となる。今後も適正な避難場所等の確保，整備及び周知に努める。

**■避難場所等の指定及び周知** 学校施設，公園等の安全性を調査し，避難場所等の指定又は指定解除を実施する。なお，指定した避難場所等はホームページなどを利用して引き続き住民に周知する。

**■指定避難所の設備の整備** 指定避難所における避難生活を支援するために，次の避難設備を整備する。

- 無線等通信機器の整備
- 食料，生活必需品等の備蓄
- 暖房，生活用水資機材等の備蓄

**■避難場所等の標識の整備** 市民に避難場所等の周知を図るために，新たに指定した避難場所等には，入口付近に標識を設置する。

## ■避難場所等とは

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、国で定める基準に従い、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで避難者を滞在させる、又は災害により自宅が倒壊、焼失等により自宅で生活できない避難者を一時的に滞在させる施設である。

## ■避難場所等の役割

| 区 分              | 種 類        | 意 味                                                               | 機 能                                                         | 適応災害                                          |
|------------------|------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 指定緊急避難場所(公園・広場等) | 広域避難場所     | 周辺地区から避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。           | ○ 火災危険や危険物の漏出などからの数時間程度の一時的避難(降雨時・冬期を除く)やテント等による避難生活(冬期を除く) | 屋外施設<br>○ 大規模事故<br>○ 大規模火災<br>○ 地震(降雨時・冬期は除く) |
|                  | 一時避難場所(屋外) | 広域避難場所・指定避難所へ避難する前の中継点で、避難者が一時的に集合し様子を見る場所とし、安全がある程度確保されるスペースをいう。 | ○ 家屋が被災した時の仮設住宅による長期避難生活                                    |                                               |
|                  | 一時避難場所(屋内) | 災害時の危険が切迫した場合における一時的に避難する施設をいう。                                   | 震災時の緊急避難、浸水想定区域の逃げ遅れた者等、災害時の一時的な収容                          | ○ 地震<br>○ 風水害                                 |
| 指定避難所(学校・公民館等)   | 避難所        | 被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一定期間収容し滞在させる学校・公民館等をいう。                    | ○ 降雨時、冬期等の屋外避難が不可能なときの一時避難<br>○ 家屋が被災した時の生活の場(収容避難)         | ○ 地震<br>○ 風水害                                 |

## 第2 避難体制の整備

### ◇現状と方針

災害時に迅速かつ安全に避難するためには、地域や事業所ごとに避難誘導體制や避難経路等をあらかじめ定めておくことが重要である。

本市では、今後も自主防災組織、町内会、事業所等が行う自主防災活動への指導や助言を通じ、市民や事業所が中心となった避難体制の確立を促進する。

### ■地域住民の避難体制の整備

自主防災組織や町内会による活動の中で、避難情報が発令された場合に、安全な避難経路や避難行動要支援者等に対する避難誘導の

担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。

■事業所等の避難体制の整備 福祉施設及び事業所で災害時に安全な避難ができるように、各管理者に対し避難計画の作成を指導する。

■市の防災体制の整備 市は、避難に関する業務を推進するため、防災体制の構築に努めるとともに、避難情報を発令するための判断や伝達の具体的な基準等を策定し、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため高齢者等避難・避難指示等の意味と内容について、日頃から周知に努める。

---

#### 【参考】

指定避難所等一覧

(旭川市締結協定)

避難場所広告付看板に関する協定

浸水・誘導標識設置協定

## 第6節 応急対策のための環境整備

### ■対策の体系

| 項 目                 | 担 当                     |
|---------------------|-------------------------|
| 第1 情報収集・伝達手段の整備     | 防災課，指令課，情報政策課           |
| 第2 応急医療体制の整備        | 市立旭川病院事務局，保健総務課，警防課，防災課 |
| 第3 緊急輸送体制の整備        | 防災課                     |
| 第4 給水体制の整備          | 上下水道部                   |
| 第5 物資供給体制の整備        | 経済部                     |
| 第6 備蓄体制の整備          | 防災課                     |
| 第7 応援体制の整備          | 防災課                     |
| 第8 建物対策の整備          | 建築指導課，公共建築課             |
| 第9 宅地対策の整備          | 都市計画課                   |
| 第10 災害ボランティア活動の環境整備 | 地域活動推進課，福祉保険課           |
| 第11 文教対策の整備         | 学校教育部                   |

### ■自助・共助の役割

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 住民      | ○ 情報収集手段の把握に関すること。<br>○ 家庭内備蓄に関すること。  |
| 自主防災組織等 | ○ 情報収集手段の把握に関すること。                    |
| 事業所     | ○ 情報収集手段の把握に関すること。<br>○ 事業所内備蓄に関すること。 |

## 第1 情報収集・伝達手段の整備

### ◇現状と方針

大規模な災害が発生したときは，被害情報，道路の情報，避難の状況等を迅速に把握し，分析することによつて的確かつ素早い対応が可能である。本市においては，防災行政無線による関係機関とのネットワークや通信衛星を利用した無線ネットワークを導入しており，今後も，情報通信網を充実させる。

### ■情報伝達体制の強化

関係機関との情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進し，大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築を推進する。また，要配慮者を考慮した多様な情報伝達手段及び被災地との連絡や，災害危険区域の住民へ警戒情報等が伝達できるような無線施設等について検討する。

### ■災害情報の収集・連絡システ

災害情報及び被害状況報告の収集・連絡は，災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。このため被災地における情報の

**ムの整備** 迅速かつ正確な収集・連絡を行うシステムのIT化などについて検討する。

また、被災者情報を一括するための情報システムの構築を図り、避難所等における情報入力・情報検索に対応できるようインターネット回線の確保を検討する。

- 防災行政無線等の整備 高齢者、障害者等の要配慮者、災害危険区域の住民、災害により孤立化する危険地域の被災者等へ情報伝達できる無線施設について検討する。
  - 避難場所等の防災行政無線等の整備

## 第2 応急医療体制の整備

### ◇現状と方針

災害時には同時に多数の負傷者が発生するため、通常の医療体制では対応が困難となる。また、災害後にはストレス等による精神医療等も必要となる。

本市では、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携により、災害時の医療体制の確立を推進する。

- 市立旭川病院の整備 市立旭川病院の防災体制を強化するために次の対策を推進する。
  - 非常用資機材の備蓄（流通備蓄の確保）
- 応急医療体制の整備 地震災害では多数の負傷者の発生が予測されることから、迅速に医療救護チームの出動や病院の受入れができるように、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と応急医療体制について連携を図る。
- 後方搬送体制の整備 市内の医療機関だけでは収容できない傷病者を、市外の医療施設に搬送するための体制を整備する。
  - ヘリポートの選定
  - 消防防災ヘリコプター等、搬送手段の確保
- 精神医療体制の整備 災害によるストレスやPTSD（心的外傷ストレス障害）等の発生に備えて、災害時の精神医療体制について医師会等と協議し、医療体制を整備する。
- 医薬品・医療資器材等の供給体制の整備 災害時に必要な医薬品・医療資器材・血液の供給体制を確保するため、医薬品業者等と供給体制について協議する。

## 第3 緊急輸送体制の整備

### ◇現状と方針

災害時には、食料、生活必需品、資機材等を緊急に輸送する必要がある。

本市では、輸送業者との応援協定を締結し、災害時における緊急輸送体制を確立してい

るが、更に迅速な輸送の確保に向け体制の整備を図る。

- 緊急輸送道路の確保 道による北海道緊急輸送道路ネットワーク及び旭川市耐震改修促進計画において、市が指定する地震時に確保すべき道路を基に、市管理の道路や橋りょうの安全点検、障害物の除去、冬期間の除雪などにより迅速に対応できる体制の整備を検討する。
- 河川敷道路の活用 旭川開発建設部による緊急用河川敷道路について、緊急時の避難路や輸送路としての利用、消火・生活用水取水施設としての機能等を広く市民に広報する。
- 輸送拠点の把握 災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握する。

## 第4 給水体制の整備

### ◇現状と方針

災害により水道施設が被災した場合は、復旧までに長期間にわたり飲料水・生活用水等の給水活動が必要となる。

本市では、給水活動に備えて、給水車や給水資機材の備蓄を進め、さらに、これら資機材の確保等給水体制の整備を推進する。

- 給水資機材の確保 災害時の給水活動のために、給水用タンク車及び災害対策用エンジンポンプを整備している。さらに、資機材の整備を推進する。
  - 給水資機材の備蓄の充実
  - 給水資機材の流通在庫の確保

## 第5 物資供給体制の整備

### ◇現状と方針

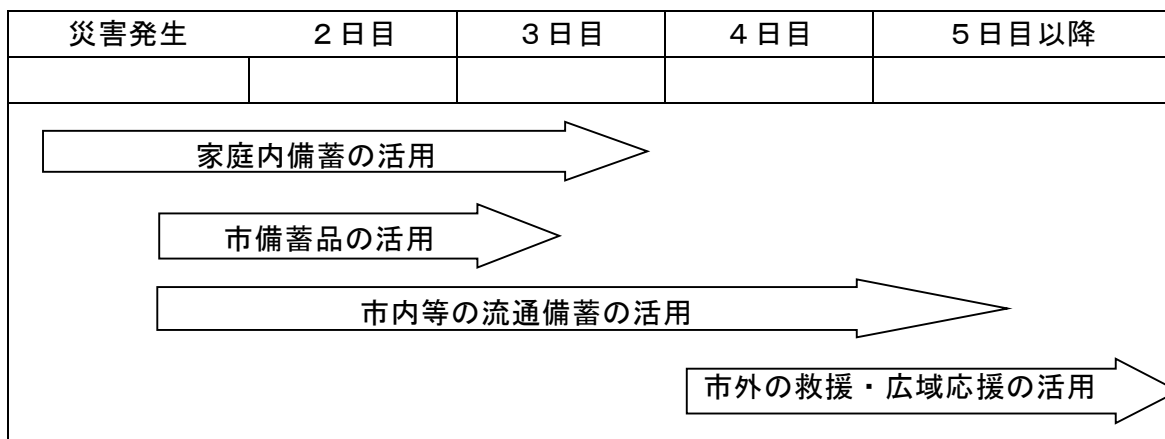
災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。

本市では、これに備えて必要な物資の備蓄に努めるほか、大手スーパー等との協定締結による流通備蓄の活用など、今後も必要に応じた体制整備を推進する。

また、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

- 協定の締結推進 物資の供給体制を強化するために、協定締結業者との連携や、新たな機関、団体等と協定を締結する。  
また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、協定締結業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### ■物資供給の方針



## 第6 備蓄体制の整備

### ◇現状と方針

災害対策基本法では、住民等の責務として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずることを定めている。

本市では、旭川市備蓄計画に基づき、各家庭や事業所における備蓄を推進するとともに、災害発生直後におけるり災者への供給を目的とした公的備蓄を計画的に進める。

#### ■家庭内備蓄の促進

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄は、住民の責務とされ、各家庭で備蓄（最低3日分、推奨1週間分）をするように啓発をする。  
○ 広報紙及びパンフレットによる家庭内備蓄の広報

#### ■事業所内備蓄の促進

帰宅困難となった従業員、来客者等へ食料等を供給できるよう、各事業所で備蓄をするように啓発をする。

#### ■市の備蓄の推進

現在、学校等に備蓄庫を設置し、アルファ化米、毛布、暖房器具、非常用発電機、マスク等を備蓄している。今後も引き続き備蓄の充実を図る。

- 備蓄食料及び物資の充実
- 学校（避難所）、総合防災センター、支所等への分散備蓄
- 乳幼児やアレルギーの方に配慮した備蓄
- 感染症対策を踏まえた備蓄
- 備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資の充実

## 第7 応援（受援）体制の整備

### ◇現状と方針

大規模災害が発生した場合、市単独での対応は困難であり、各業者、道あるいは全国からの応援を必要とする。

本市では、民間業者、団体、道、道内全市町村・中核市等と応援協定を締結している。今後も必要に応じ応援協定を締結し、応援体制の充実を図る。

- 市町村との連携強化 広域的な応援体制を確保するために、相互応援協定に基づき、道内市町村はもとより近隣市町村との連携を強化する。
- 民間業者との応援体制の整備 物資、資機材、応急復旧要員等、災害時の対応を応援する体制を整備する。
  - 民間業者、団体等と応援協定の締結
  - 災害時の運用方法等についての連携強化
- 受援体制の整備 災害時に自治体や消防機関の応援を受け入れるため、あらかじめ、集結地の選定、連絡方法、庁内調整等の受入れ体制を検討する。  
 なお、道との訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
  - 災害時受援計画の見直し

## 第8 建物対策の整備

### ◇現状と方針

被災した建物は余震による二次災害の防止のために、応急危険度判定が必要となる。一方、住宅の被災による避難生活者に対しては、自活の第1歩として応急仮設住宅での生活再建が望まれる。

本市では、道と連携し、応急危険度判定や応急仮設住宅等、災害時の建物対策を推進する。

- 応急危険度判定の整備 「北海道震災建築物応急危険度判定上川地区協議会」との連携により、応急危険度判定士を確保するとともに、判定訓練や応急危険度判定コーディネーターの養成など応急危険度判定制度の普及、啓発及び技術の向上を図る。

## 第9 宅地対策の整備

### ◇現状と方針

大規模な地震及び降雨などにより、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減及び防止して市民の安全を確保することが必要である。

そのため、本市では道と連携して被災宅地危険度判定を実施し、宅地対策を推進する。

- 被災宅地危険度判定の整備 宅地被害に関する危険度判定を実施する上で、危険度判定実施本部の設置及びその体制整備を推進する。

## 第10 災害ボランティア活動の環境整備

### ◇現状と方針

本市では、災害時のボランティアの活動支援体制づくりを推進するため、社会福祉協議会や市内ボランティア団体との協力体制を整備する。

- ボランティア受入れ体制の整備 災害時のボランティアの対応を適切に行うために、社会福祉協議会、ボランティア団体が中心となって、受入れ体制の整備を行う。
  - ボランティアの登録
  - ボランティアコーディネーター等の養成
  - 受入れ窓口等の設置方法等の検討
- ボランティアが活動しやすい環境の整備 災害時にボランティアが活動を行うために必要な施設や支援策等、活動しやすい環境を整備する。
  - ボランティア活動拠点の選定
  - ボランティア保険制度等の検討

## 第11 文教対策の整備

### ◇現状と方針

災害時には学校施設の被災等により児童、生徒等の安全確保、教育活動の確保等が文教対策で必要となる。このため、学校管理者等は防災上必要な体制の整備及び児童、生徒等の安全確保を推進する。

- 防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校で平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等について体制を整備する。
- 児童、生徒等の安全確保体制の整備 在校中の児童、生徒等の安全を確保するため、児童、生徒等に対し、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

また、登下校時の児童、生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童、生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定、その他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童、生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。
- 施設の整備 文教施設・設備等を災害から保護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。
- 防災教育の推進 災害の知識や災害発生時の行動を身につけるため、児童、生徒等に対し、次のような対策を実施する。
  - 学校教育の場を活用した児童、生徒の発達段階に応じた防災教育の推進
  - 教職員、PTA等に対する研修の実施
  - 防災に関するコンテンツや資機材・備蓄品等に関する情報提供・貸出

## 第7節 要配慮者対策のための環境整備

### ■対策の体系

| 項 目                | 担 当                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第1 要配慮者への街づくり対策    | 福祉保険部，土木建設課，公共建築課                                         |
| 第2 在宅の避難行動要支援者への対策 | 福祉保険課，長寿社会課，介護保険課，障害福祉課，地域活動推進課，健康推進課，子育て助成課，おやこ応援課，市民安心課 |
| 第3 要配慮者利用施設の対策     | 福祉保険課，障害福祉課，長寿社会課，介護保険課，予防指導課，他関係各課                       |
| 第4 外国人への対策         | 都市交流課                                                     |
| 第5 観光客への対策         | 観光課                                                       |

### ■自助・共助の役割

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 住民      | ○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者の避難支援に関すること。      |
| 自主防災組織等 | ○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備に関すること。 |
| 事業所     | ○ 観光客対策に関すること。（観光事業者，交通機関等）          |

## 第1 要配慮者への街づくり対策

### ◇現状と方針

災害時に障害者，高齢者等の要配慮者が円滑な避難行動や避難所生活をするには，普段から要配慮者の行動を視野に入れた施設整備をすることが必要である。

本市では，引き続き要配慮者にとって行動の障害となるものをなくすよう努め，要配慮者にやさしい環境づくりを推進する。

#### ■福祉のまちづくりの推進

「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「北海道福祉のまちづくり条例」に基づいて，道路や公共施設などの整備・改善を行い，災害時においても安全で快適な福祉の街づくりを推進する。

- 点字ブロック敷設                      ○ 通路・階段のスロープ化

#### ■生活道路の整備の推進

道路の陥没や亀裂等による路面の段差等は，災害発生時の要配慮者の避難，要配慮者への避難支援，救助，移送などに支障を来すおそれがあることから，避難施設と要配慮者施設等を結ぶ避難路となり得る生活道路の整備やバリアフリー化を推進する。

#### ■福祉避難所の選定

避難生活の長期化に備え，要配慮者の生活環境を確保するため，民間事業者と協定を締結するなど，あらかじめ福祉避難所の設置場所を選定する。

- 要配慮者への避難情報等の伝達対策**

広報車，市ホームページ・SNS，緊急速報メール，各放送機関，ケーブルテレビ，コミュニティFM，街頭放送等の媒体を活用し，要配慮者が余裕をもった避難行動を開始できるよう，避難情報が要配慮者へ確実に伝達されるように努める。

また，各ハザードマップや防災訓練を通じて，情報の伝達経路や伝達手段，情報の入手方法について周知を図る。
- 被災した要配慮者への支援対策の整備**

被災した要配慮者のために，福祉避難所の指定や保健福祉サービスが受けられるように，関係機関，関係団体，民生委員，ボランティア等と連携し，地域福祉を推進する。
- 緊急通報システムの拡充**

一人暮らしの障害者，高齢者等が緊急時に消防機関に通報できる緊急通報システム（ホットライン119）を整備する。

**■要配慮者及び避難行動要支援者とは**

要配慮者とは，高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者を指す。（災害対策基本法第8条）

また，要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々を避難行動要支援者という。（災害対策基本法第49条の10）

## 第2 在宅の避難行動要支援者への対策

### ◇現状と方針

災害時には，避難行動や避難所生活，あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど避難行動要支援者に対する支援が必要である。

本市では，在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため，避難支援等関係者となる消防機関，警察，自衛隊，地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織，社会福祉協議会，民生委員児童委員連絡協議会，その他（福祉事業者，障害者団体等）適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。

また，避難支援等関係者と連携し，個々の避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。

避難行動要支援者名簿の管理については，庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように，電子媒体での管理に加え，紙媒体でも最新の情報を保管するよう努める。

- 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手**

本市に居住する要配慮者のうち，避難行動要支援者名簿を作成・更新するに当たって必要な次の個人情報（氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援を必要とする事由）を，関係機関等から収集する。

  - 要介護者・要支援者認定者情報（介護保険課）
  - 身体障害者手帳所有者情報（障害福祉課）

- 療育手帳所有者情報（障害福祉課）
- 精神障害者保健福祉手帳所有者情報（障害福祉課）
- 難病者情報（道・健康推進課）
- その他の対象となる者の情報（地域住民等）

■避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者について、次のいずれかに該当する者とする。

- 1に該当する者で2に該当する者以外の同居人を有しない者
  - 1 次のいずれかに該当する者のうち、居宅において日常生活を営む者
    - (1) 要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかに該当する要介護者
    - (2) 障害の程度が次のいずれかに該当する者
      - ア 視覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
      - イ 聴覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
      - ウ 内部機能障害（免疫機能障害を除く。）にあつては、1級、2級又は3級
      - エ 上肢、下肢又は体幹機能の障害にあつて、1級、2級又は3級
      - オ 知的障害にあつては、A
      - カ 精神障害にあつては、1級
    - (3) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者のうち、人工呼吸器等装着者として自己負担上限額の特例が認められている者
    - (4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者のうち、酸素濃縮器使用時間が12時間以上の者
  - 2 次のいずれかに該当する者
    - (1) 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者
    - (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
    - (3) 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者
      - ア 特定医療費（指定難病）受給者証
      - イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証
      - ウ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証
      - エ ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証
      - オ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
      - カ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 上記の2に該当する者で避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者のうち、市長が適当と認めた者

■避難行動要支援者名簿情報の外部提供

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供、共有されることで、災害時に円滑かつ迅速な避難支援に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

本市では、平常時に名簿情報を外部に提供する場合は、避難行動要支援者の同意を得て提供することとしている。

なお、災害発生時又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があるときは、本人

の同意を得ずに提供する場合がある。

#### ■ 情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿情報を提供するに際し、次に掲げる措置により情報漏えいの防止に努める。

- 名簿情報は当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り提供する。
- 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、個人利用されないように指導する。
- 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- 必要以上に複製しないように指導する。
- 名簿情報の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部での取扱者を限定するように指導する。
- 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- 提供する避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱いに関する研修等を行う。
- 平常時及び災害発生時又は発生するおそれがある場合に提供した名簿については、不要になった名簿及び名簿情報の廃棄又は返却させることとする。

#### ■ 個別避難計画の作成・提供

市は、避難支援等関係者と連携し、個別避難計画の作成に努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

個別避難計画の実効性を高めるため、個別避難計画の情報提供に同意がある場合については、避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

#### ■ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があるときは、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等関係者に必要な情報を提供し、避難支援等を実施する。

#### ■ 避難支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、地域が主体的に行動できるように研修や防災知識の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、個別避難計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第3 要配慮者利用施設の対策

### ◇現状と方針

災害時には、在宅の避難行動要支援者だけでなく、要配慮者利用施設の利用者の安全確

保と生活支援も必要である。

本市では、今後も各施設で防災計画を作成し、災害時の防災対策を整備するよう指導する。

■災害時の防災計画の策定 各施設において、要配慮者施設避難確保計画などの避難活動や生活物資の確保などを定めた防災計画を策定する。

■災害時の生活確保 各施設において、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度に生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

#### ■要配慮者利用施設とは

高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等））、障害児（者）施設（障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設）、保育所（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所）、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、病院、診療所（有床に限る。）及び助産所など

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称、住所、伝達手段等については、資料編に定める。

## 第4 外国人への対策

### ◇現状と方針

日本語の理解が十分でない外国人は、災害時の対応や避難生活などに大きなハンディキャップを持っている。本市では、このような外国人を要配慮者と位置付け、外国人への防災対策を推進する。

■防災知識の普及 外国人向けの情報紙や生活ガイドブックに防災情報を外国語で記載し、外国人の防災知識の普及啓発を図る。

■災害時の支援体制の確立 災害時の外国人への対策として、通訳ボランティアの確保等の登録等を行う。

## 第5 観光客への対策

### ◇現状と方針

本市には、観光施設や空港があり、道内外から多くの観光客や来訪者が訪れる。そのため、市は、観光事業者、交通機関等と連携し、観光客への防災対策を推進する。

- 避難誘導体制の整備      観光事業者、交通機関等は、観光客を安全に避難誘導し、安否確認を行うため、避難誘導体制を整備する。
  - 避難誘導計画の策定
  - 職員への防災知識の普及啓発
- 関係機関との連携強化      市、観光事業者、交通機関等は、災害時に情報を共有し、連携して対策を行えるよう、連絡手段の確保等、連携強化を図る。
- 一時滞在施設の確保      市、観光事業者、交通機関等は、観光客がすぐに帰宅できない場合に備え、あらかじめ、一時滞在施設の確保を行う。

---

### 【参考】

災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等  
災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧  
避難施設と要配慮者利用施設等を結ぶ避難路候補一覧

## 第 2 章 災害応急対策計画



# 第1節 災害応急体制の確立

## ■対策の体系

| 項 目          |                | 担 当                |
|--------------|----------------|--------------------|
| 第1 災害応急体制の確立 |                | 防災課，各部             |
| 第2 災害警戒配備体制  | 1 災害警戒配備体制     | 防災課，各部             |
|              | 2 災害警戒配備体制の解除  |                    |
|              | 3 災害対策本部体制への移行 |                    |
| 第3 災害対策本部体制  | 1 市災対本部の設置     | 防災班，交通防犯班，要員支援班，各部 |
|              | 2 市災対本部の運営     |                    |
|              | 3 市災対本部の廃止     |                    |
| 第4 参集・配備     | 1 参集場所         | 防災班，要員支援班，各部       |
|              | 2 参集指示         |                    |
| 第5 事務分掌      |                | 各部                 |

## 第1 災害応急体制の確立

本市の災害応急体制は，次のとおりである。

### ■市の災害応急体制

| 体 制      |         | 配備基準                                             | 内 容                                                           | 配備人員                           |
|----------|---------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 災害警戒配備体制 |         | ○ 市域に震度4の地震が発生したとき。<br>○ その他市長が必要と認めたとき。         | 情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制                                  | この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備 |
| 災害対策本部体制 | 第1 非常配備 | ○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。<br>○ その他市長が必要と認めたとき。        | 地震被害の応急対策のため，各関係部局の必要人員をもって活動に当たり，状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】※ | 災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員           |
|          | 第2 非常配備 | ○ 市域に震度5強の地震が発生したとき。<br>○ その他市長（本部長）が必要と認めたとき。   | 第1非常配備体制を強化し，円滑に応急対策活動に当たり，状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】         | 災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員           |
|          | 第3 非常配備 | ○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。<br>○ その他市長（本部長）が必要と認めたとき。 | 市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制【自主参集】                            | 災害対策本部職員の全員                    |

※自主参集とは，市長の指示があったものとみなし，本部設置及び配備を自動的に行うものである。

## 第2 災害警戒配備体制

震度4の地震が発生した場合、被害情報の収集や関係機関との連絡等に対処するために、旭川市災害警戒配備要綱に基づき災害警戒配備体制をとる。

### 1 災害警戒配備体制

#### (1) 配備決定及び配備基準

市長は、警戒活動をする必要があると認められる場合、災害警戒配備体制をとることを決定し、防災安全部長に通知する。

配備基準は次のとおりである。

#### ■災害警戒配備体制の配備基準

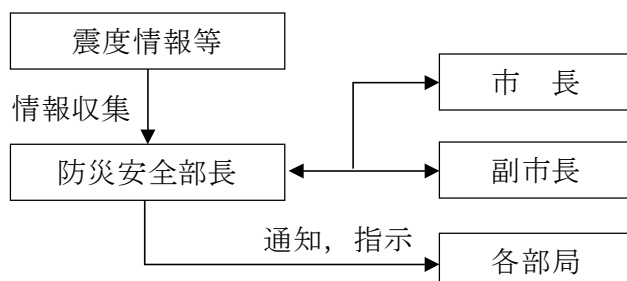
- 市域に震度4の地震が発生したとき。
- その他市長が必要と認めたとき。

#### (2) 配備の連絡

防災安全部長は、災害の状況に応じ必要な部局へ災害警戒配備体制をとるよう通知する。

ただし、夜間・休日の場合は、市長の指示があったものとみなして自主参集とし、各部局への通知は行わない。

#### ■配備の伝達経路



#### (3) 活動内容

災害警戒配備体制は、情報収集、連絡、限定的な災害対策等の活動を行う。主な活動はおおむね次のとおりである。

#### ■災害警戒配備体制の活動

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ○ 地震情報等の収集・伝達    | ○ 被害情報の収集・伝達  |
| ○ 小規模な災害への応急対策活動 | ○ 住民等への情報の伝達  |
| ○ 各部局所管施設の状況把握   | ○ 関係機関等との連絡調整 |
| ○ 避難所の開設         |               |

### 2 災害警戒配備体制の解除

市長は、地震による被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒配備体制を解除する。

### 3 災害対策本部体制への移行

市長は、被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部体制へ移行する。

## 第3 災害対策本部体制

市長は、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部（以下「市災対本部」という。）を設置する。

### 1 市災対本部の設置

#### (1) 設置基準

市長は、次の基準により市災対本部を設置する。

#### ■市災対本部の設置基準

- 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき
- その他市長が必要と認めたとき

#### (2) 市災対本部設置

ア 市災対本部は市役所内に置く。

本部室は市役所総合庁舎に設置する。ただし、これにより難いと本部長が認めた場合は、本部長が適当と認めた場所に設置する。

イ 市災対本部を設置したときは、市役所総合庁舎正面玄関又は本部室を設置した建物正面玄関及び本部室前に「旭川市災害対策本部」等の標識を掲示する。

#### (3) 現地災害対策本部

被災地において応急活動拠点を設置する必要があるときは、被災地の近くに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

また、道及び関係機関との協議により、道が定める合同本部設置要綱に基づいた、災害対策現地合同本部が設置された場合、人員、機材等の派遣応援を行う。

#### (4) 市災対本部設置の通知

防災安全部長は、市災対本部を設置した場合、各部長及び防災関係機関にその旨を通知する。

### 2 市災対本部の運営

#### (1) 組織

市災対本部の組織及び役割は、次のとおりである。

#### ■市災対本部の組織

|     |     |                         |
|-----|-----|-------------------------|
| 本部長 | 市 長 | 本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|-----|-----|-------------------------|

|          |                                       |                                                                             |
|----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 副本部長     | 副市長                                   | 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。                                              |
| 本部員      | 常勤監査委員，教育長，水道事業管理者，病院事業管理者，部長職※，会計管理者 | 本部会議を構成し，災害対策の方針等を決定するとともに，所管の部の事務に従事する。<br>※部長職・・・旭川市庁議規則第3条第5号及び第6号の職にある者 |
| 班 長      | 市長が指名する課長職                            | 本部員の命を受け，班の事務を処理する。                                                         |
| 班に属すべき職員 | 市長が指名する職員                             | 上司の命を受け，災害対策事務に従事する。                                                        |

(2) 本部長の職務の代理

市災対本部の指揮など，災害応急対策に係る本部長の権限に関して，本部長に事故等があり判断を仰ぐことができない場合は，次の順に職務を代理する。

■本部長の職務の代理

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 第1位 | 副本部長（防災安全部の事務を担当する副市長） |
| 第2位 | 副本部長（他の副市長）            |
| 第3位 | 総括部長（防災安全部長）           |
| 第4位 | 総務部長                   |

(3) 本部会議

ア 本部会議は，本部長が開催し，災害応急対策の基本方針等を協議，決定するとともに，各部の調整・連絡を行う。

イ 本部会議は，災害等の状況等により，一部の構成員をもって開くことができる。

ウ 本部会議構成員は，会議の招集の必要がある場合，総括部長を通じ本部長に要請する。

■本部会議の概要

|      |                                                                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構 成  | 本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員                                                                                                                                                       |
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災対本部の非常配備体制の設定，切替及び廃止</li> <li>○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定</li> <li>○ 本部長の指示</li> <li>○ 応援の要請</li> <li>○ その他災害対策に関する重要事項</li> </ul> |
| 開催場所 | 市役所総合庁舎又は本部長が適当と認めた場所                                                                                                                                                          |

(4) 本部連絡員

本部長が指定する班は，本部連絡員を本部室に派遣する。本部連絡員は，本部室に常駐し，情報の収集・伝達，資料の収集等を行う。

(5) 防災関係機関連絡室

市災対本部と防災関係機関との連携を図るため，市災対本部に防災関係機関連絡室を設置する。防災関係機関からは，連絡員を派遣するよう要請する。

(6) 長期化への配慮

災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たる等、災害対応へ従事する職員の健康を確保する。

#### (7) 市職員のストレス対策

災害対応従事職員の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合は、精神科医等の派遣を国等に要請する。

### 3 現地本部の運営

#### (1) 組織

現地本部の組織及び役割は、次のとおりである。

##### ■現地本部の組織

|           |                    |                      |
|-----------|--------------------|----------------------|
| 現地災害対策本部長 | 副本部長，本部員，          | 現地災害対策本部の事務を掌理する。    |
| 現地災害対策本部員 | その他の災対本部職員から本部長が指名 | 現地災害対策本部で所管の事務を処理する。 |
| その他の職員    |                    | 上司の命を受け，現地本部に従事する。   |

#### (2) 設置場所

被災地に近い支所等の市有施設又は学校に置く。

#### (3) 活動内容

ア 被災現場での指揮

イ 関係機関との連絡調整

#### (4) 現地本部の廃止

本部長は、災害現場において災害応急対策がおおむね完了するなど、現地本部がなくなつたと認めるときは、現地本部を廃止する。

### 4 市災対本部の廃止

本部長は、地震発生後における応急措置が完了したと認めたときは、市災対本部を廃止する。

総括部長は、各部長，本部連絡員及び防災関係機関にその旨を通知する。

## 第4 参集・配備

### 1 参集場所

#### (1) 勤務時間内の参集場所

所属場所を参集場所とする。

#### (2) 勤務時間外の参集及び参集場所

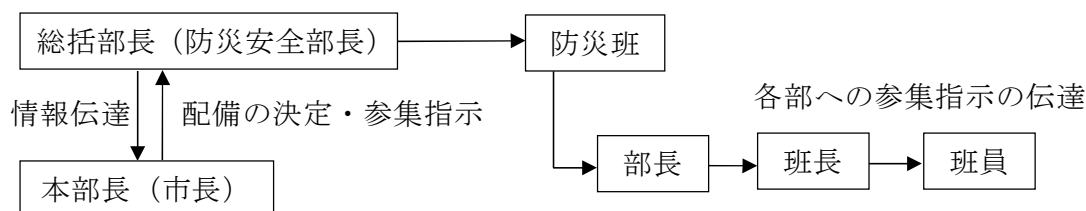
地震災害の場合は、自主参集を原則とする。各配備要員は、テレビ、ラジオ等による情報や被害状況から自己判断して参集する。

勤務時間外の参集場所は、原則的に所属先とする。ただし、所属先に直行が困難な場合は、居住地に近い支所又は最寄りの市有施設に参集する。

## 2 参集指示

地震災害の場合は、自主参集を原則とする。参集における各部局の非常配備体制は、先に示した市の災害応急体制に基づき、各部局において計画するものとし、各部局が各部必要な職員に参集を指示する場合は、次の経路に従って行う。

### ■参集指示の伝達経路



参集指示の方法は、勤務時間内の場合、口頭等で行う。

勤務時間外でかつ自主参集の場合は、原則として参集指示は行わない。市長の決定による配備の場合は、電話等により行う。

## 第5 事務分掌

災害対策に当たる各部各班の役割は、「災害対策の事務分掌」のとおりとし、各班は、被害の発生状況・災害の経過等に伴って、部内各班と協力して対策に当たる。

「災害対策の事務分掌」は、市災対本部廃止後に、引き続き災害対応が必要な場合にもあてはまるものとし、全庁的に対応に当たることとする。

なお、地震災害の場合は、災害の推移によって必要となる対策も変化する。本計画では、災害応急対策計画の各節に、目安として災害の段階とその段階で必要となる対策を示してある。

### ■災害の段階の目安

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 地震発生              |                                    |
| ↓                 |                                    |
| 初動活動期（地震発生から1日程度） | 救出，医療救護，消火，避難活動を行う時期               |
| ↓                 |                                    |
| 応急活動期（2日目から1週間程度） | 避難所での生活確保，被害状況調査，ライフラインの応急復旧等を行う時期 |
| ↓                 |                                    |
| 復旧活動期（1週間以上）      | 生活の復旧等を行う時期                        |

### 【参考】

旭川市災害対策本部条例

旭川市災害警戒配備要綱

■市災对本部の組織図

| 本部会議                                                |  |
|-----------------------------------------------------|--|
| 本部長（市長）                                             |  |
| 副本部長（副市長）                                           |  |
| 本部長                                                 |  |
| 常勤監査委員<br>水道事業管理者<br>病院事業管理者<br>教育長<br>部長職<br>会計管理者 |  |

| 本部事務局               |                                                                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総括部（防災安全部）          | 防災班（防災課），交通<br>防犯班（交通防犯課）                                                                                                |
| 総務部（総務部）            | 総務班（総務課），庁舎・<br>車両・物資班（管財課，<br>庁舎建設課，契約課，工<br>事検査課），要員支援班<br>（人事課，職員厚生課）                                                 |
| 情報管理部<br>（行財政改革推進部） | 第1情報管理班（行政改<br>革課），第2情報管理班<br>（情報政策課），第3情<br>報管理班（公共施設マネ<br>ジメント課）                                                       |
| 受援・広報部<br>（総合政策部）   | 第1受援班（政策調整<br>課），第2受援班（財政課，<br>公立大学課），秘書班（秘<br>書課），広報班（広報広聴<br>課），都市交流班（都市交<br>流課）                                       |
| 特命部                 | 第1特命班（議会事務<br>局），第2特命班（農業委<br>員会事務局），第3特命班<br>（選挙管理委員会事務<br>局），第4特命班（監査事<br>務局），第5特命班（いじ<br>め防止対策推進部），第6<br>特命班（女性活躍推進部） |

各部

|                    |                                                                                                                                              |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域振興部<br>（地域振興部）   | 地域振興班（地域振興課），都市計画班（都市計画課），交通<br>空港班（交通空港課）                                                                                                   |
| 調査部<br>（税務部）       | 調査庶務班（税制課），第1調査班（市民税課），第2調査班<br>（資産税課），第3調査班（納税管理課），第4調査班（納税<br>推進課）                                                                         |
| 避難部<br>（市民生活部）     | 第1避難班（市民生活課），第2避難班（市民課），地域活<br>動推進班（地域活動推進課），支所班（各支所）                                                                                        |
| 環境清掃部<br>（環境部）     | 環境庶務班，ごみ収集班，ごみ処理班（環境総務課，廃棄物政<br>策課，清掃施設整備課，廃棄物処理課，環境指導課，クリーン<br>センター）                                                                        |
| 援護部<br>（福祉保険部）     | 第1援護班（福祉保険課），第2援護班（長寿社会課，介護保<br>険課），第3援護班（障害福祉課），第4援護班（国民健康保<br>険課），第5援護班（指導監査課），第6援護班（生活支援課），<br>第7援護班（保護第1課），第8援護班（保護第2課），第9<br>援護班（保護第3課） |
| 保健部<br>（保健所）       | 第1保健班（保健総務課），第2保健班（保健予防課），第3<br>保健班（健康推進課），第4保健班（衛生検査課，動物愛護セ<br>ンター）第5保健班（食肉衛生検査所）                                                           |
| 子育て支援部<br>（子育て支援部） | 子育て支援班（子育て支援課，子育て助成課，こども育成課，<br>おやこ応援課，子ども総合相談センター，愛育センター）                                                                                   |
| 観光支援部<br>（観光スポーツ部） | 観光支援班（観光課），物資管理班（スポーツ推進課，スポー<br>ツ施設整備課）                                                                                                      |
| 食料物資部<br>（経済部）     | 第1食料物資班（経済総務課，経済交流課），第2食料物資班<br>（産業振興課，企業立地課，工芸センター），工芸技術センタ<br>ー，旭山動物園                                                                      |
| 農政部<br>（農政部）       | 農政班（農政課），農業振興班（農業振興課），農林整備班（農<br>林整備課），農業センター                                                                                                |
| 建築部<br>（建築部）       | 住宅班（建築総務課，市営住宅課），建築調査班（建築指導課），<br>建築班（公共建築課，設備課）                                                                                             |
| 土木部<br>（土木部）       | 第1土木班（土木総務課），第2土木班（土木管理課），第3<br>土木班（用地課），第4土木班（土木建設課），第5土木班（公<br>園みどり課），第6土木班（雪対策課，土木事業所）                                                    |
| 医療部<br>（市立旭川病院事務局） | 医療庶務班（経営管理課），医事班（医事課，薬剤科，臨床器<br>材科），医療班（医局，看護部 他）                                                                                            |
| 消防部<br>（消防本部）      | 消防庶務班（総務課），予防指導班（予防指導課），警防班（警<br>防課），指令班（指令課），市民安心班（市民安心課），南消<br>防班（南消防署），北消防班（北消防署），消防特命班（上川<br>消防署，鷹栖消防署）                                  |
| 第1教育部<br>（学校教育部）   | 第1教育班（教育政策課，学校施設課），第2教育班（学務課，<br>教職員課，教育指導課），第3教育班（学校保健課）                                                                                    |
| 第2教育部<br>（社会教育部）   | 第4教育班（社会教育課），第5教育班（文化振興課），第6<br>教育班（公民館事業課），第7教育班（中央図書館），第8教<br>育班（科学館），第9教育班（博物館）                                                           |
| 水道部<br>（上下水道部）     | 水道総務班（総務課），連絡調達班（経営企画課），現地広報・<br>給水班（管路管理課），配水調整班（管路管理課，水道施設課），<br>水源班（浄水課），下水道班（管路管理課，下水道施設課），<br>処理場班（下水処理センター），市民対応班（料金課）                 |
| 会計部                | 会計班（会計課）                                                                                                                                     |

■災害対策の事務分掌

| 部                   | 班名（平常時の課）                          | 事務分掌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総括部<br>（防災安全部）      | 防災班<br>（防災課）                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市災対本部の総括に関すること。</li> <li>2 市災対本部の設置、運営及び廃止に関すること。</li> <li>3 自衛隊派遣要請に関すること。</li> <li>4 国及び道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>5 市災対本部の非常配備体制に関すること。</li> <li>6 気象の予報、特別警報・警報・注意報、情報等の受理及び伝達に関すること。</li> <li>7 被災者相談窓口の開設に関すること。</li> <li>8 日赤救助活動との連絡調整に関すること。</li> <li>9 部内の総括に関すること。</li> <li>10 り災証明及びり災届出証明に関すること。</li> </ol> |
|                     | 交通防犯班<br>（交通防犯課）                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による交通対策に関すること。</li> <li>2 市災対本部の設置、運営及び廃止に関すること。</li> <li>3 被災地の防犯に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 総務部<br>（総務部）        | 総務班<br>（総務課）                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 部内の総括に関すること。</li> <li>4 り災証明及びり災届出証明に関すること。</li> <li>5 災害に係る他自治体との連絡調整に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                        |
|                     | 庁舎・車両・物資班<br>（管財課、庁舎建設課、契約課、工事検査課） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の車両確保及び配車に関すること。</li> <li>2 被災地への応急物資の輸送に関すること。</li> <li>3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。</li> <li>4 災害対策用の燃料の確保に関すること。</li> <li>5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。</li> <li>6 災害物資の購入及び調達に関すること。</li> </ol>                                                                                                                             |
|                     | 要員支援班<br>（人事課、職員厚生課）               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における職員の動員に関すること。</li> <li>2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関すること。</li> <li>3 災害に係る職員の公務災害補償に関すること。</li> <li>4 職員の安否確認に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                         |
| 情報管理部<br>（行財政改革推進部） | 第1情報管理班<br>（行政改革課）                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の総括に関すること。</li> <li>2 市情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>3 市災対本部のネットワークの構築に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び整理に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                |
|                     | 第2情報管理班<br>（情報政策課）                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 市災対本部のネットワークの構築に関すること。</li> <li>3 情報の収集及び整理に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                        |
|                     | 第3情報管理班<br>（公共施設マネジメント課）           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び整理に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 受援・広報部<br>（総合政策部）   | 第1受援班<br>（政策調整課）                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の総括に関すること。</li> <li>2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                     | 第2受援班<br>（財政課、公立大学課）               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に係る財政に関すること。</li> <li>2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                     | 秘書班<br>（秘書課）                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 災害見舞者及び視察者の接待に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                     | 広報班<br>（広報広聴課）                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 市民広報に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                     | 都市交流班<br>（都市交流課）                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人への情報提供及び相談に関すること。</li> <li>2 市民広報に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 特命部                 | 第1特命班<br>（議会事務局）                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の総括及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 議長、副議長及び各議員への連絡に関すること。</li> <li>3 特命事項に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                    |

| 部                | 班名（平常時の課）                                                  | 事務分掌                                                                                                     |
|------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 第2特命班<br>（農業委員会事務局）                                        | 1 特命事項に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                                     |
|                  | 第3特命班<br>（選挙管理委員会事務局）                                      | 1 特命事項に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                                     |
|                  | 第4特命班<br>（監査事務局）                                           | 1 特命事項に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                                     |
|                  | 第5特命班（いじめ<br>防止対策推進部）                                      | 1 特命事項に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                                     |
|                  | 第6特命班<br>（女性活躍推進部）                                         | 1 特命事項に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                                     |
| 地域振興部<br>（地域振興部） | 地域振興班<br>（地域振興課）                                           | 1 部内の総括に関すること。<br>2 部内各班の調整に関すること。                                                                       |
|                  | 都市計画班<br>（都市計画課）                                           | 1 危険区域の巡視に関すること。<br>2 被災宅地の危険度判定に関すること。                                                                  |
|                  | 交通空港班<br>（交通空港課）                                           | 1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。                                                                                   |
| 調査部<br>（税務部）     | 調査庶務班<br>（税制課）                                             | 1 部内の総括に関すること。<br>2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。<br>3 り災台帳の作成に関すること。<br>4 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。 |
|                  | 第1調査班<br>（市民税課）                                            | 1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。<br>2 り災台帳の作成に関すること。<br>3 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。                   |
|                  | 第2調査班<br>（資産税課）                                            | 1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。<br>2 り災台帳の作成に関すること。<br>3 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。                   |
|                  | 第3調査班<br>（納税管理課）                                           | 1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。<br>2 り災台帳の作成に関すること。<br>3 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。                   |
|                  | 第4調査班<br>（納税推進課）                                           | 1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。<br>2 り災台帳の作成に関すること。<br>3 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。                   |
| 避難部<br>（市民生活部）   | 第1避難班<br>（市民生活課）                                           | 1 部内の総括に関すること。<br>2 避難所の総括、開設及び管理に関すること。<br>3 火葬場の確保に関すること。<br>4 被災者の相談に関すること。                           |
|                  | 第2避難班<br>（市民課）                                             | 1 避難所の開設及び管理に関すること。<br>2 被災者の相談に関すること。                                                                   |
|                  | 地域活動推進班<br>（地域活動推進課）                                       | 1 住民組織との連絡及び協力に関すること。<br>2 ボランティアに関すること。<br>3 避難所の開設及び管理に関すること。<br>4 被災者の相談に関すること。                       |
|                  | 支所班<br>（神居支所、江丹支所、<br>永山支所、東旭川支所、<br>神楽支所、西神楽支所、<br>東鷹栖支所） | 1 避難所の開設及び管理に関すること。<br>2 区域内の広報、被災者相談、各種申請等に関すること。                                                       |
| 環境清掃部<br>（環境部）   | 環境庶務班<br>（環境総務課、廃棄<br>物政策課、清掃施設                            | 1 部内の総括に関すること。<br>2 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理方法に関すること。<br>3 仮設トイレの設置に関すること。                                       |

| 部              | 班名（平常時の課）                               | 事務分掌                                                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 整備課，廃棄物処理課，環境指導課，クリーンセンター）              |                                                                                                              |
|                | ごみ収集班<br>（廃棄物処理課，クリーンセンター）              | 1 災害廃棄物（し尿を含む。）の収集運搬に関すること。                                                                                  |
|                | ごみ処理班<br>（廃棄物政策課，廃棄物処理課，環境指導課，クリーンセンター） | 1 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること。                                                                                    |
| 援護部<br>（福祉保険部） | 第1援護班<br>（福祉保険課）                        | 1 部内の総括に関すること。<br>2 義援金に関すること。<br>3 行方不明者の情報収集に関すること。<br>4 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。<br>5 ボランティアに関すること。            |
|                | 第2援護班<br>（長寿社会課，介護保険課）                  | 1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。<br>2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。                                                  |
|                | 第3援護班<br>（障害福祉課）                        | 1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。<br>2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。                                                  |
|                | 第4援護班<br>（国民健康保険課）                      | 1 危険区域の巡視に関すること。<br>2 義援金に関すること。<br>3 行方不明者の情報収集に関すること。<br>4 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。                             |
|                | 第5援護班<br>（指導監査課）                        | 1 危険区域の巡視に関すること。<br>2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。<br>3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。                              |
|                | 第6援護班<br>（生活支援課）                        | 1 危険区域の巡視に関すること。<br>2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。<br>3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。<br>4 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。     |
|                | 第7援護班<br>（保護第1課）                        | 1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。<br>2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。<br>3 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。                         |
|                | 第8援護班<br>（保護第2課）                        | 1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。<br>2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。<br>3 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。                         |
|                | 第9援護班<br>（保護第3課）                        | 1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。<br>2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。<br>3 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。                         |
| 保健部<br>（保健所）   | 第1保健班<br>（保健総務課）                        | 1 部内の総括に関すること。<br>2 被災者の医療対策の総括に関すること。<br>3 旭川市医師会，旭川歯科医師会及び旭川薬剤師会との連絡調整に関すること。<br>4 被災地の医薬品，衛生材料等の需給に関すること。 |

| 部                      | 班名（平常時の課）                                                                      | 事務分掌                                                                                                                                                                            |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | 第2保健班<br>（保健予防課）                                                               | 1 被災者の健康保持に関すること。<br>2 所管する要配慮者の保健に関すること。                                                                                                                                       |
|                        | 第3保健班<br>（健康推進課）                                                               | 1 被災者の健康保持に関すること。<br>2 所管する要配慮者の保健に関すること。                                                                                                                                       |
|                        | 第4保健班<br>（衛生検査課，動物<br>愛護センター）                                                  | 1 被災地の防疫に関すること。<br>2 ペット対策に関すること。<br>3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。                                                                                                                |
|                        | 第5保健班<br>（食肉衛生検査所）                                                             | 1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。                                                                                                                                                          |
| 子育て支援部（子育て支援部）         | 子育て支援班<br>（子育て支援課，子<br>育て助成課，こども<br>育成課，おやこ応援<br>課，子ども総合相談<br>センター，愛育セン<br>ター） | 1 部内の総括に関すること。<br>2 応急保育に関すること。<br>3 園児の安否確認及び保護に関すること。<br>4 危険区域の巡視に関すること。<br>5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に<br>関すること。<br>6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。<br>7 避難所の開設及び管理に関すること（第2非常配備以降）。 |
| 観光支援部<br>（観光スポー<br>ツ部） | 観光支援班<br>（観光課）                                                                 | 1 部内の総括に関すること。<br>2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。<br>3 物資保管センターの確保及び運営に関すること。                                                                                                           |
|                        | 物資管理班<br>（スポーツ推進課，<br>スポーツ施設整備<br>課）                                           | 1 物資保管センターの確保及び運営に関すること。<br>2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。                                                                                                                             |
| 食料物資部<br>（経済部）         | 第1食料物資班<br>（経済総務課，経済<br>交流課）                                                   | 1 部内の総括に関すること。<br>2 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。<br>3 市民が使用する燃料の確保に関すること。                                                                                                         |
|                        | 第2食料物資班<br>（産業振興課，企業<br>立地課，工芸センタ<br>ー）                                        | 1 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。<br>2 市民が使用する燃料の確保に関すること。<br>3 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。                                                                                                |
|                        | 工業技術センター                                                                       | 1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。                                                                                                                                                         |
|                        | 旭山動物園                                                                          | 1 来園者の安否確認及び保護に関すること。                                                                                                                                                           |
| 農政部<br>（農政部）           | 農政班<br>（農政課）                                                                   | 1 部内の総括に関すること。<br>2 被災農家の支援に関すること。<br>3 応急食料の調達及び供給に関すること。                                                                                                                      |
|                        | 農業振興班<br>（農業振興課）                                                               | 1 応急食料の調達及び供給に関すること。<br>2 被災農家の支援に関すること。<br>3 家畜対策に関すること。                                                                                                                       |
|                        | 農林整備班<br>（農林整備課）                                                               | 1 応急食料の調達及び供給に関すること。<br>2 被災農家の支援に関すること。                                                                                                                                        |
|                        | 農業センター                                                                         | 1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。<br>2 被災農家の支援に関すること。                                                                                                                                     |
| 建築部<br>（建築部）           | 住宅班<br>（建築総務課，市営<br>住宅課）                                                       | 1 部内の総括に関すること。<br>2 応急仮設住宅入居者の決定に関すること。<br>3 応急仮設住宅の管理に関すること。                                                                                                                   |
|                        | 建築調査班<br>（建築指導課）                                                               | 1 被災建築物の応急危険度判定及び応急対策に関すること。<br>2 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における住宅<br>の応急修理に関すること。                                                                                                  |
|                        | 建築班<br>（公共建築課，設備<br>課）                                                         | 1 応急仮設住宅の設置に関すること。<br>2 避難所及び救護所の応急措置等に関すること。<br>3 公共施設の危険度判定及び応急対策に関すること。                                                                                                      |

| 部                  | 班名（平常時の課）              | 事務分掌                                                                                                      |
|--------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土木部<br>（土木部）       | 第1 土木班<br>（土木総務課）      | 1 部内の総括に関すること。<br>2 応急資材の調達及び配分に関すること。                                                                    |
|                    | 第2 土木班<br>（土木管理課）      | 1 交通規制等の措置に関すること。                                                                                         |
|                    | 第3 土木班<br>（用地課）        | 1 危険区域の巡視に関すること。                                                                                          |
|                    | 第4 土木班<br>（土木建設課）      | 1 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急対策に関すること。<br>2 道路・河川関係の災害復旧工事に関すること。                                                |
| 土木部<br>（土木部）       | 第5 土木班<br>（公園みどり課）     | 1 公園、緑地等の被害調査及び応急対策に関すること。<br>2 危険区域の巡視に関すること。                                                            |
|                    | 第6 土木班<br>（雪対策課、土木事業所） | 1 道路、橋りょう、河川、排水路等の応急修理に関すること。<br>2 障害物の除去に関すること。<br>3 緊急除雪に関すること。<br>4 危険区域の巡視に関すること。                     |
| 医療部（市立<br>旭川病院事務局） | 医療庶務班<br>（経営管理課）       | 1 部内の総括に関すること。<br>2 災害情報の受理、収集及び報告に関すること。<br>3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。<br>4 被災者の応急医療及び収容の事務に関すること。         |
|                    | 医事班<br>（医事課、薬剤科、臨床器材科） | 1 救護所の設置及び管理に関すること。<br>2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。<br>3 医療、歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関すること。                      |
|                    | 医療班<br>（医局、看護部他）       | 1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること。<br>2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。<br>3 助産に関すること。                             |
| 消防部<br>（消防本部）      | 消防庶務班<br>（総務課）         | 1 部内の総括に関すること。<br>2 緊急必要資材の調達及び補給に関すること。                                                                  |
|                    | 予防指導班<br>（予防指導課）       | 1 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。<br>2 火災警報に関すること。<br>3 災害記録に関すること。<br>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。                        |
|                    | 警防班<br>（警防課）           | 1 災害活動の記録に関すること。<br>2 消防機関への応援要請に関すること。<br>3 消防用車両の配車計画に関すること。<br>4 水防に関すること。<br>5 医療機関との連携に関すること。        |
|                    | 指令班<br>（指令課）           | 1 通信の運用及び確保に関すること。<br>2 情報の収集及び伝達に関すること。                                                                  |
|                    | 市民安心班<br>（市民安心課）       | 1 消防団員の動員に関すること。<br>2 消防団員の公務災害補償に関すること。<br>3 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。<br>4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。              |
|                    | 南消防班<br>（南消防署）         | 1 災害の警戒及び防御に関すること。<br>2 消防部隊の指揮に関すること。<br>3 人命救助及び破壊消防に関すること。<br>4 区域内の消防活動に関すること。<br>5 行方不明者の搜索活動に関すること。 |
|                    | 北消防班<br>（北消防署）         | 1 災害の警戒及び防御に関すること。<br>2 消防部隊の指揮に関すること。<br>3 人命救助及び破壊消防に関すること。<br>4 区域内の消防活動に関すること。<br>5 行方不明者の搜索活動に関すること。 |

| 部                | 班名（平常時の課）                                                                                                                             | 事務分掌                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 消防特命班<br>（上川消防署，鷹栖消防署）                                                                                                                | 1 部内の緊急応援に関すること。<br>2 その他特命事項に関すること。                                                                   |
| 第1教育部<br>（学校教育部） | 第1教育班<br>（教育政策課，学校施設課）                                                                                                                | 1 部内の総括に関すること。<br>2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること。<br>3 避難所の開設及び管理に関すること。                                    |
|                  | 第2教育班<br>（学務課，教職員課，教育指導課）                                                                                                             | 1 児童及び生徒の安否確認に関すること。<br>2 応急教育に関すること。<br>3 避難所の開設及び管理に関すること。                                           |
|                  | 第3教育班<br>（学校保健課）                                                                                                                      | 1 被災児童，生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                     |
| 第2教育部<br>（社会教育部） | 第4教育班<br>（社会教育課）                                                                                                                      | 1 部内の総括に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                                  |
|                  | 第5教育班<br>（文化振興課）                                                                                                                      | 1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                         |
|                  | 第6教育班<br>（公民館事業課）                                                                                                                     | 1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                         |
|                  | 第7教育班<br>（中央図書館）                                                                                                                      | 1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                         |
|                  | 第8教育班<br>（科学館）                                                                                                                        | 1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                         |
|                  | 第9教育班<br>（博物館）                                                                                                                        | 1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                         |
| 水道部<br>（上下水道部）   | 水道総務班<br>（総務課）                                                                                                                        | 1 部内の総括に関すること。<br>2 人員，車両等の調達及び確保に関すること。<br>3 災害情報の受理，収集及び報告に関すること。<br>4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。 |
|                  | 連絡調達班<br>（経営企画課）                                                                                                                      | 1 住民組織との連絡調整に関すること。<br>2 応急資材の調達に関すること。                                                                |
|                  | 現地広報・給水班<br>（管路管理課）                                                                                                                   | 1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。                                                                                |
|                  | 配水調整班<br>（管路管理課，水道施設課）                                                                                                                | 1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。                                                                            |
|                  | 水源班<br>（浄水課）                                                                                                                          | 1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。                                                                          |
|                  | 下水道班<br>（管路管理課，下水道施設課）                                                                                                                | 1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。                                                                          |
|                  | 処理場班<br>（下水処理センター）                                                                                                                    | 1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。                                                                          |
|                  | 市民対応班<br>（料金課）                                                                                                                        | 1 上下水道の市民対応に関すること。                                                                                     |
| 会計部<br>（会計課）     | 会計班<br>（会計課）                                                                                                                          | 1 災害関係経費の出納に関すること。<br>2 避難所の開設及び管理に関すること。                                                              |
| 共通事項             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属員の安否及び参集状況の把握に関すること。</li> <li>・所管の被害調査，応急対策，復旧等に関すること。</li> <li>・本部長の特命事項に関すること。</li> </ul> |                                                                                                        |

## 第2節 情報の収集・伝達

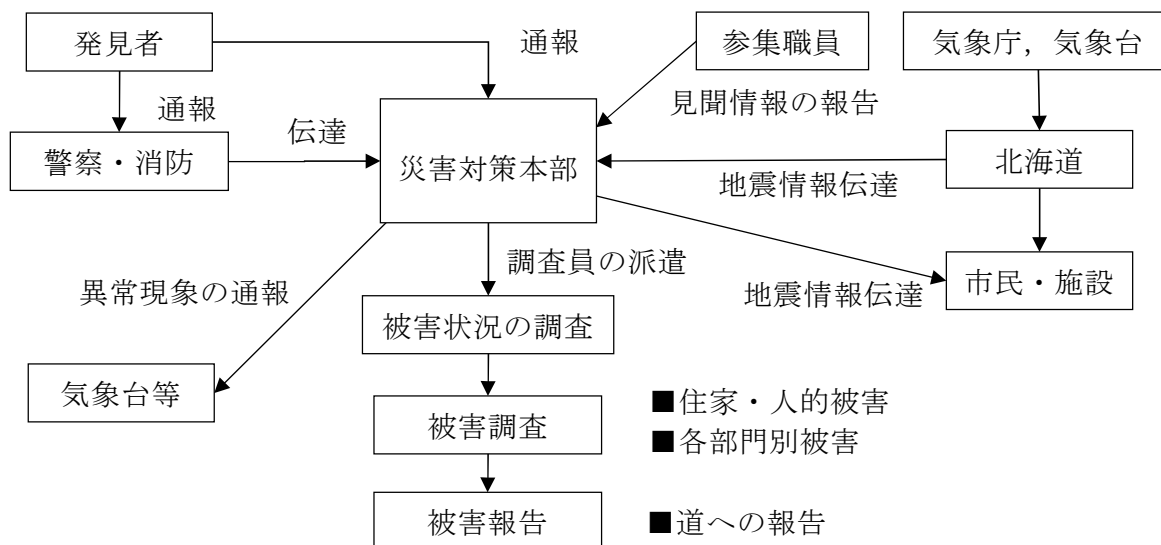
### ■対策の体系

| 項 目              |               | 担 当                         | 活動期 |    |    |
|------------------|---------------|-----------------------------|-----|----|----|
|                  |               |                             | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 地震関連情報の収集・伝達  | 1 地震関連情報の発表   | 気象庁, 旭川地方気象台                | ○   |    |    |
|                  | 2 地震情報等の収集・伝達 | 防災班                         | ○   |    |    |
| 第2 被害情報の収集・調査・報告 | 1 初期情報の収集     | 消防部, 第1～3情報管理班              | ○   |    |    |
|                  | 2 災害情報等の収集・整理 | 調査部, 各施設所管班, 第1～3情報管理班, 防災班 | ○   | ○  |    |
|                  | 3 被害調査        | 各調査担当班, 防災班                 |     | ○  | ○  |
|                  | 4 被害報告        | 防災班                         |     |    | ○  |
| 第3 災害時通信伝達体制     | 1 電話による通信     | 各部, 各施設管理者, 東日本電信電話株式会社     | ○   |    |    |
|                  | 2 公衆通信設備以外の通信 | 各部, 各施設管理者, 各防災関係機関         | ○   |    |    |

### ■自助・共助の役割

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 住民      | ○ 地域の被害情報の通報に関すること。    |
| 自主防災組織等 | ○ 地域の被害情報の集約・通報に関すること。 |
| 事業所     | ○ 地域の被害情報の通報に関すること。    |

情報の収集・伝達の流れは次のとおりである。



## 第1 地震関連情報の収集・伝達

### 1 地震関連情報の発表

気象庁及び旭川地方気象台は、次のような地震関連情報を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

#### ■地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称

| 区 分     | 警報発表の名称                | 内 容                                                                                 |
|---------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震動特別警報 | 「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」 | 最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 |
| 地震動警報   |                        | このうち、最大震度6弱以上又は最大長周期地震動階級4以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられている。                             |
| 地震動予報   | 「緊急地震速報（予報）」           | 最大震度1以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する。                                    |

#### ■地震情報

| 種 類            | 発表基準                                                      | 内 容                                                                                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報           | ・震度3以上                                                    | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。                                                                                        |
| 震源に関する情報       | ・震度3以上<br>（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）                         | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。                                                                |
| 震源・震度に関する情報    | ・震度1以上<br>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき<br>・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合                       | 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級を発表。（地震発生から10分程度で1回発表）                                                             |

|                   |                                                                                                                                                    |                                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 遠地地震に関する情報        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</li> </ul> | <p>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> |
| その他の情報            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</li> </ul>                                                                   | <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>                                               |
| 推計震度分布図（気象庁発表）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱以上</li> </ul>                                                                                          | <p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>                                               |
| 地震解説資料（旭川地方気象台発表） |                                                                                                                                                    | <p>旭川地方気象台は、地震の概況、地震に関する詳細な情報、過去の地震活動の状況などをまとめた解説資料を作成し、防災機関へ配布。</p>                                   |

## 2 地震情報等の収集・伝達

防災班は、気象庁及び旭川地方気象台が発表する地震情報等を迅速に収集し、住民や関係機関等に伝達する。

地震情報等の収集・伝達経路は、次のとおりである。

なお、本市は、全国瞬時情報システム（J－A L E R T）の運用を行っている。



防災班は、「災害情報の収集及び伝達に関する協定」に基づきアマチュア無線による情報収集を要請する。

(3) 被害情報の整理

第1～3情報管理班は、報告を受けた被害情報を集約し、整理する。

(4) 関係機関への通報

防災班は、必要に応じて災害情報を関係機関に通報する。

■災害情報等の通報先

|                               |
|-------------------------------|
| ○ 上川総合振興局（地域創生部危機対策室）         |
| ○ 旭川中央警察署（警備課）                |
| ○ 旭川東警察署（警備課）                 |
| ○ 旭川開発建設部（防災対策官）              |
| ○ 旭川地方気象台（現業）                 |
| ○ 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）       |
| ○ 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村 |

(5) ライフラインの情報収集

防災班は、ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を、防災関係機関連絡室に配備されている連絡員等から収集する。

■ライフライン情報

|                  |             |
|------------------|-------------|
| ○ ライフライン施設の被害状況  | ○ 供給停止区域    |
| ○ 交通の運行状況及び道路の状況 | ○ 各機関の対策の状況 |

### 3 被害調査

(1) 被害の調査

各調査担当班は、災害の危険が解消した段階で、北海道地域防災計画で定める「災害情報等報告取扱要領（昭和59年10月15日消防災第267号）4 被害状況判定基準」による被害調査を行う。各調査担当班が行う判断基準による調査対象は、次のとおりである。

■部門別調査の担当及び対象

| 調査担当部        | 調査担当班           | 調査対象                       |
|--------------|-----------------|----------------------------|
| 調査部          | 調査庶務班，第1～第4調査班  | 住家及び当該住家の居住者に係る人的被害        |
| 農政部          | 農業振興班           | 農業作物及び畜産被害                 |
|              | 農林整備班           | 農業施設被害及び林業被害               |
| 土木部          | 第4，6土木班         | 所管の河川，道路及び橋りょう被害           |
| 土木部，地域振興・広報部 | 第3，5，6土木班，都市計画班 | 所管の施設及び所管の土砂災害警戒区域におけるがけ崩れ |
| 水道部          | 配水調整班，水源班，      | 水道施設被害                     |
|              | 下水道班，処理場班       | 下水道施設被害                    |
| 援護部          | 第1援護班           | 社会福祉施設被害                   |
| 保健部          | 第1保健班           | 病院被害                       |

|        |          |           |
|--------|----------|-----------|
| 環境清掃部  | 環境庶務班    | 廃棄物処理施設被害 |
| 避難部    | 第1 避難班   | 火葬場被害     |
| 観光支援部  | 物資管理班    | 社会体育施設被害  |
| 食料物資部  | 第1 食料物資班 | 商業被害      |
|        | 第2 食料物資班 | 工業被害      |
| 第1 教育部 | 第1 教育班   | 学校教育施設被害  |
| 第2 教育部 | 第4 教育班   | 社会教育施設被害  |

## (2) 被害のとりまとめ

各調査担当班は、調査した被害結果をまとめ、防災班に提出する。

## 4 被害報告

## (1) 国に対する報告

防災班は、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）の直接即報基準に該当する地震を覚知した場合は、被害の有無を問わず第1報については、直接消防庁に報告する。また、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

## (2) 道に対する報告

防災班は、北海道地域防災計画で定める災害情報等報告取扱要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づく報告の対象及び消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）の即報基準に該当する地震を覚知した場合は、災害情報及び被害情報を道に報告する。

### ■報告の内容及び方法

| 報告の種類            | 内 容                            | 報告の方法   | 報告先                       |
|------------------|--------------------------------|---------|---------------------------|
| 災害情報             | 災害の経過に応じ、逐次報告                  | 電話又は無線等 | 上川総合振興局<br>地域創生部<br>危機対策室 |
| 被害状況報告<br>(速報)   | 被害発生後、直ちに件数のみ報告                |         |                           |
| 被害状況報告<br>(中間報告) | 被害状況が判明次第、報告<br>報告内容に変化→その都度報告 |         |                           |
| 被害状況報告<br>(最終報告) | 応急措置完了後、15日以内に報告               | 文書      |                           |

## (3) 道への報告ができない場合の措置

防災班は、道への報告ができない場合、直接国（総務省消防庁）に報告する。

## 第3 災害時通信伝達体制

災害発生時において、施設の損壊や回線のふくそう等により、東日本電信電話株式会社等の一般回線電話が非常にかかりにくくなることが予想される。

各部、各施設管理者及び各防災関係機関は、次のとおり情報伝達手段を確保し、迅速な応

急対策活動の実施を図る。

## 1 電話による通信

災害時において電話回線が異常にふくそうし、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。

## 2 公衆通信設備以外の通信

### (1) 旭川市防災行政無線

市が保有する防災行政無線を用いて通信を行う。

### (2) 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信

道の本庁、各総合振興局、各振興局、出先機関並びに他市町村等との通信に使用する。

### (3) 通信設備の優先使用

災害発生時、応急処置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合、災害対策基本法第57条、第79条等法令の定めに基づき、電気通信設備の優先利用、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、通信の確保を図る。

### (4) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記(1)から(3)に掲げる通信施設を使用又は利用して通信を行うことができない場合、若しくは通信を行うことが著しく困難である場合は、北海道地方非常通信協議会加入無線局等へ協力を要請する。

### (5) 通信途絶時の放送要請

前記(4)の通信系統によっても通信を行うことができない場合又は著しく困難である場合は、災害対策基本法第57条の規定により、災害に関する通知、要請、伝達、警告等を行うため、放送機関に放送の要請を行う。

---

## 【参考】

被害状況の判断基準

道への災害報告様式

直接即報基準

即報基準

北海道災害情報等報告取扱要領

(旭川市締結協定)

防災情報の共有に係る協定書

北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定

災害情報の収集及び伝達に関する協定

災害等における緊急放送に関する協定

災害時における情報発信等に関する協定

災害時における地図製品等の供給に関する協定

## 第3節 災害広報・広聴活動

### ■対策の体系

| 項 目         |             | 担 当                                                                    | 活動期 |    |    |
|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|
|             |             |                                                                        | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 災害広報活動   | 1 災害時の広報    | 消防部，消防団，広報班，都市交流班，防災班                                                  | ○   | ○  | ○  |
|             | 2 避難所における広報 | 広報班，都市交流班，第1，2避難班，地域活動推進班，支所班，第1～9教育班，第2～6特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班 |     | ○  |    |
| 第2 報道機関への対応 | 1 報道機関への要請  | 広報班，都市交流班                                                              |     | ○  |    |
|             | 2 記者発表      | 広報班，都市交流班                                                              |     | ○  |    |
| 第3 広聴活動     | 1 相談窓口の設置   | 防災班                                                                    |     | ○  | ○  |
|             | 2 被災者相談     | 各担当班                                                                   |     | ○  | ○  |

### ■自助・共助の役割

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 住民      | ○ 情報収集が困難な方への情報共有に関すること。 |
| 自主防災組織等 | ○ 情報収集が困難な方への情報共有に関すること。 |
| 事業所     | —                        |

## 第1 災害広報活動

### 1 災害時の広報

#### (1) 初動活動期の広報活動

消防部及び消防団は，現場にて避難等の指示を行う。防災班，広報班及び都市交流班は，地震による火災が延焼拡大したとき，又は危険物が漏出したときは，SNS，広報車等にて避難等の広報を行う。

#### (2) 応急活動期の広報

応急対策活動時における広報は，テレビ，ラジオ，災害広報紙，SNS，郵便局窓口等にて行う。

広報班及び都市交流班は，各班からの広報内容を受け付け，報道機関への要請及び災害広報紙，チラシ等を作成する。防災班は，郵便局との協定に基づき広報内容を提供し，郵便局窓口等での広報を要請する。

### ■広報の手段と内容

| 時 期    | 手 段                         | 内 容                    |
|--------|-----------------------------|------------------------|
| 地震発生直後 | ○ SNS<br>○ 広報車<br>○ 現場による指示 | ○ 避難の指示<br>○ 住民のとりべき措置 |

|         |                                 |                                           |
|---------|---------------------------------|-------------------------------------------|
| 応急対策活動時 | <input type="radio"/> テレビ・ラジオ   | <input type="radio"/> 被害の状況，余震等の情報        |
|         | <input type="radio"/> 災害広報紙・チラシ | <input type="radio"/> 交通状況及びライフライン施設の被害状況 |
|         | <input type="radio"/> 支所での掲示    | <input type="radio"/> 応急対策の概況，復旧の見通し      |
|         | <input type="radio"/> SNS       | <input type="radio"/> 食料・飲料水の供給等に関する情報    |
|         | <input type="radio"/> 郵便局窓口     | <input type="radio"/> その他必要な事項            |
|         | <input type="radio"/> その他       |                                           |

## 2 避難所における広報

広報班，都市交流班，第1，2避難班，地域活動推進班，支所班，第1～9教育班，第2～6特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班及び子育て支援班は，避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては，市災対本部各部との調整を行い，情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は，避難者で組織する運営委員会，ボランティアと協力する。なお，障害者，高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

### ■避難所における広報

- ☐ 災害広報紙の配布
- ☐ 避難所広報板の設置
- ☐ 避難所運営委員会による口頭伝達
- ☐ 手話・外国語ボランティア等による伝達

## 第2 報道機関への対応

### 1 報道機関への要請

広報班及び都市交流班は，報道機関に対しテレビ・ラジオ等を通じた広報を要請する。

なお，報道機関に対し，市災対本部内への立入り及び取材の制限，地域や避難所における取材について，避難者で組織する運営委員会の許可を得て行うように要請する。

### 2 記者発表

広報班及び都市交流班は，記者会見場を設置し，記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。なお，発表内容は，本部会議に諮る。

### ■記者発表の方法

|      |                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発表者  | 総括部長                                                                                                  |
| 発表内容 | <input type="radio"/> 被害の状況<br><input type="radio"/> 市が実施する応急対策の内容<br><input type="radio"/> 市民その他への要請 |

## 第3 広聴活動

### 1 相談窓口の設置

防災班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所内に相談窓口を設置する。

### 2 被災者相談

市民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各部各班の担当者を置く。相談窓口で扱う主な事項は、次のとおりである。

#### ■相談窓口の主な内容及び担当班

- 搜索依頼の受付（第1援護班）
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（第1食料物資班）
- ごみの相談等（環境庶務班）
- 仮設住宅の申込み（住宅班）
- 住宅の応急修理の申込み（建築調査班）※
- 災害見舞金及び義援金支給の申込み（第1援護班、第4援護班）※
- 生活資金等の相談等（第1援護班）※
- 被災建築物の被災度区分判定に関する相談（建築関係団体の協力）

※災害救助法適用の場合

#### 【参考】

（旭川市締結協定）

災害情報の収集及び伝達に関する協定

災害等における緊急放送に関する協定

災害時における情報発信等に関する協定

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

災害時における相談業務の応援に関する協定

## 第4節 応援派遣

### ■対策の体系

| 項 目                     |                  | 担 当                | 活動期 |    |    |
|-------------------------|------------------|--------------------|-----|----|----|
|                         |                  |                    | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 自衛隊の<br>災害派遣         | 1 災害派遣要請の要求及び受入れ | 防災班, 第1, 2 受援班     | ○   |    |    |
|                         | 2 自主派遣           | 自衛隊                | ○   |    |    |
|                         | 3 撤収要請の要求        | 防災班                |     |    | ○  |
| 第2 国・道・市<br>町村等への<br>要請 | 1 国・道への要請        | 防災班                | ○   | ○  |    |
|                         | 2 市町村への要請        | 防災班                |     | ○  |    |
|                         | 3 受入れ体制          | 第1, 2 受援班,<br>各担当班 |     | ○  |    |
|                         | 4 協定機関・団体への要請    | 各担当班               |     | ○  |    |
|                         | 5 応援隊の撤収要請       | 各担当班               |     |    | ○  |
| 第3 応援隊の<br>受入れ          | 1 応援隊への対応        | 防災班, 消防部           |     | ○  | ○  |
|                         | 2 応援活動への支援       | 各担当班, 渉外班          |     | ○  | ○  |

### 第1 自衛隊の災害派遣

#### 1 災害派遣要請の要求及び受入れ

##### (1) 派遣要請の要求手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（総合振興局長）に対して次の事項を明らかにした文書をもって要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話又は無線で要求し、後日文書を送付する。

また、緊急避難や人命救助が急迫し、知事（総合振興局長）に要求するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事（総合振興局長）に要求できないときは、直接陸上自衛隊第2師団に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、本部長はこの通知をしたときは、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に通知する。防災班は、これらの災害派遣要請の要求手続きを行う。

#### ■災害派遣要請の要求手続き

|         |                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出（連絡）先 | 上川総合振興局地域創生部危機対策室                                                                                                                                                               |
| 連絡方法    | 文書（緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後文書送付）                                                                                                                                                  |
| 要請の要求事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の情况及び派遣要請を要求する事由</li> <li>○ 派遣を希望する期間</li> <li>○ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>○ 派遣部隊が展開できる場所</li> <li>○ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項</li> </ul> |

### ■最寄りの自衛隊連絡先

| 部隊名  | 担当部課      | 所在地    |
|------|-----------|--------|
| 第2師団 | 司令部第3部防衛班 | 旭川市春光町 |

### (2) 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

### ■自衛隊の活動

|                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 被害状況の把握     | <input type="radio"/> 避難の援助       |
| <input type="radio"/> 行方不明者の捜索救助  | <input type="radio"/> 水防活動        |
| <input type="radio"/> 消防活動        | <input type="radio"/> 道路の啓開       |
| <input type="radio"/> 応急医療、救護及び防疫 | <input type="radio"/> 人員及び物資の緊急輸送 |
| <input type="radio"/> 炊飯及び給水      | <input type="radio"/> 物資の無償貸又は譲与  |
| <input type="radio"/> 危険物の保安及び除去  | <input type="radio"/> その他         |

### (3) 受入れ体制

第1, 2受援班は、自衛隊の派遣要請を要求した場合、作業計画の作成、資機材の準備を行うなど、受入れ体制を整える。また、自衛隊に連絡員の派遣を要請する。

なお、本市には、陸上自衛隊旭川駐屯地があるため、受入れ場所を選定していないが、必要に応じて、公園など適当な場所を提供する。

### (4) 経費の負担区分

次の費用は、市が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けたときには、これを利用することができる。

### ■市が負担する経費

|                                  |                                  |                           |
|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| <input type="radio"/> 資材費及び機器借上料 | <input type="radio"/> 電話料及びその施設費 | <input type="radio"/> 電気料 |
| <input type="radio"/> 水道料        | <input type="radio"/> 汲取料        |                           |

## 2 自主派遣

### (1) 情報の収集

自衛隊は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、当該地震発生地域、その周辺地域等の被害状況等について航空偵察を実施して、情報を収集する。

### (2) 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事（総合振興局長）の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

### ■自衛隊自主派遣の判断基準

- 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

### 3 撤収要請の要求

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事（総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請の要求を行う。

## 第2 国・道・市町村等への要請

### 1 国・道への要請

#### (1) 応援、職員の派遣・斡旋要請

防災班は、北海道開発局長（旭川開発建設部長）、知事（総合振興局長）に対し、応援の要請又は職員の派遣・斡旋の要請を行う。

#### ■国への応援要請手続き

|       |                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要請先   | 旭川開発建設部                                                                                                                         |
| 連絡方法  | 電話又はファックス                                                                                                                       |
| 応援の要請 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況</li> <li>○ 応援を必要とする理由</li> <li>○ 応援を必要とする場所及び活動内容</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> |

#### ■道への応援要請手続き

|           |                                                                                                                                                                |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 要請先       | 上川総合振興局地域創生部危機対策室                                                                                                                                              |                                                                |
| 連絡方法      | 文書（緊急の場合は電話又は無線で行い、事後文書送付）                                                                                                                                     |                                                                |
| 応援の要請     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況</li> <li>○ 応援を必要とする理由</li> <li>○ 応援を希望する物資等の品名及び数量</li> <li>○ 応援を必要とする場所及び活動内容</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>   |                                                                |
| 職員派遣・斡旋要請 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 派遣を要請・斡旋を求める理由</li> <li>○ 職員の職種別人員数</li> <li>○ 派遣を必要とする期間</li> <li>○ 派遣される職員の給与その他勤務条件</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> | 派遣：災害対策基本法第29条<br>斡旋：災害対策基本法第30条<br>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17 |

## (2) 消防防災ヘリコプターの要請

防災班は、ヘリコプターによる傷病者の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

## ■消防防災ヘリコプターの要請手続き

|         |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出（連絡）先 | 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室                                                                                                                                                                                                                       |
| 連絡方法    | 電話又は無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票をファクシミリで提出）                                                                                                                                                                                                     |
| 要請事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の種類</li> <li>○ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況</li> <li>○ 災害現場の気象状況</li> <li>○ 災害現場の最高指揮者の職・指名及び災害現場との連絡方法</li> <li>○ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制</li> <li>○ 応援に要する資機材の品目及び数量</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> |

## 2 市町村への要請

## (1) 市町村への要請

防災班は、道内の市町村への要請が必要な場合、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、知事（総合振興局長）又は市町村の長に対し、応援の要請を行う。

## ■市町村への要請手続き

|      |                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡先  | 上川総合振興局（地域創生部危機対策室）又は要請先市町村                                                                                                                                                                       |
| 連絡方法 | 電話又は無線（事後文書送付）                                                                                                                                                                                    |
| 要請事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の種類及び状況</li> <li>○ 品名、数量等</li> <li>○ 車両の種類、規格及び台数</li> <li>○ 職員の職種別人員</li> <li>○ 応援の場所及び応援場所への経路</li> <li>○ 応援の期間</li> <li>○ 応援の実施に関し、必要な事項</li> </ul> |

## ■市町村の応援の種類

|                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋</li> <li>○ 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供並びに斡旋</li> <li>○ 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋</li> <li>○ 災害応急活動に必要な職員の派遣</li> <li>○ 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋</li> <li>○ 特に要請のあった事項</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 道北市長会構成市への要請

防災班は、必要に応じて、「災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書」

に基づき、道北市長会構成市（旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市）の長に対し、応援の要請を行う。

#### ■道北市長会構成市への要請手続き

|      |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡先  | 要請先締結市（連絡担当部局）                                                                                                                                                                                                                     |
| 連絡方法 | 電話又は電信（事後文書送付）                                                                                                                                                                                                                     |
| 要請事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況</li> <li>○ 物資等の品名及び数量</li> <li>○ 職員の職種別人員及び業務内容</li> <li>○ 応援場所及び応援場所への経路</li> <li>○ 児童等を受け入れる場合の人数等</li> <li>○ 住宅を提供する場合の世帯数等</li> <li>○ 応援の期間</li> <li>○ 応援の実施に関し、必要な事項</li> </ul> |

#### ■道北市長会構成市の応援の種類

|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋</li> <li>○ 救護及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋</li> <li>○ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及び斡旋</li> <li>○ 救護及び応急復旧に必要な職員の派遣</li> <li>○ 児童及び生徒の受入れ</li> <li>○ 被災者に対する住宅の提供</li> <li>○ 特に要請のあった事項</li> </ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (3) 中核市への要請

防災班は、必要に応じて、「中核市災害相互応援協定」に基づき、中核市の長に対し、応援の要請を行う。

#### ■中核市への要請手続き

|      |                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡先  | 要請先中核市（連絡担当部局）                                                                                                                                                                |
| 連絡方法 | 電話及び電信（事後文書送付）                                                                                                                                                                |
| 要請事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況</li> <li>○ 物資等の品名及び数量</li> <li>○ 職員の職種別人員及び業務内容</li> <li>○ 応援場所及び応援場所への経路</li> <li>○ 応援の期間</li> <li>○ 応援の実施に関し、必要な事項</li> </ul> |

#### ■中核市の応援の種類

|                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにその供給に必要な資器材の提供</li> <li>○ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供</li> <li>○ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>○ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣</li> <li>○ 特に要請のあった事項</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 受入れ体制

自治体の応援隊受入れ予定場所は、第三庁舎周辺の駐車場とする。

### 4 協定機関・団体への要請

各担当班は、応援協定に基づき、各団体、民間業者等に対し応急対策活動に必要な物資その他の応援要請を行う。

### 5 応援隊の撤収要請

応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

## 第3 応援隊の受入れ

---

### 1 応援隊への対応

各担当班は、応援を求める作業について、作業計画を立案し、応援部隊が派遣された場合は、その長と協議して各対応を調整する。

応援隊の宿泊施設、食料等は、原則として応援隊側で確保するよう要請する。

### 2 応援活動への支援

#### (1) 必要事項の調整

第1、第2受援班は、各班のニーズを把握し、応援先の機関等と要員、作業内容、資機材の確保などについて調整を行う。

#### (2) 現場への案内

各担当班は、応援隊の車両等に同乗し、被災現場への案内等を行う。

---

#### 【参考】

自衛隊派遣要請の要求様式

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(旭川市締結協定)

北海道広域消防相互応援協定

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

防災情報の共有に係る協定書

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

災害時の相互応援に関する協定

旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

広域防災に係る相互応援に関する覚書  
中核市災害相互応援協定  
災害情報の収集及び伝達に関する協定  
災害等における緊急放送に関する協定  
災害時における情報発信等に関する協定  
高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書  
災害時の医療救護活動に関する協定  
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書  
災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定  
災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定  
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定  
災害時における機器の調達に関する協定書  
災害時における物資調達に関する協定書  
災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書  
災害時における物資供給に関する協定書  
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定  
災害時の物資供給及び店舗営業又は早期再開に関する協定  
洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定  
災害時等における給電車による電力供給に関する協定  
災害時における輸送車両提供の協力に関する協定  
災害時における資機材のレンタルに関する協定  
災害時における電気自動車による電力供給に関する協定  
洪水時における地域住民等の緊急避難場所としての施設使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定  
災害時における電動車両等の貸与に関する協定  
災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書  
災害時における応急対策業務に関する協定  
災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定  
災害時協力協定書  
災害等に係る調査業務等の災害緊急対応等の協力に関する協定  
災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書  
災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定  
災害時における物資の保管等に関する協定  
災害時における緊急輸送等に関する協定  
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書  
災害時における遺体搬送等に関する協定書

災害時における動物救護活動に関する協定  
災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定  
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書  
災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書  
災害時の救護活動に関する協定  
災害時における相談業務の応援に関する協定  
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定  
災害時等における協力体制に関する協定  
避難所施設使用に関する覚書  
福祉避難所の指定に関する協定書  
災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書  
福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定  
災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書  
災害時における協力に関する協定  
災害時における相互協力に関する協定書  
災害時における避難所としての施設使用に関する協定書  
福祉避難所の開設に関する協定書  
旭川市障害者福祉センターにおける福祉避難所の開設に関する覚書  
災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する覚書  
災害発生時における宿泊施設の提供に関する協定  
旭川市の地域防災力向上に関する連携協定

## 第5節 救助・救急・消火

### ■対策の体系

| 項 目        |                    | 担 当                            | 活動期 |    |    |
|------------|--------------------|--------------------------------|-----|----|----|
|            |                    |                                | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 救助・救急活動 | 1 救助情報の収集          | 消防部, 第1～3情報管理班                 | ○   | ○  |    |
|            | 2 救助活動             | 消防部, 消防団, 総括部, 市民, 自主防災組織, 事業所 | ○   | ○  |    |
|            | 3 救急活動             | 消防部, 防災班                       | ○   | ○  |    |
| 第2 消火活動    | 1 情報の収集            | 消防部                            | ○   | ○  |    |
|            | 2 消火活動             | 消防部, 消防団                       | ○   | ○  |    |
|            | 3 市民・自主防災組織・事業所の活動 | 市民, 自主防災組織, 事業所                | ○   | ○  |    |
|            | 4 通電火災への警戒         | 消防部, 消防団, 北海道電力ネットワーク株式会社      |     | ○  |    |
| 第3 消防への要請  | 1 応援隊の要請           | 防災班                            |     | ○  |    |
|            | 2 受入れ体制            | 消防部                            |     | ○  |    |
| 第4 職員のケア   |                    | 消防部                            |     | ○  | ○  |

### ■自助・共助の役割

|         |                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 住民      | ○ 救助活動及び初期消火に関すること。<br>○ 応急手当に関すること。<br>○ 救護所への搬送に関すること。<br>○ 初期消火に関すること。 |
| 自主防災組織等 |                                                                           |
| 事業所     |                                                                           |
|         |                                                                           |

## 第1 救助・救急活動

### 1 救助情報の収集

#### (1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、消防機関又は警察署等へ通報する。

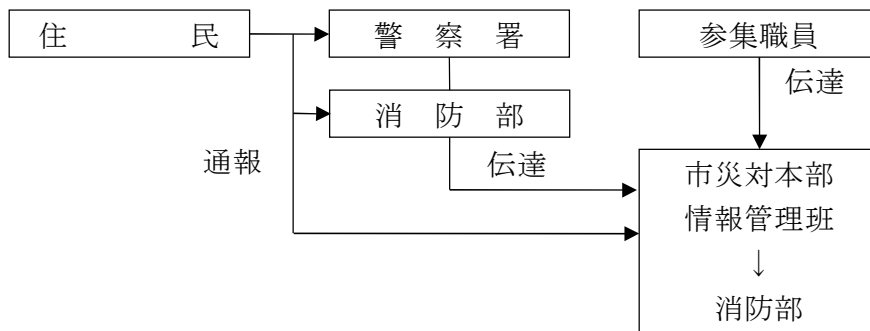
#### (2) 救助情報の収集

第1～3情報管理班は、市、警察署等に通報された救助情報、参集職員からの救助情報等を収集し、消防部に伝達する。救助情報は消防部で管理する。

#### (3) 安否情報の収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### ■救出情報の収集



## 2 救助活動

### (1) 救助活動

消防部及び消防団は、救助情報に基づいて救助チームを編成し救助活動を行う。消防部は、次の原則によって救助チームの出動を統括する。警察、自衛隊等の応援部隊が出動したときは、地域や作業分担の割り振りを行う。

#### ■救助活動の原則

- 延焼火災が多発し、多数の救助事象が発生している場合は、延焼危険度が高い地域を優先する。
- 多数の救助事象のある場合は、多くの人命を救護できる事象を優先する。
- 多数の救助事象のある場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- 多数の救助事象のある場合は、生存が確認されている事象を優先する。

市民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

### (2) 現地災害対策本部

災害現場で作業拠点が必要な場合は、災害現場に近い公共施設に現地災害対策本部を設置する。

## 3 救急活動

### (1) 救護所への搬送

消防部及び消防団は、自主防災組織等と協力し、一般車両、担架等を用いて救助現場から救護所まで負傷者を搬送する。

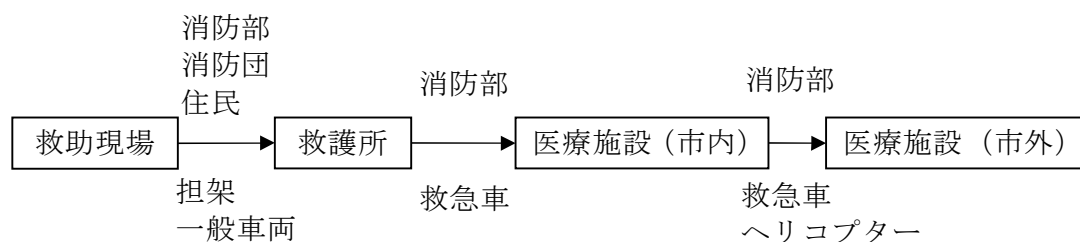
### (2) 救護所から医療施設への搬送

消防部及び消防団は、救急車にて救護所から市内医療施設（救急告示指定病院等）へ搬送する。市外の医療施設へは、救急車又はヘリコプターにて搬送する。

### (3) 応援要請

防災班は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対してヘリコプターの出動を要請する。

### ■救急活動の流れ



## 第2 消火活動

### 1 情報の収集

消防部は、市民、警察等からの火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりである。

#### ■収集する情報の種類

- |                                    |                                        |
|------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="radio"/> 火災の発生状況      | <input type="radio"/> 町内会・自主防災組織等の活動状況 |
| <input type="radio"/> 通行可能な道路の状況   | <input type="radio"/> 無線通信の状況          |
| <input type="radio"/> 使用可能な消防水利の状況 |                                        |

### 2 消火活動

#### (1) 消火活動

消防部は、延焼の状況等を把握し、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

#### ■消火活動の留意事項

- |                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="radio"/> 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的な消防力を投入する。                                    |
| <input type="radio"/> 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。                                |
| <input type="radio"/> 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難を呼びかける。 |
| <input type="radio"/> 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。                           |
| <input type="radio"/> 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。                                  |
| <input type="radio"/> 市民等が実施する初期消火活動との連携及び指導に努める。                                          |

#### (2) 市災対本部の活動

市災対本部の各関係部は、消防部が行う活動と連携して、次のような活動を行う。

#### ■市災対本部の活動

- |                                      |
|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 火災の発生状況及び避難の広報 |
| <input type="radio"/> 避難指示等及び避難誘導    |

- 避難所の開設及び受入れ
- 避難者への食料，生活必需品等の供給
- 交通規制（警察署との連携）

### 3 市民・自主防災組織・事業所の活動

市民・自主防災組織・事業所等は，出火防止措置を行い，火災が発生した場合，消防機関に通報するとともに，消防機関と連携を保ちつつ，可能な限り，次にあげる消防活動を行う。

#### (1) 市民・自主防災組織の活動

市民・自主防災組織は，火災が発生した場合に初期消火及び延焼防止活動を行い，消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

#### (2) 事業所の活動

事業所は，火災が発生した場合に，次の措置をとる。

#### ■事業所の消火活動等

- 自衛消防隊等による初期消火及び延焼防止活動
- 必要に応じて従業員，顧客等の避難
- 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

### 4 通電火災への警戒

消防部，消防団及び北海道電力ネットワーク株式会社は，停電回復後の通電火災や再燃を防止するため，被災地の警戒巡視を行う。また，住民に対し通電火災への警戒について呼びかける。

## 第3 消防への要請

### 1 応援隊の要請

本部長は，市単独の対応では困難と認めたときは，「北海道広域消防相互応援協定」に基づき，道内の消防組織に対し消防隊，救急隊，ヘリコプター等の応援を要請するとともに消防部は応援部隊が到着したときは，救助活動に関する情報を提供し，指揮及び統括を行う。

また，必要に応じて，道に対し，緊急消防援助隊の派遣を要請する。

### 2 受入れ体制

消防の応援部隊受入れ予定場所は，総合防災センターの駐車場とする。ヘリポートは総合防災センターのヘリポートを使用する。

## 第4 職員のケア

---

消防部は、消防職員等の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合、必要に応じて精神医等の専門家の派遣を国等に要請する。

---

### 【参考】

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票  
(旭川市締結協定)  
北海道広域消防相互応援協定  
北海道消防防災ヘリコプター応援協定  
高速自動車国道救急・救助活動等に関する協定書  
災害時における応急対策業務に関する協定

## 第6節 医療救護

### ■対策の体系

| 項 目         |                 | 担 当                             | 活動期 |    |    |
|-------------|-----------------|---------------------------------|-----|----|----|
|             |                 |                                 | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 応急医療活動   | 1 救護所の設置        | 医事班, 建築班                        | ○   |    |    |
|             | 2 医療救護チームの派遣    | 第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会, 薬剤師会等   | ○   | ○  |    |
|             | 3 救護所での活動       | 医療班, 医師会, 歯科医師会, 薬剤師会等          | ○   | ○  |    |
|             | 4 医薬品・医療資器材等の確保 | 医事班                             | ○   | ○  |    |
|             | 5 医療体制の確立       | 第1保健班, 消防部, 防災班                 | ○   | ○  |    |
| 第2 被災者等への医療 | 1 避難所での医療活動     | 第1～3保健班, 医療部, 医師会, 歯科医師会, 薬剤師会等 | ○   | ○  | ○  |
|             | 2 医療情報の提供       | 第1保健班                           |     | ○  | ○  |
|             | 3 人工透析患者等への対応   | 第1保健班, 医療部, 医師会                 |     | ○  | ○  |

### 第1 応急医療活動

#### 1 救護所の設置

##### (1) 救護所の決定

医事班は、医師会等と調整し、被災情報から救護所の設置場所を決定する。救護所の設置予定場所は、救急告示病院の前とする。

##### (2) 救護所の設営

医事班は、救護所となる施設に医療用資器材、電源及び応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。水道が断水しているときは、水道部に緊急給水を要請する。

建築班は、救護所とする建物の応急危険度判定を行い、救護所としての利用可能な措置をとる。停電のときは、北海道電力ネットワーク株式会社に早期復旧を要請する。

#### 2 医療救護チームの派遣

医療班は、医療救護チームを編成する。医療班だけでは対応できない場合は、第1保健班を通じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、道等に災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

### 3 救護所での活動

救護所では、原則として次のような活動を行う。

#### ■救護所での活動

- 傷病者の応急手当
- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 助産
- 救護所での活動記録の作成

### 4 医薬品・医療資器材等の確保

#### (1) 医薬品・医療資器材等の確保

応急医療救護では、市立旭川病院が保有している医薬品，医療資器材等を使用する。不足するときは，医事班は，旭川薬剤師会及び市内薬品業者から医薬品，医療資器材等を確保する。

市内での入手が困難なときは，道を通じて医薬品業者，他医療機関等に要請する。

#### (2) 血液製剤等の確保

医事班は，輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは，赤十字血液センター等に供給を依頼する。また，必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

### 5 医療体制の確立

#### (1) 医療情報の収集及び提供

第1保健班は，医師会，歯科医師会及び薬剤師会との連携の下に，市内の医療施設について，次の医療情報を収集するとともに，避難所の開設状況等，医療体制の確立に必要な情報の提供を行う。

#### ■収集する医療情報

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ○ 医療施設の被害状況      | ○ 診療機能の確保状況       |
| ○ 空きベッド数及び受入れ可能数 | ○ 医薬品，医療資器材等の需給状況 |
| ○ その他参考となる事項     |                   |

#### (2) 医療施設の確保

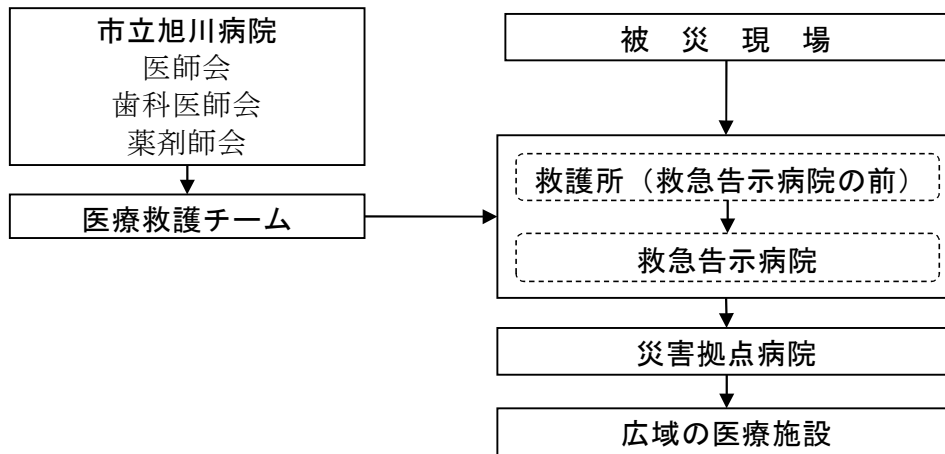
第1保健班は，医療情報を基に重症者を収容する医療施設を確保する。市内の医療施設では収容困難なときは，近隣市町村及び道に収容を要請する。

#### (3) 医療施設への搬送

消防部は，傷病者を救護所から市内及び市外の医療施設へ救急車で搬送する。防災班は，交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は，道，自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

ヘリコプターによる搬送の際は、旭川赤十字病院，旭川医科大学等のヘリポートを使用する。

### ■医療救護の流れ



## 第2 被災者等への医療

### 1 避難所での医療活動

#### (1) 避難直後の対応

避難した直後に具合が悪くなる要配慮者等を考慮し，医療班は医療救護チームと連携して避難所を巡回し，トリアージや応急処置を行う。

#### (2) 避難所救護センターの設置

第1保健班及び医療部は，避難所生活が長期化するときは，避難所内に救護センターを設置する。

#### (3) 健康管理，巡回医療等の実施

第2，3保健班は，救護センターに保健師等を配置し，被災者の健康管理に当たる。

医療部は，市立旭川病院の医師，歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療チームを編成する。巡回医療チームは，救護センター又は被災地の公民館等で健康診断及び検病調査を行う。また，感染症等の発生のおそれがあるときは，予防接種を実施する。

第1保健班は，市立旭川病院の巡回医療チームで不足するときは，医師会，歯科医師会，薬剤師会等に巡回医療チームの編成を要請し，精神科，歯科等を含めた医療救護活動を行う。

#### (4) 感染症患者への措置等

医療班は，保健班と連携して感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは，市立旭川病院等の感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。

#### (5) 心の医療活動

第2，3保健班は，避難生活が長期化する場合は，精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い，被災者の精神的負担の軽減に努める。

また，必要に応じて道に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

## 2 医療情報の提供

第1保健班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、テレビ・ラジオ、災害広報紙等で提供する。

## 3 人工透析患者等への対応

第1保健班は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等について、市内外の医療機関の対応状況を確認し、情報提供に努める。

必要に応じて、医療部及び医師会との連携の下に、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

---

### 【参考】

(旭川市締結協定)

災害時の医療救護活動に関する協定

災害時の歯科医療救護活動に関する協定

災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定

災害時の医療救護活動に関する協定書

## 第7節 避難

### ■対策の体系

| 項 目             |                | 担 当                                                                                   | 活動期 |    |    |
|-----------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|
|                 |                |                                                                                       | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1<br>避難活動      | 1 地震における避難の基本  | —                                                                                     | ○   |    |    |
|                 | 2 避難情報の発令等     | 防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班                                                                  | ○   |    |    |
|                 | 3 避難誘導         | 消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織                                               | ○   |    |    |
|                 | 4 警戒区域の設定      | 消防部, 消防団                                                                              | ○   | ○  |    |
| 第2<br>避難所の開設・廃止 | 1 避難所の開設       | 防災班, 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者 | ○   |    |    |
|                 | 2 避難所開設の広報     | 広報班, 都市交流班                                                                            | ○   |    |    |
|                 | 3 避難者の受入れ      | 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班             |     | ○  |    |
|                 | 4 避難所の統合・廃止    | 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班             |     |    | ○  |
| 第3<br>避難所の運営    | 1 避難所運営体制      | 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織     |     | ○  |    |
|                 | 2 食料・物資の供給     | 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部      |     | ○  |    |
|                 | 3 避難所の設備・備品の整備 | 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班        |     | ○  |    |
|                 | 4 避難所における衛生管理  | 第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班  |     | ○  |    |
|                 | 5 要配慮者への配慮     | 第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・車両・物資班                                                             |     | ○  |    |
|                 | 6 避難所の警備       | 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 交通防災班, 警察署 |     | ○  |    |
|                 | 7 自宅等で生活をす     | 第1, 2 避難班, 地域活動推進班,                                                                   |     | ○  |    |

|         |         |                                                    |  |   |  |
|---------|---------|----------------------------------------------------|--|---|--|
|         | る被災者の把握 | 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班 |  |   |  |
| 第4 広域避難 |         | 防災班                                                |  | ○ |  |

#### ■自助・共助の役割

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 住民      | ○ 避難情報の伝達及び避難誘導に関すること。                        |
| 自主防災組織等 | ○ 避難行動要支援者の避難支援に関すること。<br>○ 避難所の開設及び運営に関すること。 |
| 事業所     | ○ 避難誘導に関すること。                                 |

## 第1 避難活動

### 1 地震における避難の基本

地震が発生した場合、市民は、身の安全が確保された後に、市からの指示がなくても、自主防災組織等の協力の下、自主的に避難を行う。

なお、建物の損壊又は延焼火災の危険がない場合は、少しでも避難所の混乱を避けるためにも、できるだけ自宅に留まることを基本とする。

また、可能な場合は、避難者に対して安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を促す。

### 2 避難情報の発令等

#### (1) 避難情報の種類と発令

災害が発生するおそれが高いとき、本部長は、避難を要する地区の避難が必要な住民等に対し「避難指示」を発令する。ただし、既に災害が発生し、又は切迫しているときは「緊急安全確保」を発令する。また、災害の状況によって必要な場合は、「高齢者等避難」を発令する場合がある。

避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

#### ■避難情報の発令判断基準

| 種 類    | 内 容                                                               | 基準の目安                                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難 | 災害が発生するおそれがある状況において、災害危険区域の高齢者等※、特に避難行動に時間を要する者に避難を開始させるため、発令するもの | ○ 本部長が必要と認めたとき。                                                                                                                                           |
| 避難指示   | 災害が発生するおそれが高い状況において、災害危険区域の住民等に避難を開始させるため、発令するもの                  | ○ 火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。<br>○ がけ崩れ、土石流等の地変が発生するおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。<br>○ 有毒ガス等の危険物質が流出飛散するおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。<br>○ その他本部長が必要と認めるとき。 |

|        |                                                        |                                                                                                                                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急安全確保 | 既に災害が発生し、又は切迫している状況にあり、命の危険から緊急に安全を確保する行動をさせるため、発令するもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がけ崩れ、土石流等の地変が発生し、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。</li> <li>○ 有毒ガス等の危険物質が流出飛散し、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。</li> <li>○ その他本部長が必要と認めるとき。</li> </ul> |
|--------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人。

## (2) 避難情報の伝達

防災班は、避難情報を防災情報システムにより報道機関等を通じ市民に伝達するほか、緊急速報メール、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM、街頭放送等により市民に伝達する。

また、避難情報を発令する際には、その対象者を明確にし、取るべき避難行動が分かるように伝達する。

消防部、広報班及び都市交流班は、避難情報をSNS、テレビ、ラジオ、広報車等により市民に伝達する。

本部長は、避難情報を発令したときは、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。

### ■避難時の伝達事項

|               |                |
|---------------|----------------|
| ○ 避難を要する事由    | ○ 避難情報の対象区域    |
| ○ 避難先         | ○ 避難経路         |
| ○ 避難時の服装、携行品等 | ○ 避難行動における注意事項 |

## (3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（総合振興局長）に報告する。

### ■避難指示等の発令権者及び要件

| 根拠法令    |      | 措 置               | 発令権者 | 発令要件                                                                      |
|---------|------|-------------------|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 災害対策基本法 | 第56条 | 警報の伝達及び警告（高齢者等避難） | 市長   | 災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者（高齢者等）など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき。  |
|         | 第60条 | 避難指示及び緊急安全確保      | 市長   | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 |
|         |      |                   | 知事   | 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき。                                   |

|                           |              |                         |     |                                                        |
|---------------------------|--------------|-------------------------|-----|--------------------------------------------------------|
|                           | 第61条         | 避難指示                    | 警察官 | 市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。<br>市長から要求があったとき。     |
| 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条 | 避難等の警告，命令，措置 | 警察官                     |     | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等，特に急を要するとき。                  |
| 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条    | 避難等の警告，命令，措置 | 災害派遣を命じられた自衛官           |     | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等，特に急を要する場合で，その場に警察官等がいらないとき。 |
| 水防法（昭和24年法律第193号）第29条     | 避難指示         | 知事，知事の命を受けた道職員<br>水防管理者 |     | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。                             |
| 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条 | 避難指示         | 知事，知事の命を受けた道職員          |     | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。                           |

### 3 避難誘導

住民の避難は徒歩による避難とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力して行うが、住民では困難な場合は、第2，第3，第5～9援護班が車両を手配して避難場所等まで搬送する。

#### ■避難誘導者

| 避難対象        | 避難誘導担当者                                          |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 住民          | 支所班，消防団員，警察官，自主防災組織等                             |
| 在宅の避難行動要支援者 | 原則として地域の住民の協力により行う。<br>※困難な場合は，第2，第3，第5～9援護班が行う。 |
| 教育施設・保育施設   | 教職員                                              |
| 要配慮者利用施設    | 施設職員                                             |
| 事業所等        | 施設の防火管理者，管理責任者等                                  |
| 交通機関        | 施設管理者及び乗務員                                       |

### 4 警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合，住民の生命又は身体に対する危険を防止するため，特に必要と認めるときは，警戒区域を設定する。

消防部又は消防団は，警戒区域の設定に伴い，警察官等の協力を得て実施する。

#### ■警戒区域の設定権者及び要件・内容

| 設定権者 | 設定の要件・内容                                                                                         | 根拠法令        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 市長   | 災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当 | 災害対策基本法第63条 |

|                   |                                                                                                                                                                                                       |             |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                   | 該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。                                                                                                                                                           |             |
| 消防長又は消防署長         | ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。 | 消防法第23条の2   |
| 消防吏員又は消防団員        | 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。                                                                                                                     | 消防法第28条     |
| 消防機関に属する者         | 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。                                                                                                                 | 水防法第21条     |
| 警察官               | 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。                                                                                                                                                        | 災害対策基本法第63条 |
|                   | 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。                                                                                                                              | 消防法第23条の2   |
|                   | 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。                                                                                                                                                         | 消防法第28条     |
|                   | 消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。                                                                                                                                                                     | 水防法第21条     |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | 市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき。                                                                                                                                                                     | 災害対策基本法第63条 |

## 第2 避難所の開設・廃止

### 1 避難所の開設

#### (1) 避難所の決定

防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難部、援護部、教育部、消防部等に連絡する。開設する避難所は、被災地に近い安全な避難所とし、避難者の過密抑制を考慮し、できる限り多くの避難所を開設する。

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。

#### (2) 避難所の開設

避難所は、第1, 2避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班及び子育て支援班（以下「避難所担当班等」と

いう。)が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、国や独立行政法人が所管する研修施設やホテル・旅館等についても管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所担当班等は、住民が自主的に避難してきたときは、避難所として開設する施設と関係する班及び管理者と連携し、体育館等に避難者を誘導する。

### (3) 避難所の応急復旧

避難所を開設する場合、避難所担当班等は施設の設備等の状況を確認し、市災対本部へ連絡する。避難所として開設する施設と関係する班は避難所担当班等と協議し、設備等の修理が必要な場合は建築班等に修理を要請する。建築班等は、修理内容を確認し協定を活用するなど応急工事等を手配する。

## 2 避難所開設の広報

広報班及び都市交流班は、避難所が開設されたとき、速やかに市民に対して避難所開設を広報する。

## 3 避難者の受入れ

避難所担当班等は、施設管理者と協力して避難所で避難者の受入れを行う。避難者の受入れにあたっては、収容場所と教育（授業）の場とを明確に区分する。

### ■避難者の受入れ事項

- ☐ 居住が安定していない方などの適切な受入れ
- ☐ 体育館など収容スペースへの案内
- ☐ 避難者数等の把握
- ☐ 災害情報等の伝達

## 4 避難所の統合・廃止

避難所担当班等は、仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合、廃止する。避難所としての使用を終了するときは、避難者で組織する運営委員会に対し校舎等の清掃を行うよう指導する。

# 第3 避難所の運営

## 1 避難所運営体制

家屋等が倒壊したことにより居住する場所を失い、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。

また、運営に当たっては、要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の意見が十分に反映されるよう多様なニーズに配慮する。

なお、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換

に努める。

#### (1) 避難所運営組織

避難所の運営は、避難者自らが行うことを原則とし、避難所担当班等はそのために自主防災組織や町内会等住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会を組織するよう援助し、自主運営を行う体制の整備を図る。

避難所担当班等は、運営委員会が確立した場合でも、委員会やボランティア等との連絡・調整を十分にとり、相互の協力・連携の下に避難所の管理を行う。

#### ■避難所運営担当者の役割

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ○ 避難所運営委員会      | ○ 市職員               |
| ・ 運営方法等の決定      | ・ 災害対策本部との連絡        |
| ・ 生活ルール作成       | ・ 避難所内の広報           |
| ・ 避難者カード・名簿の作成  | ・ 施設管理者、ボランティア等との調整 |
| ・ 市からの連絡事項の伝達   | ・ 避難所運営記録等帳票の作成支援   |
| ・ 食料・物資の配給      |                     |
| ・ ボランティア等との調整   |                     |
| ・ 避難者の要望等のとりまとめ |                     |
| ・ 避難所運営記録の作成    |                     |

#### (2) 避難者の把握

避難所担当班等は、避難所運営委員会（組織されていない場合は、町内会、自主防災組織等）の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の状況を早期に把握する。

#### (3) 配慮事項

避難所担当班等は、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化に備え、プライバシーの確保、要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の多様なニーズに配慮する。

#### ■女性への配慮事項

|                              |
|------------------------------|
| ○ 女性専用の相談窓口、物干し場、更衣室及びトイレの設置 |
| ○ 授乳室の設置                     |
| ○ 女性による物資配布                  |
| ○ 防犯ブザーの配布、巡回警備等の実施          |
| ○ 避難者名簿の管理徹底                 |
| ○ メンタルケアの実施 等                |

#### (4) 避難所事務所の開設

避難所担当班等は、避難所内に避難所事務室を開設する。

#### (5) 避難所運営状況の報告

避難所担当班等は、避難所の運営状況について、1日に1度本部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

## 2 食料・物資の供給

避難所担当班等は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に報告する。

なお、一時的な避難を除き、健康管理上、食事に特別な配慮が必要な避難者への対応は第3保健班との連携を図る。食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会（組織されていない場合は、町内会、自主防災組織等）、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

## 3 避難所の設備・備品の整備

避難所には、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備する。避難所担当班等は、必要な設備や備品を市災対本部に要請する。建築班は、設備の設置に協力する。

### ■避難所に整備する設備や備品の例

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| ○ 畳、マット、カーペット、簡易ベッド          | ○ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場 |
| ○ 間仕切り用パーティション               | ○ 冷暖房機器         |
| ○ テレビ・ラジオ、Wi-Fi等のインターネット接続環境 | ○ 仮設風呂・シャワー     |
| ○ 簡易台所、調理用品                  | ○ その他必要な設備・備品   |

## 4 避難所における衛生管理

### (1) 衛生指導

第3、4保健班は、避難所担当班等、避難所運営委員会（組織されていない場合は、町内会、自主防災組織等）、ボランティア等と協力して、避難所の衛生指導等を行い居住環境の保持に努める。

### ■避難所の衛生指導

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ○ 水飲み場及びトイレの清掃・消毒 | ○ 避難所居住スペースの清掃 |
| ○ ごみ置き場の清掃・消毒     | ○ 手洗い及びうがいの励行  |
| ○ 石けん及び消毒薬品の配布    |                |

### (2) 食中毒等の予防

第4保健班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう助言する。また、食料供給業者に対しても、衛生管理の徹底を指導する。

### (3) 感染症対策

第3保健班、避難所担当班等は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど、避難所の衛生環境を確保するよう努める。

感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

## 5 要配慮者への配慮

### (1) 避難所での配慮

第2, 第3, 第5～9援護班は, 日常生活を営む上でハンディを負う人々にとって避難所での生活ができる限り支障のないものとなるようにする。

#### ■避難所での要配慮者対策

- |                                      |                            |
|--------------------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> 要配慮者専用スペース     | <input type="radio"/> 間仕切り |
| <input type="radio"/> 視覚・聴覚障害者への情報伝達 |                            |

### (2) 福祉避難所の開設

避難所内の一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者に対して, その状況に応じて福祉避難所を開設する。第2, 第3, 第5～9援護班は, 社会福祉施設, 地域の小中学校の保健室等に協力を求めて福祉避難所を開設し, 要配慮者を収容する。更に, 施設に不足が生じた場合について, 被災地以外の地域にあるものを含め, 旅館やホテル等の活用など多様な避難所の確保に努める。

### (3) 移送手段の確保

庁舎・車両・物資班は, 要配慮者を避難所から福祉避難所へ移送するため, 福祉避難所が開設された施設や道等と連携し, 移送手段の確保に努める。

## 6 避難所の警備

避難所担当班等は, 警察署, 交通防犯班及び避難所運営委員会（組織されていない場合は, 町内会, 自主防災組織等）と連携して, 避難所内及びその周辺のパトロールを行う。

## 7 自宅, テント, 車中泊等, 指定避難所以外で生活をする被災者の把握

避難所担当班等は, 避難所運営委員会（組織されていない場合は, 町内会, 自主防災組織等）及び自主防災組織の協力を得て, 自宅, テント, 車中泊等, 指定避難所以外で生活を継続している被災者の把握に努め, 指定避難所の避難者と同様に, 避難所で食料や物資等の供給, 情報の提供をするなど必要な支援を行う。

また, テント, 車中泊避難は, エコノミー症候群や排気ガスの充満等, 避難所より多くの危険性があるため, 注意喚起を行うとともに, 長期にならないよう避難所への入所を勧める。

## 第4 広域避難

防災班は, 市内の避難所のみで被災者を収容することが困難な場合は, 道内市町村又は道に対して, 広域避難の受入れを要請する。

---

### 【参考】

指定避難所等一覧

災害危険箇所（法令指定地）における情報伝達及び避難体制等

災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

（旭川市締結協定）

災害情報の収集及び伝達に関する協定

災害等における緊急放送に関する協定

災害時における情報発信等に関する協定

災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における機器の調達に関する協定書

災害時における物資調達に関する協定書

災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

災害時の物資供給及び店舗営業又は早期再開に関する協定

災害時等における給電車による電力供給に関する協定

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定

災害時における資機材のレンタルに関する協定

災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定

災害時における緊急輸送等に関する協定

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定

災害時の救護活動に関する協定

避難所施設使用に関する覚書

福祉避難所の指定に関する協定書

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定

災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

災害時における協力に関する協定

災害時における相互協力に関する協定書

災害時における避難所としての施設使用に関する協定書

福祉避難所の開設に関する協定書

旭川市障害者福祉センターにおける福祉避難所の開設に関する覚書

災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する覚書

災害時における宿泊施設の提供に関する協定

旭川市の地域防災力向上に関する連携協定

（北海道締結協定）

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

## 第8節 生活救援

### ■対策の体系

| 項 目         |             | 担 当                                                                          | 活動期 |    |    |
|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|
|             |             |                                                                              | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 給水活動     | 1 優先給水      | 水道総務班，連絡調達班，現地広報・給水班                                                         | ○   | ○  |    |
|             | 2 備蓄飲料水の活用  | 庁舎・車両・物資班                                                                    | ○   | ○  |    |
|             | 3 給水活動      | 防災班，第1，2食料物資班，水道総務班，現地広報・給水班                                                 |     | ○  |    |
| 第2 食料の供給    | 1 備蓄食料の活用   | 庁舎・車両・物資班                                                                    | ○   | ○  |    |
|             | 2 食料の確保     | 食料物資部，農政部，第1，2避難班，地域活動推進班，支所班，第1～9教育班，第2～6特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班       |     | ○  | ○  |
|             | 3 食料の供給     | 食料物資部，庁舎・車両・物資班，第1，2避難班，地域活動推進班，支所班，第1～9教育班，第2～6特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班 |     | ○  | ○  |
|             | 4 炊き出し      | 食料物資部                                                                        |     | ○  | ○  |
| 第3 生活必需品の供給 | 1 備蓄品の活用    | 庁舎・車両・物資班                                                                    | ○   | ○  |    |
|             | 2 生活必需品の確保  | 食料物資部                                                                        |     | ○  | ○  |
|             | 3 生活必需品の供給  | 食料物資部，庁舎・車両・物資班，第1，2避難班，地域活動推進班，支所班，第1～9教育班，第2～6特命班，会計班，調査庶務班，第1～4調査班，子育て支援班 |     | ○  | ○  |
| 第4 救援物資の受入れ | 1 物資拠点の設置   | 観光支援班，物資管理班                                                                  |     | ○  |    |
|             | 2 物資の受入れ・管理 | 観光支援班，物資管理班，庁舎・車両・物資班                                                        |     | ○  | ○  |
| 第5 燃料の供給    |             | 食料物資部                                                                        |     | ○  | ○  |

### ■自助・共助の役割

|    |                                                             |
|----|-------------------------------------------------------------|
| 住民 | ○ 家庭内備蓄の活用に関すること。<br>○ 防災井戸の活用に関すること。<br>○ 地域住民の給水支援に関すること。 |
|----|-------------------------------------------------------------|

|         |                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織等 | <input type="checkbox"/> 防災井戸の活用に関する事。 <input type="checkbox"/> 地域住民の給水支援に関する事。 <input type="checkbox"/> 食料、生活必需品等の地域住民への配布に関する事。 <input type="checkbox"/> 炊き出しの実施に関する事。 |
| 事業所     | <input type="checkbox"/> 事業所内備蓄の活用に関する事。                                                                                                                                 |

## 第1 給水活動

### 1 優先給水

現地広報・給水班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、水道部所有の車両及び資機材を用いて行う。

#### ■優先給水先

|                                   |                             |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 救護所      | <input type="checkbox"/> 病院 |
| <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設 |                             |

### 2 備蓄飲料水の活用

市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。

### 3 給水活動

#### (1) 需要の把握

水道総務班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域及び給水活動の規模を決定するため、水道部の各班等から情報を収集し、需要の把握を行う。

#### ■把握する内容

|                                    |                                       |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 断水地区の範囲   | <input type="checkbox"/> 断水地区の人口及び世帯数 |
| <input type="checkbox"/> 避難所及び避難者数 | <input type="checkbox"/> 給水所の設置場所     |

#### (2) 防災井戸の利用

断水地区の生活用水の確保のため防災井戸を利用する。また、利用にあたっては、飲用に適さないことを周知する。給水は、自主防災組織等が協力して行う。

#### (3) 飲料水の確保

「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等に基づき、調達業者からペットボトル飲料水を確保する。

#### (4) 給水活動の準備

水道総務班、連絡調達班及び現地広報・給水班は、次のように給水活動の準備を行う。

#### ■給水活動の準備事項

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 給水拠点の設定 | 避難所又は被災地の公園等                  |
| 活動計画作成  | 給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法等 |

|          |                                                 |
|----------|-------------------------------------------------|
| 応援要請     | 自衛隊及び他水道事業者                                     |
| 給水資機材の確保 | 水槽積載車は、自衛隊及び他水道事業者<br>ポリタンク等の備蓄品（不足するときは業者から確保） |

#### (5) 給水活動

浄水場から給水拠点までは、水槽積載車で運搬する。給水拠点では、市民自らが持参したポリタンク、バケツ、自衛隊の水缶（ウォーターパック）等を活用し、自主防災組織等と協力して給水する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

#### ■給水量の基準

- 発災直後～ 1人1日3リットル（飲料水）
- おおむね1週間～ 1人1日20リットル（飲料水・生活用水）  
（給水体制の復旧に応じて拡大する。）

## 第2 食料の供給

### 1 備蓄食料の活用

市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄で対応することを原則とする。

市は、家庭内備蓄が取り出せない避難者に対し、市の備蓄を供給する。

庁舎・車両・物資班は、地震直後に被災地の避難所、福祉施設等に備蓄食料を搬送する。

### 2 食料の確保

#### (1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

#### ■食料供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
  - 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
  - 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
  - 施設で調理することができない要配慮者利用施設等の入所者
  - 災害応急活動従事者※
  - 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人※
- ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

#### (2) 需要の把握

食料物資部は、被災者や災害対策要員等に食料を供給するため、各部各班からの報告等により必要な量を把握する。

#### ■需要の把握方法

- 避難所での必要量は、避難所を担当する各班が把握する。
- 市職員の必要量は人事班が把握する。
- 把握した食料の必要量は、第1食料物資班に報告する。

#### (3) 食料の確保

食料物資部及び農政部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等に基づき調達業者に要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省政策統括官から受領する。

なお、市内だけでは確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して食料の供給を要請する。

### 3 食料の供給

#### (1) 食料の輸送

食料の輸送は、原則として調達業者に依頼する。調達業者が輸送困難なときは、庁舎・車両・物資班が協定に基づき、輸送業者に要請する。

調達した食料は、一旦、物資保管センターに集積し、そこから各避難所へ庁舎・車両・物資班が協定に基づき要請した輸送業者等が輸送する。

#### (2) 食料の分配

避難所では、避難所担当班等が町内会、自主防災組織等又は避難所運営委員会（組織されている場合）、ボランティア等の協力により食料を分配する。

### 4 炊き出し

炊き出しについては、状況に応じて町内会、自主防災組織等又は避難所運営委員会（組織されている場合）、ボランティア等が行う。なお、食料物資部は要請があり、必要と認めるときは炊き出しに協力する。

## 第3 生活必需品の供給

### 1 備蓄品の活用

市民、事業所等は、災害発生当初は、家庭内及び事業所内の備蓄で対応することを原則とする。

市は、家庭内備蓄が取り出せない避難者に対し、市の備蓄を供給する。

庁舎・車両・物資班は、必要に応じ被災地の避難所、救護所、福祉施設等へ備蓄品を搬送する。

### 2 生活必需品の確保

#### (1) 生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認めら

れる者に支給する。

#### ■供給の対象者

- |                                           |
|-------------------------------------------|
| ○ 避難指示等に基づき避難所に収容された人                     |
| ○ 災害により住家に被害を受けた人                         |
| ○ 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人            |
| ○ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人 |
| ○ 指定避難所以外の施設で避難生活を送る人                     |

主な供給対象は次のとおりとし、必要に応じ支給する。

#### ■主な供給対象

- |         |       |           |      |
|---------|-------|-----------|------|
| ○ 寝具    | ○ 肌着  | ○ 食器      | ○ 外衣 |
| ○ 身の回り品 | ○ 日用品 | ○ 感染症対策用品 |      |

#### (2) 需要の把握

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行う。

#### (3) 生活必需品の調達

食料物資部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等により、調達業者に要請する。なお、市内だけでは確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して物資の供給を要請する。

生活必需品調達の際は、女性用品の確保に配慮する。

### 3 生活必需品の供給

#### (1) 生活必需品の輸送

生活必需品の輸送は、原則として調達業者に依頼する。調達業者が輸送困難なときは、庁舎・車両・物資班が協定に基づき、輸送業者に要請する。

調達した生活必需品は、一旦、物資保管センターに集積し、そこから各避難所へ庁舎・車両・物資班が協定に基づき要請した輸送業者等が輸送する。

#### (2) 生活必需品の分配

各避難場所等を配給場所として、町内会、自主防災組織等又は避難所運営委員会（組織されている場合）、ボランティア等の協力の下に女性に配慮しながら分配する。

## 第4 救援物資の受入れ

### 1 物資拠点の設置

観光支援班及び物資管理班は、救援物資を受入れ・管理するために旭川市総合体育館又は大雪アリーナに物資保管センターを開設する。なお、開設した情報については、個人からの救援物資が入り込まないよう非公開とする。

## 2 物資の受入れ・管理

### (1) 救援物資の受入れ方針

救援物資提供の申し出があった場合は、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資のみを受け入れることを原則とし、個人から市への小荷物での物資は受け入れないこととする。受入れは、登録制とし市が必要なときに供給を要請する。

### (2) 救援物資の受入れ・管理

観光支援班及び物資管理班は、ボランティア等の協力により、物資を受入れ、在庫を管理する。大量に物資を受け入れる場合は、民間物流会社の協力を得て実施する。

避難所等から物資供給の請求があった場合は、庁舎・車両・物資班を通じて輸送業者に要請する。

## 第5 燃料の供給

---

食料物資部は、燃料販売業者から暖房器具に使用する燃料を確保し、避難所に優先的に供給する。

また、自宅に留まって生活をする市民等に対し、燃料の供給状況について広報する。

---

### 【参考】

(旭川市締結協定)

災害時の相互応援に関する協定

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

広域防災に係る相互応援に関する覚書

中核市災害相互応援協定

災害時における衛生材料等の物資供給の協力に関する協定

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における機器の調達に関する協定書

災害時における物資調達に関する協定書

災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

災害時の物資供給及び店舗営業又は早期再開に関する協定

災害時等における給電車による電力供給に関する協定

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定

災害時における資機材のレンタルに関する協定

災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定

災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定

災害時における物資の保管等に関する協定

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定

(北海道締結協定)

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定

## 第9節 交通対策・緊急輸送

### ■対策の体系

| 項 目     |              | 担 当                               | 活動期 |    |    |
|---------|--------------|-----------------------------------|-----|----|----|
|         |              |                                   | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 交通対策 | 1 交通情報の収集    | 交通防犯班, 警察署                        | ○   | ○  | ○  |
|         | 2 交通規制       | 第2, 4, 6土木班, 警察署                  | ○   | ○  | ○  |
|         | 3 緊急通行車両等の確認 | 庁舎・車両・物資班, 警察署                    |     | ○  | ○  |
|         | 4 緊急輸送道路の確保  | 第2, 4, 6土木班, 交通防犯班, 警察署           |     | ○  | ○  |
|         | 5 緊急除雪       | 第6土木班, 旭川開発建設部, 上川総合振興局旭川建設管理部    |     | ○  | ○  |
|         | 6 放置自動車等の移動  | 第2, 6土木班, 旭川開発建設部, 上川総合振興局旭川建設管理部 | ○   | ○  |    |
| 第2 緊急輸送 | 1 車両・燃料の確保   | 庁舎・車両・物資班                         |     | ○  | ○  |
|         | 2 緊急輸送       | 庁舎・車両・物資班                         |     | ○  |    |
|         | 3 輸送拠点の設置    | 庁舎・車両・物資班                         |     | ○  |    |

### 第1 交通対策

#### 1 交通情報の収集

交通防犯班は、各道路管理者及び警察署と連絡を取り、交通情報の収集及び整理を行う。

#### ■収集する交通情報

- 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- その他必要な事項

#### 2 交通規制

警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

第2, 4, 6土木班は、市管理の道路が、路肩崩壊、亀裂等により交通に支障があるとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。

### ■交通規制等の実施者及び状況・内容

| 実施機関              | 規制を行う状況・内容                                                                                                                                                                    | 根拠法令                   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 公安委員会             | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。                                                                        | 災害対策基本法第76条            |
|                   | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。                                                                                            | 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条 |
| 警察署長              | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。                                                                                         | 道路交通法第5条               |
| 警察官               | 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。<br>また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 | 災害対策基本法第76条の3第1項、第2項   |
|                   | 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。                                                   | 道路交通法第6条第4項            |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。                                                                                                           | 災害対策基本法第76条の3第3項       |
| 消防吏員              | 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。                                                                                                           | 災害対策基本法第76条の3第4項       |
| 道路管理者             | 道路の破損、一部流出（崩壊）、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。                                                                               | 道路法（昭和27年法律第180号）第46条  |

## 3 緊急通行車両等の確認

### (1) 緊急通行車両の確認

総合振興局長又は公安委員会（警察署長）は、使用者の申し出により、応急対策で物資の輸送等に使用する車両を緊急通行車両として確認する。確認は、総合振興局又は警察署及び交通検問所で行う。

庁舎・車両・物資班は、市の応急対策で使用する車両について、所定の書式に記入し、総合振興局又は警察署で車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。「標章」は車両の前面に掲示する。

#### (2) 規制対象外車両の確認

公安委員会（警察署長）は、使用者の申し出により、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として確認する。確認は、警察署及び交通検問所で行う。

庁舎・車両・物資班は、市の応急対策で使用する車両等について、所定の書式に記入し、警察署で車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」の交付を受ける。「標章」は車両の前面に掲示する。

### 4 緊急輸送道路の確保

第2，4，6土木班は、各道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。交通防犯班は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について各道路管理者及び警察署と密接な連絡をとる。

#### ■北海道緊急輸送道路ネットワーク

北海道では、道路管理者、北海道警察等からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。

|                 |                                                                                                                                       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次緊急輸送道路ネットワーク | 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路                                                |
| 第2次緊急輸送道路ネットワーク | 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)、第3種漁港、第4種漁港(耐震強化岸壁を有するもの)、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路 |
| 第3次緊急輸送道路ネットワーク | 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路                                                                                                        |

### 5 緊急除雪

第6土木班は、旭川開発建設部及び上川総合振興局旭川建設管理部と協力して、緊急輸送道路及び重要路線の除雪を行う。道路管理者だけで実施困難なときは、旭川建設業協会等や自衛隊に要請する。

#### ■除雪対象路線

|                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="radio"/> 緊急輸送道路<br><input type="radio"/> 市災対本部と防災関係機関とを結ぶ道路<br><input type="radio"/> 緊急輸送道路と避難所等とを結ぶ道路 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 6 放置自動車等の移動

第2, 6 土木班, 旭川開発建設部及び上川総合振興局旭川建設管理部は, 管理する道路における車両の通行が停止・停滞し, 車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり, かつ, 緊急の必要があると認めるときは, 区間を指定して, 車両その他の物件の占有者, 所有者又は管理者(以下「車両等の占有者等」という。)に対し, 当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずる。

車両等の占有者等が措置をとらない場合や, 現場にいない場合は, 車両の移動等の必要な措置をとる。

## 第2 緊急輸送

### 1 車両・燃料の確保

#### (1) 市有車両の確保・配車

庁舎・車両・物資班は, 市有車両その他の車両を管理し, 各班からの配車要請に基づいて配車を行う。市有車両だけでは不足する場合は, 協定に基づき輸送業者に応援を要請し, 各班からの輸送要請に基づいて連絡調整を行う。

#### (2) 燃料の確保

庁舎・車両・物資班は, 市有車両, 応援車両等, すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

### 2 緊急輸送

#### (1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は, 次のとおりである。

#### ■緊急輸送の範囲

- 消防, 救助救急, 医療, 救護のための要員及び資機材
- 医療救護を必要とする人(負傷者等)
- 災害対策要員
- 食料, 飲料水, 生活必需品等の救援物資
- 応急復旧用資機材
- 緊急避難を要する避難行動要支援者

#### (2) 広域輸送

緊急輸送は, バス, トラック等による陸上輸送を原則とする。ただし, 北海道全域との広域輸送を行う場合は, 鉄道, ヘリコプター及び航空機による輸送を行う。

### 3 輸送拠点の設置

#### (1) 物資拠点

庁舎・車両・物資班は、調達した物資や他都府県市町村等からの救援物資を受入れ、保管・管理するために、観光支援班及び物資管理班と協力して、旭川市総合体育館又は大雪アリーナに物資保管センターを開設する。また、不足する場合は、駅、道路などの交通条件のよい体育館等を物資拠点とする。

(2) ヘリポートの設置

庁舎・車両・物資班は、臨時ヘリポートを予定地に開設する。

---

【参考】

緊急通行車両確認証明書の様式

臨時ヘリポート開設予定地

(旭川市締結協定)

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時におけるバスによる緊急輸送の協力に関する協定書

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

災害時における物資の保管等に関する協定

災害時における緊急輸送等に関する協定

(北海道締結協定)

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定

災害時等における船舶による輸送等に関する協定

# 第10節 災害警備

## ■対策の体系

| 項 目        |             | 担 当       | 活動期 |    |    |
|------------|-------------|-----------|-----|----|----|
|            |             |           | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 警察の災害警備 | 1 災害警備体制の確立 | 警察署       | ○   |    |    |
|            | 2 応急対策      | 警察署       | ○   | ○  | ○  |
| 第2 被災地の警備  |             | 警察署，交通防犯班 |     | ○  | ○  |

## ■自助・共助の役割

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 住民      | ○ 避難所及び被災地の防犯に関すること。 |
| 自主防災組織等 | ○ 避難所及び被災地の防犯に関すること。 |
| 事業所     | —                    |

## 第1 警察の災害警備

### 1 災害警備体制の確立

警察署は、地震が発生した場合、その災害の規模及び態様に応じて「災害警備計画」に基づいて災害警備本部等を設置する。

### 2 応急対策

#### (1) 災害情報の収集

警察署の体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

#### (2) 避難の指示等

災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、市災対本部と連携して避難先を示す。住民の避難にあたっては、市災対本部及び消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導する。

#### (3) 広報

地震が発生した場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、市民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

#### (4) 救助

消防機関や自主防災組織などと協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体の見分等に当たる。

#### (5) 交通規制

道路管理者等と連携して、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両及び規制対象外車両以外の通行を禁止又は制限する。また、通行禁止区域等において、車両等が通行の妨害となるときは、所有者等に対し移動等の措置を命ずる。

## 第2 被災地の警備

---

警察署は、交通防犯班と連携し、避難後の無人化した住宅地、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防、取締まり等に当たる。

# 第11節 建物対策

## ■対策の体系

| 項 目              |                   | 担 当     | 活動期 |    |    |
|------------------|-------------------|---------|-----|----|----|
|                  |                   |         | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 被災建築物の応急危険度判定 | 1 応急危険度判定の準備      | 建築調査班   |     | ○  |    |
|                  | 2 応急危険度判定の実施      | 建築調査班   |     | ○  | ○  |
| 第2 被災宅地の危険度判定    | 1 判定実施体制の準備       | 都市計画班   |     | ○  |    |
|                  | 2 判定の実施           | 都市計画班   |     | ○  | ○  |
| 第3 住家の被災調査       |                   | 調査部     |     | ○  | ○  |
| 第4 応急仮設住宅        | 1 仮設住宅の建設         | 建築班、住宅班 |     | ○  |    |
|                  | 2 応急仮設住宅の対象者      | 住宅班     |     |    | ○  |
|                  | 3 管理              | 住宅班     |     |    | ○  |
|                  | 4 民間賃貸住宅の借り上げ等の措置 | 住宅班     |     |    | ○  |
| 第5 市営住宅の供給       | 1 市営住宅の応急修理       | 住宅班     |     |    | ○  |
|                  | 2 市営住宅の確保         | 住宅班     |     |    | ○  |
| 第6 住宅の応急修理       | 1 住宅の応急修理         | 建築調査班   |     |    | ○  |

## ■自助・共助の役割

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 住民      | ○ 応急危険度判定及び住家の被災調査への協力に関すること。 |
| 自主防災組織等 | ○ 仮設住宅入居者の見守りに関すること。          |
| 事業所     | —                             |

被災者などに対して健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の提供、市営住宅の確保など次に掲げる対策を迅速に行う。

## 第1 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次被害を防止するために、速やかに建築物の被災の程度を判断し、市民の安全確保を図るために情報を提供する。

建築調査班は、「旭川市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下「実施本部業務マニュアル」という。）に基づき、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

## 1 応急危険度判定の準備

### (1) 応急危険度判定実施本部の設置

建築調査班は、市災対本部の下に応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

### (2) 判定拠点の設置，判定実施区域及び判定実施順位の決定

実施本部は、被害情報を基に判定拠点の設置について検討し，必要に応じて設置するとともに，地震の規模及び被災範囲を推定し，要判定区域を設定し当該区域内の判定対象建築物棟数を推計する。

また，推計した要判定対象建築物棟数及び判定実施区域をもとに必要な判定士数及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の数を算定する。

### (3) 判定士等の確保

実施本部は，必要な判定士等を確保するため，地元判定士等の参集要請や支援本部（道，振興局）に判定士等の派遣要請を行う。

また，確保した判定士に対し，ガイダンスを実施する。

### (4) 資機材の確保

実施本部は，マニュアル，ステッカー等の必要な判定資機材等を確保する。

## 2 応急危険度判定の実施

### (1) 判定方法

判定は，「北海道震災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか，「実施本部業務マニュアル」により行い，判定の結果は，「危険（赤）」，「要注意（黄）」，「調査済（緑）」に区分し，建築物の出入口や危険箇所付近の目立つ位置に3色の判定ステッカーを貼付する。

#### ■判定の方法

| 判定対象建物  | 全ての被災建築物（ただし，被害状況により限定する。）  |                                               |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------------------|
| 判定結果の表示 | 「危険」（赤）<br>(UNSAFE)         | 建築物の損傷が激しく，倒壊などの危険性が高い場合であり，立ち入り等ができない。       |
|         | 「要注意」（黄）<br>(LIMITED ENTRY) | 建築物の損傷は認められるが，注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。       |
|         | 「調査済」（緑）<br>(INSPECTED)     | 建築物の損傷が少ない場合である。「調査済」と判定するためには，内観調査の実施が必要となる。 |

### (2) 応急危険度判定を受けた建築物等の所有者への対応

応急危険度判定の開始とともに，建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

## 第2 被災宅地の危険度判定

市は，大規模な地震又は大雨などにより，宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に，被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し，二次災害を軽減及び防止して市民の安全を確保する

ために、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、被災宅地の危険度判定を行う。

## 1 判定実施体制の準備

### (1) 実施本部の設置

都市計画班は、災害対策本部の下に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を周知する。

### (2) 判定拠点の設置、判定実施区域及び判定実施順位の決定

必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に、判定拠点を設置する。

被災の状況（火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救援状況、立入禁止区域、避難場所の状況等）を考慮し、判定実施区域のゾーニングを行う。なお、優先順位付けに当たっては、被災の全般的状況、人的被害の発生状況、二次災害の可能性、災害復旧に対する影響度等を考慮する。

### (3) 判定士等の確保

判定対象宅地数及び判定実施区域をもとに、必要な判定士数を算定する。

実施本部は、必要な判定士等を確保するため、地元判定士の参集要請や支援本部（道）への連絡調整を行う。必要に応じ、災害対策本部長による道への支援要請を行う。

### (4) 資機材の確保

実施本部は、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等を確保する。

## 2 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき、擁壁、宅地地盤、のり面等の対象施設について、クラックや沈下等の被害状況を調査し、判定を行う。

判定の結果は、危険度により「大：危険宅地（赤）」・「中：要危険宅地（黄）」・「小：調査済宅地（青）」に区分し、判定結果を宅地等の見やすい場所に表示して、宅地の使用者・居住者だけではなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

また、判定の結果について被災宅地の所有者等に説明を行い、相談等の対応を行う。

### ■判定結果の表示

| 判定区分 | 判定結果の表示  |                                                                |
|------|----------|----------------------------------------------------------------|
| 大    | 危険宅地（赤）  | 変状等が特に顕著で危険である。避難立入禁止措置が必要。                                    |
| 中    | 要注意宅地（黄） | 変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。<br>また、変状が進行していれば避難も必要。 |
| 小    | 調査済宅地（青） | 変状は見られるが当面は防災上の問題はない。                                          |

### 第3 住家の被災調査

市は、家屋の被害状況を把握するために、り災証明の申請のあった住家※等を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づいて行い、航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

消防部は、消防法に基づき、火災により焼失した家屋等の調査を行う。

住家全壊、住家半壊（大規模半壊・中規模半壊・半壊）、準半壊、準半壊に至らない（一部破損）の認定基準は、下表のとおりである。

#### ■認定基準

| 被害の程度            | 認定基準                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住家全壊<br>(全焼・全流出) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>(半焼)     | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                           |
| 大規模半壊            | 居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。                                                   |
| 中規模半壊            | 居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。                                 |
| 半壊               | 住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、また                                                                                                                                             |

|  |     |                                                                                                                              |
|--|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |     | は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。                                                                |
|  | 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 |

※住家 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

## 第4 応急仮設住宅

### 1 応急仮設住宅の建設

#### (1) 需要の把握

建築班は、被害の程度から応急仮設住宅の概数を把握する。また、住宅班は、災害相談窓口又は避難所にて、応急仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

#### (2) 用地の確保

建築班は、応急仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、あらかじめ調査してある仮設住宅建設可能地から適当な土地を選定する。

#### (3) 仮設住宅の建設

知事から応急仮設住宅の設置について委任を受けた場合、建築班は、プレハブメーカー、建設業者等に応急仮設住宅の建設を発注する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、ストーブの設置、段差の排除等に配慮する。建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

必要に応じて、要配慮者が生活しやすい福祉仮設住宅を建設する。

### 2 応急仮設住宅の対象者

#### (1) 対象者

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

#### (2) 入居者の選定

住宅班は、入居対象者の中から、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査の上、抽選その他公正な方法により入居者を選定する。

#### ■入居対象者

- 住宅が全壊又は全焼した者
- 居住する住家がない者であること。
- 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。
  - ・生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
  - ・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

### 3 管理

住宅班は、入居者の要望等に応じて、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

### 4 民間賃貸住宅の借り上げ等の措置

市は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、市営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて提供する。

## 第5 市営住宅の供給

---

### 1 市営住宅の応急修理

住宅班は、被災した市営住宅の状況を調査し、修理を発注する。応急修理は、要配慮者等を優先し、居住に必要不可欠な部分から実施する。

### 2 市営住宅の確保

住宅班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅を確保して供給する。入居者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

## 第6 住宅の応急修理

---

### 1 住宅の応急修理

市域で発生した災害について、災害救助法が適用された場合は、その定める範囲内において被災した住宅の応急修理を行う。

#### (1) 需要の把握

建築調査班は、災害相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申し込みを受け付ける。

#### (2) 応急修理

建築調査班は、応急修理を建築業者に委託する。応急修理の内容は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

#### (3) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、り災証明書（又はそれに代わるもの）の発行等を受けており、次に該当する者とする。

#### ■応急修理の対象者

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| ・住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 |
|-----------------------------------------------------|

|                                       |
|---------------------------------------|
| ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 |
|---------------------------------------|

.....  
【参考】

（旭川市締結挙定）

災害時における応急対策業務に関する協定

（北海道締結協定）

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

## 第12節 防疫・清掃

### ■対策の体系

| 項 目         |                | 担 当                                                                   | 活動期 |    |    |
|-------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------|-----|----|----|
|             |                |                                                                       | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 防疫活動     | 1 防疫活動         | 第2～4保健班                                                               |     | ○  | ○  |
| 第2 し尿の処理    | 1 仮設トイレの設置     | 環境庶務班                                                                 | ○   | ○  | ○  |
|             | 2 し尿の処理        | 環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班                                                   | ○   | ○  | ○  |
| 第3 災害廃棄物の処理 | 1 がれき等の処理      | 環境庶務班, ごみ処理班                                                          |     | ○  | ○  |
|             | 2 避難所ごみ等の処理    | 環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班                                                   |     |    |    |
|             | 3 思い出の品の処理     | 環境庶務班                                                                 |     | ○  | ○  |
| 第4 一般廃棄物の処理 |                | 環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班                                                   |     | ○  | ○  |
| 第5 障害物の除去   | 1 住宅関係の障害物の除去  | 第6土木班                                                                 |     | ○  | ○  |
|             | 2 河川関係の障害物の除去  | 第6土木班                                                                 |     | ○  | ○  |
|             | 3 主要道路上の障害物の除去 | 第6土木班                                                                 |     | ○  | ○  |
| 第6 動物対策     | 1 収容場所の確保      | 第4保健班                                                                 |     | ○  | ○  |
|             | 2 ペット同行避難への対応  | 第1, 2避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班 |     | ○  | ○  |
|             | 3 被災動物救護本部の活動  | 第4保健班                                                                 |     | ○  | ○  |

### ■自助・共助の役割

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 住民      | ○ 感染症の予防に関すること。<br>○ 同行避難したペットの飼育に関すること。 |
| 自主防災組織等 | ○ 感染症の予防に関すること。                          |
| 事業所     | —                                        |

## 第1 防疫活動

### 1 防疫活動

#### (1) 防疫用資器材・薬品の調達

防疫用資器材・薬剤は、原則として旭川市保健所の所有物を使用する。不足する場合は、市内薬品販売業者から調達する。

#### (2) 消毒の実施等

第4保健班は、必要に応じ、家庭等における消毒方法を指導するほか、所定の方法により次の地域の消毒を行う。

##### ■防疫対象地域

- 堤防被害及び水道管被害によって浸水し、感染症及び病虫害の発生のおそれがあると認められる区域（浸水被害後に、一定の程度で被害場所が乾燥して消毒効果が見込める区域）
- 感染症患者が多く発生している地域
- 避難所
- その他衛生状況が良好でない地域

#### (3) 感染症の予防

第2～4保健班は、感染症の予防対策が必要な場合は、予防措置等を迅速に実施する。

##### ■感染症の予防措置

- 臨時予防接種に関する指示及び命令（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条）（※）
  - 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条）
  - ねずみ族、昆虫等の駆除（同第28条）
  - 物件に係わる措置（同第29条）
  - 死体の移動の制限（同第30条）
  - 生活の用に供される水の使用制限等（同第31条）
  - 建物に係わる措置（同第32条）
  - 交通の制限又は遮断（同第33条）
- ※指示及び命令は医師が実施

## 第2 し尿の処理（旭川市災害廃棄物処理計画参照）

### 1 仮設トイレの設置

#### (1) 必要数の算出

環境庶務班は、避難所の設置状況及び上下水道の損傷状況に応じ、仮設トイレの必要数を算出する。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、必要な台数の確保に努める。

(2) 設置

環境庶務班は、協定等に基づき、仮設トイレの必要数を確保し、設置する。

(3) 広報

環境庶務班は、仮設トイレの設置箇所、維持管理等について、市民へ広報する。

## 2 し尿の処理

(1) 処理方法の決定

環境庶務班は、し尿の発生量を推計し、し尿の収集運搬及び処理方法を決定する。

(2) 収集運搬

ごみ収集班は、仮設トイレのし尿の収集運搬を行う。

(3) 処理

ごみ処理班は、し尿を処理する。し尿処理施設が被災した場合は早急に復旧させる。

## 第3 災害廃棄物の処理（旭川市災害廃棄物処理計画参照）

---

### 1 がれき等の処理

(1) 仮置場の設置

環境庶務班は、破壊された建造物の破片など（以下「がれき等」という。）の発生量を推計し、がれき等の仮置場を確保する。

(2) 広報

環境庶務班は、がれき等の仮置場の場所、分別方法等について、市民へ広報する。

(3) 搬入管理

ごみ処理班は、仮置場への搬入受付及び分別指導を行う。

(4) 処理

ごみ処理班は、仮置場に搬入されたがれき等を適正に処理する。処理施設が被災した場合は早急に復旧させる。また、有害廃棄物を早期に処理し、アスベストが混入しないよう適切に除去する。

### 2 避難所ごみ等の処理

(1) 処理方法の決定

環境庶務班は、避難所や被災により家庭から排出されるごみ（以下「避難所ごみ等」という。）の発生量を推計し、避難所ごみ等の収集運搬及び処理方法を決定する。

(2) 広報

環境庶務班は、避難所ごみ等の排出場所、分別方法等について、市民へ広報する。

(3) 収集運搬

ごみ収集班は、避難所ごみ等の収集運搬を行う。

(4) 処理

ごみ処理班は、避難所ごみ等を処理する。処理施設が被災した場合は早急に復旧させる。

### 3 思い出の品の処理

#### (1) 回収

環境庶務班は、発見された思い出の品を回収する。

#### (2) 保管・管理

環境庶務班は、回収した思い出の品についてリストを作成し、保管する。

#### (3) 返却

環境庶務班は、思い出の品について周知を行い、返却希望者の受付及び返却を行う。

## 第4 一般廃棄物の処理

---

被災地域以外で発生する廃棄物は平常時と同様に処理する。平常時の処理により難しい場合、環境庶務班は新たに処理方法を決定する。

## 第5 障害物の除去

---

### 1 住宅関係の障害物の除去

市長（本部長）は、災害により運ばれた土砂、材木など日常生活に著しい支障を及ぼす障害物の除去について、次のとおり実施する。

#### (1) 除去の対象

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりとする。

#### ■障害物除去の対象者

- |                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当面の日常生活が営み得ない状態にある者</li><li>○ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者</li><li>○ 自らの資力では障害物の除去ができない者</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 除去の方法

障害物の除去は、必要最小限の日常生活が営める状態にすることとする。除去作業については第6土木班が、協定等を活用し民間業者に協力を要請する。防災班は、必要に応じて知事（総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、遊休地等を集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

### 2 河川関係の障害物の除去

第6土木班は、市管理の河川、公共下水道、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。市のみで除去できないときは、協定等を活用し、応援を

要請する。防災班は、必要に応じて知事（総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

除去した障害物は、遊休地等を集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

### 3 主要道路上の障害物の除去

第6土木班は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。市のみでは除去できないときは、協定等を活用し応援を要請する。防災班は、必要に応じて知事（総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

警察及び道路管理者は、交通に支障を及ぼしている車両を発見した場合、その所有者に対し、移動等の措置を要請する。所有者が移動等の措置を行えない場合、警察及び道路管理者が代わりに実施する。

除去した障害物は、遊休地等を集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

## 第6 動物対策

### 1 収容場所の確保

第4保健班は、平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容するが、収容場所が不足する場合は、新規に保護施設を設置する。

### 2 ペット同行避難への対応

避難所担当班等は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンド等にペット専用のスペースを確保する。

また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

### 3 被災動物救護本部の活動

第4保健班は、道及び保健所設置市並びに獣医師会と連携し、「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物救護本部を設置し、放浪動物の保護、関係団体への協力要請など、救護活動を行なう。

---

#### 【参考】

（旭川市締結協定）

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

災害時における機器の調達に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

災害時における資機材のレンタルに関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時協力協定書

災害時における動物救護活動に関する協定

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

## 第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理

### ■対策の体系

| 項 目         |              | 担 当                    | 活動期 |    |    |
|-------------|--------------|------------------------|-----|----|----|
|             |              |                        | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 行方不明者の捜索 | 1 行方不明者情報の収集 | 警察署, 第1, 4 援護班         | ○   | ○  | ○  |
|             | 2 捜索活動       | 警察署, 消防部, 消防団          | ○   | ○  | ○  |
| 第2 遺体の処理    | 1 遺体の安置      | 第1, 4, 6～9 援護班         |     | ○  | ○  |
|             | 2 遺体処理の実施    | 警察署, 第1, 4, 6～9 援護班    |     | ○  | ○  |
| 第3 遺体の火・埋葬  | 1 遺体の火・埋葬    | 第1, 4, 6～9 援護班, 第1 避難班 |     | ○  | ○  |
|             | 2 遺骨の保管      | 第1, 4, 6～9 援護班         |     | ○  | ○  |

### ■自助・共助の役割

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 住民      | —                                       |
| 自主防災組織等 | ○ 地域住民の安否確認に関すること。<br>○ 行方不明者の通報に関すること。 |
| 事業所     | —                                       |

## 第1 行方不明者の捜索

### 1 行方不明者情報の収集

捜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。第1, 4 援護班は、災害相談窓口で受け付けた捜索願い及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出する。

### 2 捜索活動

警察署、消防部、消防団等は、捜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき捜索活動を実施する。

なお、防災班は、警察及び消防の力だけでは捜索が困難と認めたときは、知事（総合振興局長）に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の見分を受ける。遺体の見分は、市が指定した遺体安置所で行う。

## 第2 遺体の処理

---

### 1 遺体の安置

#### (1) 遺体安置所の設置

第1, 4, 6～9 援護班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設する。

#### (2) 納棺用品の調達

第1, 4, 6～9 援護班は、葬儀業者に納棺用品、ドライアイス等の供給を要請する。

### 2 遺体処理の実施

遺体安置所で警察が遺体の見分を行った後、医師は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理及び検案を行う。第1, 4, 6～9 援護班は、道に対し、医師の派遣を要請する。

検案が終了した遺体は、遺族へ引き渡すが、引渡しに時間を要する場合、市は一時的に遺体の保存を行う。

## 第3 遺体の火・埋葬

---

### 1 遺体の火・埋葬

#### (1) 火・埋葬許可証の発行

第1, 4, 6～9 援護班は、火・埋葬許可証を発行する。

#### (2) 火・埋葬

遺体は市内の火葬場にて火葬する。第1 避難班は、遺体が多数のため、市内の火葬場で処理できないときは、近隣市町村の火葬場に火葬を依頼する。遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

### 2 遺骨の保管

第1, 4, 6～9 援護班は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

---

#### 【参考】

(旭川市締結協定)

災害時における遺体搬送等に関する協定書

## 第14節 公共施設等の応急復旧対策

### ■対策の体系

| 項 目         |             | 担 当                                | 活動期 |    |    |
|-------------|-------------|------------------------------------|-----|----|----|
|             |             |                                    | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 ライフライン施設 | 1 上水道施設     | 水道総務班, 連絡調達班, 現地広報・給水班, 配水調整班, 水源班 | ○   | ○  | ○  |
|             | 2 下水道施設     | 水道総務班, 連絡調達班, 下水道班, 処理場班           | ○   | ○  | ○  |
|             | 3 電力施設      | 北海道電力ネットワーク株式会社                    | ○   | ○  | ○  |
|             | 4 ガス施設      | 旭川ガス株式会社                           | ○   | ○  | ○  |
|             | 5 通信施設      | 東日本電信電話株式会社                        | ○   | ○  | ○  |
|             | 6 市有建物の暖房施設 | 建築班                                | ○   | ○  | ○  |
| 第2 交通施設     | 1 道路・橋りょう   | 第1, 3, 4, 6土木班                     | ○   | ○  | ○  |
|             | 2 河川施設      | 第4, 6土木班                           | ○   | ○  | ○  |
|             | 3 鉄道施設      | 北海道旅客鉄道株式会社                        | ○   | ○  | ○  |
|             | 4 バス等の施設    | バス事業者, トラック事業者                     | ○   | ○  | ○  |
| 第3 公共施設     |             | 各施設管理者                             | ○   | ○  | ○  |

### 第1 ライフライン施設

ライフラインの応急対策は、各ライフライン機関があらかじめ定めた防災業務計画等に基づいて実施する。

市災対本部は、防災関係機関連絡室の連絡員等を通じて各ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を収集する。また、本部長は各ライフライン機関に対して、重要施設等の復旧の要請を行う。

#### 1 上水道施設

##### (1) 応急活動体制の確立

水道総務班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急活動体制を確立する。

##### (2) 応急活動

配水調整班及び水源班は、水道管等の被害状況を調査する。地震により浄水場等の施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

### (3) 上水道の復旧対策

配水調整班及び水源班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

#### ■上水道施設の復旧作業

- 管類等の資機材の確保
- 復旧に必要な人員の確保
- 被害状況、復旧の見込み等の広報
- 他水道事業体への応援要請

## 2 下水道施設

### (1) 応急活動体制の確立

水道総務班は、管渠等の被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

### (2) 応急活動

下水道班及び処理場班は、被害状況の調査及び施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止活動を行う。

### (3) 下水道の復旧対策

下水道班及び処理場班は、施設の重要度及び危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を行う。

#### ■下水道施設の復旧作業

- 資機材の確保
- 復旧に必要な人員の確保
- 被害状況、復旧の見込み等の広報
- 他下水道事業体への応援要請

## 3 電力施設

電気施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて行われる。

### (1) 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備する。

### (2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、旭川市に連絡する。また、旭川市災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。

### (3) 通信確保

本、支店、重要発電所の相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）、ラジオ、テレビ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。

(5) 要員の確保

支店は被害の状況により、要員が不足した場合は、本店に要員の確保を要請し、本店は要員を融通する。

なお、被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、対策組織の長は、本店を通じて知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なお、かつ不足するときは、関連工事会社、他電力会社等からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設及び設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

## 4 ガス施設

ガス施設の管理者は、地震時には、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

## 5 通信施設

東日本電信電話株式会社は、地震が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

(1) 地震時の活動体制

地震が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、道、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

地震の発生とともに、設備及び資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、地震の状況及び電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定められた復旧順位に従って実施する。

(4) 広報

地震が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

## 6 市有建物の暖房施設

冬期に災害が発生した場合、次の対策を速やかに実施する。

### (1) 応急活動

建築班（設備課）は、重要施設の暖房・給油設備等の被害状況を調査し、協定を活用するなど応急工事等を手配する。

### (2) 燃料の調達

各施設管理者は、施設に必要な燃料を販売業者から調達する。

## 第2 交通施設

---

### 1 道路・橋りょう

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。第2，4，6土木班は、市所管道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋りょうについては、応急措置を行う。

#### (1) 状況の把握

第3，6土木班は、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の状況を把握する。

#### (2) 道路の啓開

第6土木班は、液状化等による路面の亀裂、路肩の崩壊、がけ崩れ等により通行に支障がある場合は、障害物の除去を行い、迅速に啓開する。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置を取る。なお、道路の啓開は、緊急輸送等に必要な路線を優先的に行う。

#### (3) 道路・橋りょうの復旧対策

第4，6土木班は、緊急巡回及び緊急点検によって得られた情報を整理検討の上、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

#### (4) 応援要請

第1，4，6土木班は、道路の啓開、応急復旧等を行うときは、重機、資機材、復旧要員等の応援を旭川建設業協会に要請する。

なお、防災班は、必要に応じて知事（総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

## 2 河川施設

### (1) 状況の把握

第6土木班は、所管の河川施設の巡回を行い堤防等河川施設の状況を把握する。

また、北海道開発局等関係機関との連携をとる。

### (2) 応急対策

第4，6土木班は、所管の河川施設が被災した場合は、二次災害等の発生を予防するよう応急措置をとる。

### 3 鉄道施設

鉄道施設の応急復旧対策は、北海道旅客鉄道株式会社が定めた「防災業務計画」に基づいて行われる。

#### (1) 駅舎、駅構内等

駅所長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火、防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

#### (2) 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

#### (3) 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関、協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺、風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立入りを禁止する。

### 4 バス等の施設

#### (1) バス停留所等

各事業所長は、災害の状況及びバス停留所周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して安全確認、防御体制の確立、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

#### (2) 旅客走行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

#### (3) トラック運行

危険物積載トラック車両に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒又はそのおそれのあるときは、関係業務機関、協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、トラック車両を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス又は有毒ガスが噴出して周辺、風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

## 第3 公共施設

---

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

---

### 【参考】

（旭川市締結協定）

防災情報の共有に係る協定書

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定

災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害時協力協定書

# 第15節 農業対策

## ■対策の体系

| 項 目      |           | 担 当                         | 活動期 |    |    |
|----------|-----------|-----------------------------|-----|----|----|
|          |           |                             | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 農林業対策 | 1 応急対策    | 農業振興班，農林整備班，東和土地改良区，旭川土地改良区 | ○   | ○  |    |
| 第2 畜産業対策 | 1 被害調査    | 農業振興班                       |     | ○  | ○  |
|          | 2 家畜の保護   | 農業振興班                       |     | ○  | ○  |
|          | 3 死亡家畜の処理 | 農業振興班                       |     | ○  | ○  |

## 第1 農林業対策

### 1 応急対策

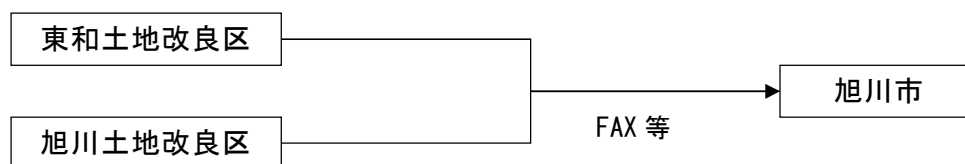
#### (1) 状況の把握

農林整備班は，農業用施設の巡回及び点検を行い農業用施設等の状況を把握する。

特に，ダム管理規程に基づきダムの臨時点検を行い，異常かつ重大な状態が発見されたときは，関係機関に通報し管理体制を強化する。

東和土地改良区又は旭川土地改良区は，一定規模以上又は決壊時に甚大な影響を与えるおそれのあるものと指定された防災重点ため池について，臨時点検を行い，異常かつ重大な状態が発見されたときは，関係機関に周知する。

#### (2) 情報の伝達経路



#### (3) 被害調査

農業振興班及び農林整備班は，地震による農林業の被害調査を行う。

### ■被害調査の項目

|      |           |        |         |       |
|------|-----------|--------|---------|-------|
| 農業被害 | ○ 農地      | ○ 農作物  | ○ 農業用施設 | ○ ダム  |
|      | ○ 防災重点ため池 |        |         |       |
| 林業被害 | ○ 林地      | ○ 治山施設 | ○ 林道    | ○ 林産物 |

## 第2 畜産業対策

### 1 被害調査

農業振興班は、家畜や畜舎等の営農施設の地震による被害調査を行う。

### 2 家畜の保護

農業振興班は、被害調査結果により、被災農家が家畜飼料等の確保ができないと認められるときは、文書をもって総合振興局長に対して応急飼料の斡旋を要請する。

また、畜舎の倒壊により家畜に被害が生じたときは、道、農業共済組合、獣医師等と協力して家畜救護班を編成し、家畜の治療等の救護に当たる。

#### ■応急飼料の斡旋方法

| 要 請 先 | 上川総合振興局産業振興部農務課 |                                                                                                                                          |
|-------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要請事項  | 飼料              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家畜の種類及び頭羽数</li> <li>○ 飼料の種類及び数量</li> <li>○ 購入予算額</li> <li>○ 農家戸数等参考になる事項</li> </ul>             |
|       | 転飼              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家畜の種類及び頭数</li> <li>○ 転飼希望期間</li> <li>○ 管理方法</li> <li>○ 転飼予算額</li> <li>○ 農家戸数等参考になる事項</li> </ul> |

### 3 死亡家畜の処理

農業振興班は、家畜が死亡したときは、所有者が死亡獣畜取扱場に運搬して処理するよう指導する。

また、運搬することが困難な場合は、旭川市保健所長の許可を得て処理する。

## 第16節 文教・保育対策

### ■対策の体系

| 項 目           |                | 担 当                                                                    | 活動期 |    |    |
|---------------|----------------|------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|
|               |                |                                                                        | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 応急保育       | 1 園児等の安否確認     | 子育て支援班                                                                 | ○   |    |    |
|               | 2 応急保育の実施      | 子育て支援班                                                                 |     | ○  | ○  |
| 第2 応急教育       | 1 児童及び生徒等の安否確認 | 第2教育班                                                                  | ○   |    |    |
|               | 2 避難所開設への協力    | 第1, 2避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班, | ○   |    |    |
|               | 3 応急教育活動       | 第2教育班                                                                  |     | ○  | ○  |
|               | 4 学校施設の応急復旧    | 第1教育班                                                                  |     | ○  | ○  |
| 第3 社会教育施設等の対策 | 1 社会教育施設等の応急措置 | 第4～9教育班                                                                |     | ○  | ○  |
|               | 2 文化財に対する措置    | 第5教育班                                                                  |     |    | ○  |

### 第1 応急保育

#### 1 園児等の安否確認

保育所等及び幼稚園の園長等は、地震が発生した場合は、園児等の無事を確認し、安全な空地あるいは避難所に避難させる。保護者の引き取りがあった場合は、園児等を帰宅させる。

また、迎えない園児等は、一時的に保護する。

休日、夜間等に地震が発生した場合、子育て支援班は、園長等を通じて園児等及び職員の安否の確認を行うとともに、保護者の所在及び安否情報の把握に努める。

#### 2 応急保育の実施

保育所等の園長等は、子育て支援班と連携し、施設の被害状況の把握に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

## 第2 応急教育

### 1 児童及び生徒等の安否確認

各学校では、児童及び生徒が在校時に地震が発生した場合、生徒の無事を確認し安全な空地あるいは避難所に、児童及び生徒を避難させる。

また、被災状況等に応じて、保護者の引き取り、集団下校等の措置をとる。

休日、夜間等に地震が発生した場合は、第2教育班は、学校長を通じて、児童、生徒及び教職員の安否の確認を行う。

### 2 避難所開設への協力

各学校長は、避難所の開設・運営に協力する。

### 3 応急教育活動

#### (1) 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、第2教育班と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

#### ■応急教育の場所

| 被害の程度                  | 応急教育のための予定場所                          |
|------------------------|---------------------------------------|
| 校舎の一部が被害を受けた場合         | ○ 被害を免れた学校内施設                         |
| 校舎の全体が被害を受けた場合         | ○ 公民館等の公共施設<br>○ 隣接学校の校舎              |
| 特定の地域について相当大きな被害を受けた場合 | ○ 最も近い被災のない地域の学校又は公共施設<br>○ 応急仮設校舎の設置 |

#### (2) 応急教育の準備

第2教育班及び学校長は、臨時の学級編制を行い、児童、生徒及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、北海道教育委員会と連携して学級編制の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

#### (3) 応急教育の要領

応急教育において実施する学習指導及び生徒指導については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

#### ■応急教育の留意事項

|      |                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 学習指導 | 教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導及び安全教育を指導する。                                             |
| 生徒指導 | ○ 児童及び生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。<br>○ 関係機関、医師会及びその他専門家と連携・協力して、児童及び生徒の「こころのケア」対策を行う。 |

(4) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。

(5) 避難所との区分

第2教育班、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所担当班等と協議して、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

(6) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童及び生徒に対し、必要な教材及び学用品を給与する。第2教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童及び生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品及び文房具については被害状況別及び小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具及び学用品は、市内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

#### 4 学校施設の応急復旧

第1教育班は、学校施設が被災した場合、被害を調査して補強・修理等の応急措置を行う。

### 第3 社会教育施設等の対策

---

#### 1 社会教育施設等の応急措置

第4～9教育班は、施設管理者等と連携し、地震後、建物倒壊、火災等により危険な場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。

社会教育施設等が被災した場合、各班は、補強・修理等の応急措置を行う。

また、被災した社会教育施設等を避難所及び物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認の上、使用する。

#### 2 文化財に対する措置

第5教育班は、文化財に被害が発生したときには、北海道教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

---

#### 【参考】

（旭川市締結協定）

災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

# 第17節 災害ボランティア対策

## ■対策の体系

| 項 目             |                   | 担 当                       | 活動期 |    |    |
|-----------------|-------------------|---------------------------|-----|----|----|
|                 |                   |                           | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 災害ボランティア活動   | 1 災害ボランティアの活動分野   | —                         |     | ○  | ○  |
|                 | 2 市の役割            | 地域活動推進班，<br>第1援護班         |     | ○  | ○  |
| 第2 一般ボランティアへの対応 | 1 災害ボランティアセンターの設置 | 地域活動推進班，<br>第1援護班，社会福祉協議会 |     | ○  | ○  |
|                 | 2 一般ボランティアの受入れ    | 地域活動推進班，<br>第1援護班，社会福祉協議会 |     | ○  | ○  |
| 第3 専門ボランティアへの対応 |                   | 各班                        |     | ○  | ○  |

## 第1 災害ボランティア活動

### 1 災害ボランティアの活動分野

大規模な災害の場合，応急対策の実施にあたり，多くの人員を必要とするため，専門及び一般ボランティアの協力を得ることが必要となる。

災害ボランティアの活動分野は，次のとおりである。

### ■災害ボランティアの主な活動分野

| 区 分      | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害・安否・生活情報の収集及び伝達</li> <li>○ 避難所の運営補助</li> <li>○ 食料・水の配布，その他の災害救助活動</li> <li>○ 要配慮者・避難者等の生活支援</li> <li>○ その他危険のない軽作業</li> </ul>                                                                                                                       |
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急・救助（消防職団員OB）</li> <li>○ 医療・看護（医療従事者）</li> <li>○ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）</li> <li>○ 高齢者・障害者等の介護（社会福祉士，介護士，手話通訳等）</li> <li>○ 非常通信（アマチュア無線技士）</li> <li>○ 資機材の輸送，特殊車両等の操作（特殊車両等の運転資格者等）</li> <li>○ 外国語通訳</li> <li>○ ボランティアコーディネート（ボランティアコーディネーター）</li> </ul> |

## 2 市の役割

地域活動推進班及び第1援護班は、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした次の活動を行う。

### ■災害ボランティア活動に対する市の主な活動

- 必要に応じて社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。
- ライフラインの復旧、交通規制や公共交通機関の復旧、防災対策の状況など、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供する。
- ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、事務機器等を提供する。
- 災害ボランティアの健康管理について配慮する。
- ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努め、その情報をボランティアコーディネーター等に提供する。

## 第2 一般ボランティアへの対応

### 1 災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、必要に応じ、災害時における災害ボランティア活動に関する様々な情報を収集及び管理してボランティアの活動を円滑にするため、災害ボランティアセンター等を速やかに開設する。

災害ボランティアセンターは、旭川市ときわ市民ホール（旭川市5条通4丁目）及び旭川勤労者体育センター（旭川市6条通4丁目）に設置するものとする。ただし、旭川市ときわ市民ホール又は旭川勤労者体育センターが被災等により利用困難な場合には、旭川市はこれに代わる場所を確保して社会福祉協議会に提供するものとする。

災害ボランティアセンターの活動内容は、次のとおりである。

なお、ボランティアの受付や活動内容の割り振りなどは、ボランティアコーディネーター等に委ねる。

### ■災害ボランティアセンターの主な活動内容

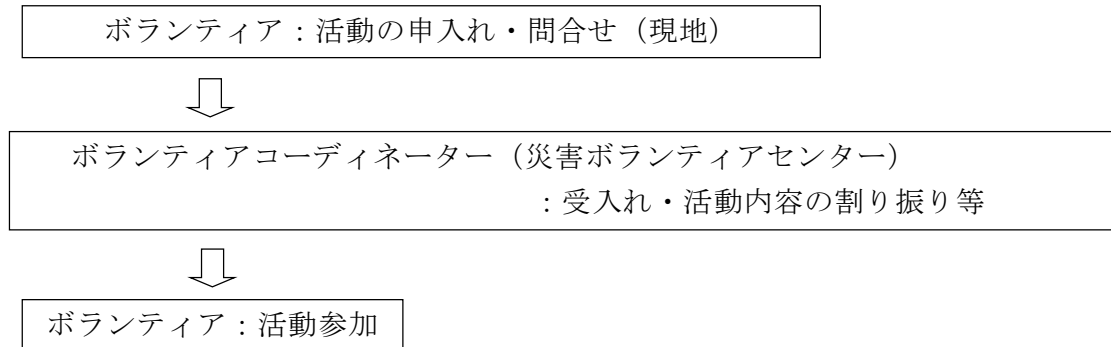
- 市、道社会福祉協議会災害ボランティア対策本部等との連絡調整
- 被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握
- ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート
- 災害ボランティアの受入れ
- 災害ボランティアの保険の加入
- ボランティア活動の支援及び活動に必要な資機材の調達
- ボランティア登録者への活動要請
- 各関係機関、報道機関等に対する情報提供及び広報

○ ボランティア活動の記録管理

## 2 一般ボランティアの受入れ

一般ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターの窓口にて受付け、登録を行う。

### ■一般ボランティア受入れの流れ



## 第3 専門ボランティアへの対応

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受入れを行う。  
不足する場合は、社会福祉協議会や道等と連携し、要員を確保する。

## 第18節 要配慮者対策

### ■対策の体系

| 項 目                |                       | 担 当                                                                                                        | 活動期 |    |    |
|--------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|
|                    |                       |                                                                                                            | 初動  | 応急 | 復旧 |
| 第1 要配慮者への対応        | 1 避難行動要支援者の安全確認       | 第2, 3, 5～9 援護班                                                                                             | ○   |    |    |
|                    | 2 避難所での支援             | 第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 医療班 |     | ○  | ○  |
|                    | 3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援 | 第2, 3, 5～9 援護班                                                                                             |     | ○  | ○  |
|                    | 4 仮設住宅での支援            | 第2, 3, 5～9 援護班                                                                                             |     |    | ○  |
| 第2 要配慮者利用施設入居者への対策 | 1 地震発生時の安全確保          | 各施設管理者                                                                                                     | ○   |    |    |
|                    | 2 施設における生活の確保         | 各施設管理者                                                                                                     |     | ○  | ○  |
| 第3 外国人への対応         | 1 外国人への広報             | 都市交流班                                                                                                      | ○   | ○  | ○  |
|                    | 2 外国人への援助             | 都市交流班, 第1, 2 避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9 教育班, 第2～6 特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班                           | ○   | ○  | ○  |
| 第4 観光客への対応         | 1 安全確保                | 観光支援班                                                                                                      | ○   |    |    |
|                    | 2 一時滞在施設の確保           | 観光支援班                                                                                                      |     | ○  |    |
|                    | 3 帰宅支援                | 観光支援班                                                                                                      |     | ○  | ○  |

### ■自助・共助の役割

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 住民      | ○ 地域の要配慮者の支援に関すること。 |
| 自主防災組織等 | ○ 地域の要配慮者の支援に関すること。 |
| 事業所     | ○ 観光客の支援に関すること。     |

市は、「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引き（全体計画）」に基づき、自主防災組織、福祉関係団体等と協力し、要配慮者対策を行う。

## 第1 要配慮者への対応

### 1 避難行動要支援者の安全確認

#### (1) 安否確認

第2, 3, 5～9 援護班は、町内会・自主防災組織・福祉関係団体などの避難支援等関係者と協力して避難区域の在宅避難行動要支援者の安否確認を行う。所在が不明な者についても、避難支援等関係者と協力し、確認を行う。

また、災害の状況によって、移送の可否等を検討する。

#### (2) 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地域の町内会、自主防災組織等の避難支援等関係者が行う。

第2, 3, 5～9 援護班は、高齢者、幼児、傷病者及び歩行困難な避難行動要支援者の避難支援を行う。

### 2 避難所での支援

#### (1) 避難所における援護対策

医療班は、避難直後に具合が悪くなる要配慮者に対し、医療救護チームと協力してトリアージを行い、健康状態を確認する。

また、第2, 3, 5～9 援護班は、避難所担当班等、避難所運営委員会及びボランティアと協力して、要配慮者用の設備、スペースの確保等を行う。

#### ■避難所における要配慮者への支援

|               |                                              |
|---------------|----------------------------------------------|
| トリアージ及び応急処置   | ○ 避難直後に具合が悪くなる要配慮者等のトリアージ及び応急措置              |
| ケアサービスリストの作成  | ○ 必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模<br>○ その他介護に必要な状況     |
| 必要な設備         | ○ 踏み板等、段差の解消      ○ 簡易ベッド<br>○ パーティション（間仕切り） |
| 要配慮者専用スペースの確保 | ○ 可能な限り少人数部屋      ○ トイレ                      |

#### (2) 広報活動への配慮

広報班、都市交流班、避難所担当班等は、援護部やボランティアの協力を得て、伝言や手話等で広報を行い、視聴覚障害者に配慮する。

#### (3) 巡回ケアサービス等の実施

第2, 3, 5～9 援護班は、避難所の要配慮者に対して、医師、歯科医師、保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。

#### (4) 社会福祉施設等への入所

避難所の要配慮者は、状況に応じて可能な限り、地域の身近な福祉避難所や地域の拠点となる福祉避難所としている社会福祉施設等の協力を求め入所させる。

### 3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援

第2, 3, 5～9 援護班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、児童相談員、ケースワーカー等による心や今後の生活設計等の各種の相談に応じるとともに、社会福祉士、介護福祉士等による避難行動要支援者への巡回相談や、ボランティアによるホームヘルプサービスの実施に努める。

#### 4 仮設住宅での支援

第2, 3, 5～9 援護班は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、要配慮者の生活を支援する。

## 第2 要配慮者利用施設入居者への対策

---

### 1 地震発生時の安全確保

各要配慮者利用施設では、地震により入所者が負傷した場合は、救護所等に移送する。火災の発生や建物倒壊の危険性があるときは、入所者の安否を確認し、近隣の住民等の協力を要請して避難措置をとる。火災が発生した場合、可能な限り職員は初期消火を行う。

市は、要配慮者利用施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

### 2 施設における生活の確保

各施設管理者は、地震によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が不足した場合、必要とする品目、数量等を確認の上、食料物資部又は水道部に供給を要請する。

## 第3 外国人への対応

---

### 1 外国人への広報

都市交流班は、外国語の広報紙を作成し、地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

### 2 外国人への援助

都市交流班、避難所担当班等は、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを確保し、外国人に対する援助策や情報提供を実施する。

## 第4 観光客への対応

---

### 1 安全確保

#### (1) 避難誘導

観光事業者、交通機関等は、口頭や放送等により観光客に呼びかけ、安全な場所へ避難誘導する。

#### (2) 観光客の把握

観光支援班は、観光事業者、交通機関等と連携し、観光客の安否、滞在場所、人数等を把握する。

## 2 一時滞在施設の確保

観光支援班は、観光事業者、交通機関等と連携し、必要に応じて、一時的に観光客が滞する施設を確保する。

## 3 帰宅支援

観光支援班は、観光客に対し、災害情報、交通機関の復旧状況等について情報提供する。  
長期にわたり帰宅が困難となる場合は、道、バス協会等と連携し、帰宅手段の確保に努める。

---

### 【参考】

（旭川市締結協定）

福祉避難所の指定に関する協定書

避難所施設使用に関する協定書

災害時における介護用、福祉用具等の調達に関する協定書

福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定

（北海道締結協定）

災害時における帰宅者支援に関する協定

# 第 19 節 災害救助法の適用

## 第 1 災害救助法の適用基準

### 1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号～第4号の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

#### ■災害救助法の適用基準

| 指標となる被害項目                                                                      | 滅失世帯数                    | 該当条項                 |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|
| (1) 市内の住家が滅失した世帯の数                                                             | 市 150世帯以上                | 第1項第1号               |
| (2) 道内の住家が滅失した世帯の数、かつ市内の住家が滅失した世帯の数                                            | 道 2,500世帯以上<br>かつ市75世帯以上 | 第1項第2号               |
| (3) 道内の住家が滅失した世帯の数、かつ市で多数の世帯の住家が滅失                                             | 道12,000世帯以上              | 第1項第3号<br>前段（注1）     |
| (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市で多数の世帯の住家が滅失した場合 |                          | 第1項第3号<br>後段<br>（注2） |
| (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合                       |                          | 第1項第4号<br>（注3）       |

（注1）上記(3)の「多数の世帯」という場合の世帯数

(3)で定める災害の多数の世帯（(4)の場合も含む。）は、次に掲げる理由から確定数では示していない。

ア 被害の進行が緩慢か急激か、死傷者が生じているか等の被害態様により異なること。

イ 四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであること。

ウ 現に各市町村の救助活動に任せられない程度の被害か否かで判断されるもので、各市町村の人口、その他の規模だけではなく現実の救助体制等によっても異なること。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から多数の世帯とは、最低5世帯以上は必要と考えられる。

なお、住家の滅失が5世帯を下回り、滅失世帯が多数と認められないため、(3)に該当しない災害であっても(4)の定めるところ等により、法による救助の途は開かれている。

（注2）上記(4)の府令で定める特別な事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、その

ために特殊の技術を必要とする場合。

ウ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

(注3) 上記(5)の府令で定める基準

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(ウ) M8.0以上の南海トラフ地震発生後(半割れ後)の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

a 平年に比して、短時間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

b 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化

c 雪崩れ発生による人命及び住宅被害の発生

※1 令第1条第1項第1号～第3号に該当する可能性はあっても、夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる。

※2 第4号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであるため、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討のうえ、適用の判断すること。

## 2 被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、北海道地域防災計画で定める「災害情報等報告取扱要領(昭和59年10月15日消防災第267号) 4 被害状況判定基準」によって行う。

## 第2 滅失世帯の算定基準

### 1 滅失世帯の算定

住家※<sup>1</sup>が滅失した世帯※<sup>2</sup>の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

#### ■滅失世帯の算定方法

| 滅失住家<br>1世帯 | 住家被害状況                    |  | 算定根拠 |
|-------------|---------------------------|--|------|
|             | 全壊、全焼又は流失                 |  | 1世帯  |
|             | 半壊又は半焼                    |  | 2世帯  |
|             | 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態 |  | 3世帯  |

## 2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

### ■被害の認定基準

| 被害の区分                                    | 認 定 の 基 準                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住家が滅失したもの（全壊、全焼又は流失）                     | 住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 |
| 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（半壊又は半焼）             | 住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。                                           |
| 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの | 上記2項目に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。                                                                                                                               |

※1 「住家」とは、現実に居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

（注1）一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

（注2）法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

※2 「世帯」とは、

ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ2世帯として取り扱うこと。

ウ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

## 第3 災害救助法の適用手続き

### 1 災害救助法の適用要請

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を総合振興局長に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

### ■総合振興局長への主な報告事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

## 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置に関して指示を受ける。

## 3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

# 第4 救助の実施者，救助の内容等

---

## 1 救助の実施者

災害救助法による救助は知事が行い、市長はこれを補助する。

ただし、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、知事から事務委任を受けた救助については、市長がこれを行う。

### ■救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療
- 助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索
- 死体の処理
- 障害物の除去
- 輸送費及び賃金職員等雇上費

## 2 救助の内容等

救助の程度、方法、期間、実費弁償等の救助の内容については、災害救助法施行令に基

づく内閣府令等による。

---

**【参考】**

災害救助法による救助の内容等

被害状況の判断基準

## 第 3 章 災害復旧計画



## 第1節 市民生活復旧への支援

| 項            | 目                  | 担 当                                    |
|--------------|--------------------|----------------------------------------|
| 第1 被災者への支援   | 1 被災者台帳の作成         | 防災課                                    |
|              | 2 安否情報の提供          | 防災課                                    |
|              | 3 災害弔慰金等の支給        | 福祉保険課                                  |
|              | 4 災害援護資金等の貸付け      | 福祉保険課                                  |
|              | 5 災害復興住宅資金の融資      | 住宅金融支援機構                               |
|              | 6 り災証明書の発行         | 防災課, 総務部                               |
|              | 7 災害公営住宅の供給        | 市営住宅課                                  |
|              | 8 市税等の減免等          | 税制課, 市民税課, 資産税課, 納税管理課, 納税推進課, 国民健康保険課 |
|              | 9 職業の斡旋            | 旭川公共職業安定所                              |
| 第2 地域経済の復旧支援 | 1 農林業への支援          | 農政課                                    |
|              | 2 中小企業への融資         | 経済部                                    |
| 第3 義援金の受付・配分 | 1 義援金の受付           | 福祉保険課, 国民健康保険課                         |
|              | 2 義援金の配分           | 福祉保険課, 国民健康保険課                         |
|              | 3 北海道による義援金の募集及び配分 | 北海道                                    |

※担当名は、災害対策の事務分掌での部課名を使用することにより、分かりにくい対策があるので、通常事務の部課名等を使用する。

### 第1 被災者への支援

#### 1 被災者台帳の作成

##### (1) 被災者台帳の作成

防災課は、被災者への支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、全庁的に共有を図る。

##### ■被災者台帳の項目

- ☐ 氏名
- ☐ 生年月日
- ☐ 性別
- ☐ 住所又は居所
- ☐ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ☐ 援護の実施状況
- ☐ 要配慮者の場合は、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ☐ 電話番号その他連絡先
- ☐ 世帯の構成
- ☐ り災証明書の交付状況
- ☐ 市長が台帳情報を市外の者に提供することに被災者本人が同意している場合に

は、その提供先

- 上記の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及び日時
- 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- その他被災者の援護の実施に関し、市長が必要と認める事項

## (2) 被災者台帳の利用

防災課は、必要に応じて市災対本部内において被災者台帳を利用する。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

被災者が自らに適した支援制度を利用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を利用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 2 安否情報の提供

防災課は、被災者の安否情報について家族、親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

## 3 災害弔慰金等の支給

### (1) 災害弔慰金

福祉保険課は、「旭川市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

### (2) 災害障害見舞金

福祉保険課は、「旭川市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給する。

### (3) 被災者生活再建資金

福祉保険課は、自然災害により居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、全都道府県が拠出した基金から支給される支援金の支給申請を受け付ける。

## 4 災害援護資金等の貸付け

### (1) 災害援護資金

福祉保険課は、「旭川市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

### (2) 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「旭川市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象と

なる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

## 5 災害復興住宅資金の融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害復興住宅資金を融資する。

## 6 り災証明書の発行

家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災台帳で確認の上、発行する。なお、り災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

「旭川市り災証明等取扱要綱」に基づき、次の事項とする。

### ■り災証明書等の担当及び証明事項

| 担 当     | 証 明 の 範 囲                           |
|---------|-------------------------------------|
| 防災課・総務部 | 家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らないもの |

## 7 災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。市営住宅課は、災害公営住宅の整備及び管理を行う。

### ■災害公営住宅の適用条件（公営住宅法（昭和20年法律第193号）第8条）

- 地震、暴風雨、洪水又はその他異常な天然現象による災害の場合
  - ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
  - ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
  - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- 火災による場合
  - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
  - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

## 8 市税等の減免等

税制課、市民税課、資産税課、納税管理課及び納税推進課は、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

### ■租税の減免等の種類

| 種類      | 内容                                                                    |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 納税期限の延長 | 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。 |
| 徴収猶予    | 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、そ               |

|    |                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|    | の者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条） |
| 減免 | 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。                                                     |

#### ■税等の減免の内容

| 税 目           | 減 免 の 内 容                  |
|---------------|----------------------------|
| 個 人 の 市 民 税   | 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。     |
| 固定資産税・都市計画税   | 災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。  |
| 国 民 健 康 保 険 料 | 被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| 軽 自 動 車 税     |                            |
| 特 別 土 地 保 有 税 | 災害により著しく価値を減じた土地について行う。    |

## 9 職業の斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人及び求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。経済総務課では、市民にこれらの情報を提供する。

#### ■職業安定所の職業の斡旋

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

## 第2 地域経済の復旧支援

### 1 農林業への融資

農政課は、災害により被害を受けた農林業者に対し、道、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

#### ■農林業への融資

- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関）
- 日本政策金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合・金融機関）

### 2 中小企業への融資

経済部は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金及び事業費の融資を促進する。

#### ■ 中小企業への融資制度

- 一般金融機関及び政府系金融機関の融資
- 中小企業総合振興資金等の融資
- 信用保証協会による融資の保証
- 災害融資特別県費預託等

## 第3 義援金の受付・配分

---

### 1 義援金の受付

福祉保険課及び国民健康保険課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の  
 手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

### 2 義援金の配分

福祉保険課及び国民健康保険課は、義援金を受け付ける場合、又は北海道災害義援金配  
 分委員会から義援金が配分される場合、旭川市附属機関の設置等に関する条例（平成29年  
 旭川市条例第11号）に基づき、外部委員を含めた義援金配分委員会を組織し、同委員会に  
 おいて、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分に必要な事項を決  
 定する。

### 3 北海道による義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするとき  
 は、北海道義援金募集委員会及び北海道義援金配分委員会を設置し、これに当たる。

---

#### 【参考】

被災者生活再建支援法に基づく支援

北海道災害義援金募集委員会会則

北海道災害義援金配分委員会会則

（旭川市締結協定）

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

（北海道締結協定）

災害時における隊友会の協力に関する協定

## 第2節 災害復旧事業の推進

### 第1 災害復旧事業の推進

---

道及び市は、災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定及び社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。

#### ■公共施設の災害復旧事業の種類

- 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・ 河川
  - ・ 砂防設備
  - ・ 林地荒廃防止施設
  - ・ 地すべり防止施設
  - ・ 急傾斜地崩壊防止施設
  - ・ 道路
  - ・ 下水道
  - ・ 公園
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 都市施設災害復旧事業計画
- 上水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 空港施設災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- その他災害復旧事業計画

### 第2 激甚法による災害復旧事業

---

道及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を

受ける。

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助

| 助 成 区 分                              | 財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共土木施設<br>災害復旧事業<br>等に関する特<br>別の財政援助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共土木施設災害復旧事業</li> <li>○ 公共土木施設災害関連事業</li> <li>○ 公立学校施設災害復旧事業</li> <li>○ 公営住宅災害復旧事業</li> <li>○ 生活保護施設災害復旧事業</li> <li>○ 児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>○ 老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業</li> <li>○ 知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設災害復旧事業</li> <li>○ 女性自立支援施設災害復旧事業</li> <li>○ 感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>○ 感染症予防事業</li> <li>○ 堆積土砂排除事業</li> <li>○ 湛水排除事業</li> </ul> |
| 農林水産業に<br>関する特別の<br>助成               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する<br/>暫定措置の特例</li> <li>○ 森林災害復旧事業に対する補助</li> <li>○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li> </ul>                                                                                                    |
| 中小企業に関<br>する特別の助<br>成                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関<br/>係保証の特例</li> <li>○ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115<br/>号）による貸付金等の償還期間等の特例</li> <li>○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
| その他の財政<br>援助及び助成                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</li> <li>○ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸<br/>付けの特例</li> <li>○ 水防資材費の補助の特例</li> <li>○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</li> <li>○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例</li> <li>○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</li> <li>○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付に関<br/>する特例</li> </ul>                         |

## 第3節 災害復興計画の推進

### 第1 災害復興体制の確立

---

大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定する。災害復興事業については、復興のための都市づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

### 第2 災害復興の推進

---

災害復興事業のうち都市づくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。